実績評価書

平　成　１　９　年　７　月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成17年12月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択し、業績目標ごとに設定した業績指標を１年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成17年12月に、基本計画に基づき、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成18年実績評価計画書」を作成したところ、このたび、基本計画及び「平成19年政策評価の実施に関する計画」（平成18年12月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、「平成18年実績評価計画書」において示した28の業績目標の実施状況についてそれぞれ評価を行い、評価結果を明らかにするとともに、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものである。

【凡例】

1　達成度の評価の基準について

○　達成

指標をすべて達成していると認められるもの

○　おおむね達成

指標をすべて達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

○　達成が十分とは言い難い

指標をすべて達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分程度と認められるもの

2　認知件数等について

○　認知件数

警察において発生を認知した事件の件数をいう。

○　検挙件数

警察において検挙した事件の件数をいう。

○　送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

○　検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

○　送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

3　刑法犯及び特別法犯について

○　刑法犯

交通事故に係る業務上（重）過失致死傷及び危険運転致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「決闘罪ニ関スル件」、「爆発物取締罰則」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

○　特別法犯

上記の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、交通事故に係る業務上（重）過失致死傷及び危険運転致死傷並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

なお、特別法犯については、原則として認知件数は計上していない。

基本目標１　市民生活の安全と平穏の確保
業績目標１　安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策の推進・・・・・・・1
業績目標２　地域警察官による街頭活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・4
業績目標３　少年非行防止・保護総合対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・7
業績目標４　良好な生活環境を保持するための諸対策の推進・・・・・・・・・・13
業績目標５　経済犯罪・環境犯罪対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
基本目標２　犯罪捜査の的確な推進
業績目標１　重要犯罪に係る捜査の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
業績目標２　重要窃盗犯に係る捜査の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化・・・・・・・・・・・23
業績目標４　「振り込め詐欺（恐喝）」等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び
予防活動の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
業績目標５　科学的な捜査の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
基本目標３　組織犯罪対策の推進
業績目標１　暴力団犯罪等被害の防止と回復・・・・・・・・・・・・・・・・・32
業績目標２　暴力団資金源対策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
業績目標３　暴力団等の危険から市民社会を守るための施策の推進・・・・・・・42
業績目標４　薬物対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
業績目標５　銃器対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
業績目標６　来日外国人犯罪対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
基本目標４　安全かつ快適な交通の確保
業績目標１　交通安全意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
業績目標２　初心運転者及び高齢運転者に係る施策の推進による交通事故防止・・65
業績目標３　交通秩序の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
業績目標４　道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
基本目標５　国の公安の維持
業績目標１　重大テロ事案の予防鎮圧に向けた的確な警備措置の推進・・・・・・77
業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処・・・・・・・・・・・81
業績目標３　警備犯罪取締りの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
業績目標４　情報収集・分析機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
基本目標６　犯罪被害者等の支援
業績目標１　犯罪被害給付制度の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
業績目標２　被害者支援のための環境整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・92
基本目標７　情報セキュリティの確保
業績目標１　サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進・・・・・・・・・・・・・96
基本目標８　ＩＴを活用した国民の利便性・サービスの向上
業績目標１　警察行政の電子化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100

基本目標１　業績目標１　平成18年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策の推進	
業績目標の説明	街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：街頭犯罪・侵入犯罪等の発生状況（街頭犯罪・侵入犯罪等の認知件数） 達成目標：街頭犯罪・侵入犯罪等の認知件数を前年よりも減少させる。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 街頭犯罪・侵入犯罪等の認知件数の減少が、国民が身近に感じる犯罪の未然防止等の一つの指標となるため
	業績指標②	指標：防犯ボランティア団体の活動の活性化に向けた取組み状況 達成目標：防犯ボランティア団体の活動の活性化に向けた取組みを強化する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 防犯ボランティア団体の活動の活性化が、国民自らが自分のまちの安全を守る防犯活動の活性化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	刑法犯認知件数
	参考指標②	警察安全相談に係る解決事例
業績目標達成のために行った施策	○　「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」の推進と自主防犯活動の支援（「地域安全安心ステーション」モデル事業（注１）等） 防犯ボランティアに対し、必要な装備資機材の提供や、犯罪情報・防犯情報の発信を行うなど、防犯ボランティア活動への支援を推進した。 注１：警察が、消防、学校及び市町村と連携して、地域住民やボランティア団体が管理・運営する「地域安全安心ステーション」(防犯パトロールの出動拠点、地域安全情報の集約・発信拠点及び自主的活動への参加拡大の拠点）の整備を推進するモデル事業 ○　官民の連携による防犯対策の推進 関係省庁及び民間団体による「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」や「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」等を通じて、イモビライザ等を備えた盗難防止性能の高い自動車や防犯性能の高い建物部品の普及を図るなどし、自動車盗、侵入犯罪等の防犯対策を推進した。 ○　防犯基準等に適合した共同住宅等の整備 防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を「防犯優良マンション」又は「防犯モデル駐車場」として登録又は認定する制度の構築を推進した。 ○　子どもを守る施策の推進	

犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議が取りまとめた「犯罪から子どもを守る対策」（17年12月）や犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議で報告・了承された「子ども安全・安心加速化プラン」（18年６月）に基づき、保護者、学校及びボランティア団体と協力して、不審者情報等の共有体制の確立やスクールサポーター制度の導入・促進等の子どもの被害防止対策を推進した。

○　ストーカー及び配偶者暴力（ＤＶ）対策の推進

カウンセリング能力等の修得を目的とした研修を実施するとともに、教養資料を作成し、都道府県警察に配付した。また、ストーカー事案及び配偶者暴力の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等に関し、適切な運用について都道府県警察に指示した。

○　17年度に引き続き、18年度には、地域安全・安心ステーションモデル事業について全国100地区を新たに選定し実施した（計331地区）。

○　青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロールに関する手続の簡素化を図った。

○　警察庁の自主防犯ボランティア活動支援サイトの充実を図り、防犯ボランティア団体の活動事例の追加紹介等を行った。

○　「安全・安心なまちづくりの日」（10月11日）の制定を受け、功労のあった防犯ボランティア団体に対する内閣総理大臣表彰等を行った。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　街頭犯罪・侵入犯罪等の発生状況（街頭犯罪・侵入犯罪等の認知件数）

・　18年中の主な街頭犯罪（注２）の認知件数は94万3,614件と、17年に比べ14万2,883件（13.2%）減少した。

・　18年中の主な侵入犯罪（注３）の認知件数は23万8,389件と、17年に比べ４万3,110件（15.3%）減少した。

○　主な街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数

	14年	15年	16年	17年	18年
主な街頭犯罪	1,630,549	1,481,377	1,275,413	1,086,497	943,614
主な侵入犯罪	374,602	376,446	331,228	281,499	238,389

注２：路上強盗、ひったくり、強姦(かん)(街頭)、強制わいせつ(街頭)、略取誘拐(街頭)、暴行(街頭)、傷害(街頭)、恐喝(街頭)、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい

注３：侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入

したがって、業績指標①については、主な街頭犯罪の認知件数及び主な侵入犯罪の認知件数がそれぞれ前年より減少しており、目標を達成した。

業績指標②　防犯ボランティア団体の活動の活性化に向けた取組み状況

18年末現在、防犯ボランティア団体は17年末から約１万2,000団体増加し、約３万2,000団体となった。青色回転灯を装備して防犯パトロールに運用される自動車数も、17年末から5,930台増加し１万3,141台となった。また、防犯ボランティア団体の月間平均活動日数についても、「30日以上」又は「20日から29日まで」の団体の割合が、17年末は、それぞれ8.8%、19.9%であったが、18年末現在は、それぞれ10.5%、26.1%と、増加している。

業績指標②については、防犯ボランティア団体の活動の活性化に向けた取組みが強化されており、目標を達成した。

＜参考指標①＞　刑法犯認知件数

18年中の刑法犯の認知件数は205万850件と、17年に比べ21万8,443件（9.6%）減少した。

○　刑法犯の認知件数

	14年	15年	16年	17年	18年
認知件数	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850

＜参考指標②＞　警察安全相談に係る解決事例

・　18年３月、15階建てマンションの上層階から、数回にわたって、通路等に置かれている植木鉢、ベビーカー、タイヤ、自転車等が投下されているとの相談を受け、聞き込みや張り込み捜査を実施した結果、被疑者を割り出し、器物損壊罪で検挙した（滋賀）。

・　18年10月、市営団地に居住する女性から、「夜中に部屋をのぞいたりしている男がいる」との相談を受け、団地内の住民に聞き込んだところ同様の被害が複数確認されたことから、交番勤務員が夜間の張り込みを継続した結果、相談受理から11日後の深夜、窓を開けて侵入しようとしていた少年を住居侵入未遂罪で検挙した。その後の取調べで少年は、一連の犯行を自供した（青森）。

評価の結果	業績指標①及び②は、共に達成されていることから、安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策は推進されたと認められる。 しかし、業績指標①は、依然として高い水準にあることから、安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策の更なる推進が必要であると考える。
評価の結果の政策への反映の方向性	主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記の施策を推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成18年中の警察安全相談の状況について（19年５月広報資料） ・ストーカー事案の対応状況について（19年３月広報資料） ・配偶者からの暴力事案の対応状況について（19年３月広報資料） ・平成19年度「地域安全ステーション」モデル事業実施地区の選定結果について（19年３月広報資料）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	生活安全企画課

基本目標１　業績目標２　平成18年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	地域警察官による街頭活動の推進	
業績目標の説明	警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の解消による交番機能の強化、通信指令システムの強化等を推進し、地域に密着した活動を行っている地域警察官の街頭活動を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数 達成目標：地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数を前年よりも増加させる。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数の増加が、地域警察官の街頭活動の強化の一つの指標となるため
	業績指標②	指標：地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の数 達成目標：地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消する。 基準年：16年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 「空き交番」を解消し、交番機能を強化することは、地域警察官の街頭活動の強化に資するものであるため また、第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（17年１月21日）において、「空き交番」の解消について言及されている。 なお、「空き交番」解消計画が19年までの計画であることから、達成年を19年とした。
参考指標	参考指標①	刑法犯認知件数
業績目標達成のために行った施策	○　パトロールの強化の推進 「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等について」（平成13年８月10日付け警察庁丙地発第35号）等より、都道府県警察に対しパトロールの強化等を指示した。 ○　「空き交番」の解消による交番機能の強化 19年春を目途に空き交番を解消し、交番機能を強化することを目標とし、交番の地域警察官の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等によって、空き交番を解消するための計画を策定し、地域住民の理解を得つつ、取組みを推進した。 ○　通信指令システムの高度化 携帯電話、ＩＰ電話及び直収電話からの110番通報において、通報者の音声通話と同時に通報者の位置情報が通知される位置情報通知システムの整備を推進した。 ○　地方警察官の増員 交番の機能強化に必要な態勢の確立のための要員として、地方警察官を増員した。 注１：地方警察官とは、警視正以上の階級にある警察官（地方警務官）以外の都道府県警察の職員（地方警察職員）たる警察官をいう。	

注２：地域警察官とは、交番勤務・駐在所勤務等の地域警察勤務を行う警察官をいう。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数
地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数は、増加傾向にあり、18年中は19万5,096件（刑法犯検挙件数15万6,189件、特別法犯検挙件数３万8,907件）と、17年に比べ5,699件（3.0%）増加した。

○　地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数

	14年	15年	16年	17年	18年
刑法犯	117,012	142,947	159,862	155,446	156,189
特別法犯	20,254	25,982	32,360	33,951	38,907
合計	137,266	168,929	192,222	189,397	195,096

業績指標①については、地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数が前年よりも増加しており、目標を達成した。

＜参考指標①＞　刑法犯認知件数
18年中の刑法犯の認知件数は205万850件と、17年に比べ21万8,443件（9.6%）減少した。

○　刑法犯の認知件数

	14年	15年	16年	17年	18年
認知件数	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850

業績指標②　地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の数
地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」は、17年４月１日現在では、全国に1,222箇所あったが、18年４月１日現在、268箇所まで減少した。

○　空き交番数

	16年	17年	18年
交番数	6,509	6,455	6,362
空き交番数	1,925	1,222	268

業績指標②については、「空き交番」の数が大きく減少しており、目標達成に向けた取組みが進んでいる（参考：19年４月、すべての都道府県警察で「空き交番」の解消計画が達成された。）。

評価の結果

業績指標①は、目標を達成し、19年が達成年とされている業績指標②についても、「空き交番」の解消に向けて、17年に比べて空き交番数が大きく減少していることから、地域警察官による街頭活動の強化が推進されたと認められる。
しかし、治安に対する国民の不安が払しょくされず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないことから、地域警察官による街頭活動の強化の更なる推進が必要であると考える。

評価の結果の政策への反映の方向性

国民の犯罪に対する不安を払しょくするため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努める。
また、国民に信頼される強じんな執行力を備えた精強な第一線を構築するため、現場執行力の向上、装備資機材の整備等を図る。

学識経験を有する

19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取

者の知見の活用に関する事項	した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・空き交番解消計画の進捗状況について（18年６月広報資料） ・携帯電話、ＩＰ電話等からの１１０番通報における位置情報通知システムの運用開始について（19年１月広報資料）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	地域課

基本目標１　業績目標３　平成18年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	少年非行防止・保護総合対策の推進	
業績目標の説明	少年犯罪の取締りを強化するとともに、少年非行を未然に防止し、非行少年の立ち直りを支援するなど、少年非行防止のための多角的な取組みを推進する。 また、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）を始めとする犯罪被害等から少年を保護するための取組みを推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：少年非行防止のための多角的な取組みの推進状況（不良行為少年の補導人員、刑法犯少年の検挙人員、非行少年の立ち直り支援事例等） 達成目標：少年非行の防止を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 少年非行防止対策の推進の状況は、少年非行防止・保護総合対策の推進の度合いを測る一つの指標であるため
	業績指標②	指標：福祉犯を始めとする犯罪被害等から少年を保護するための取組みの推進状況（福祉犯の被害少年の数、児童虐待の被害児童数等） 達成目標：犯罪被害等から少年を保護する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 福祉犯を始めとする犯罪被害等から少年を保護するための取組みの推進の状況は、少年非行防止・保護総合対策の推進の度合いを測る一つの指標であるため
参考指標	参考指標①	刑法犯少年の人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）
業績目標達成のために行った施策	業績指標①　少年非行防止のための施策 ○　刑法犯少年の検挙 少年事件の捜査力の充実強化を図るため、各種研修（専科教養）等を通じ、少年事件捜査等に係る研修を行った。 ○　不良行為少年の補導 各種研修等を通じ、不良行為少年の補導に携わる職員に対する研修を行った。 また、例年、春休みから新学期にかけての時期に少年が不良行為や非行に走ったり、犯罪被害に遭うケースが少なくないことから、不良行為少年の発見・補導活動の強化等を重点推進事項とした「学年末及び新学期における少年の非行防止及び犯罪被害防止対策の推進について」（平成18年３月３日付け警察庁丁少発第36号、丁生企発第93号、丁薬銃発第84号）を発出した。 ○　非行少年の立ち直り支援 17年に非行少年の立ち直り、被害者の被害回復及び地域社会の安全回復を図るためにモデル事業として実施された「少年対話会」の成果を踏まえ、18年は、「少年対話会パイロット事業」を実施した。 ○　非行防止教室等の開催 少年の規範意識の向上と犯罪被害の防止を図るため、少年補導職員や警察官等を派遣して、非行防止教室等を積極的に開催した。また、18年５月	

に文部科学省と共同で教師用指導資料を作成、非行防止教室のより効果的な開催と学校との連携の促進を図った。

業績指標②　福祉犯を始めとする犯罪被害等から少年を保護するための施策

○　福祉犯の検挙

児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯の取締りを強化した。また、大手出会い系サイト業者に対する掲示板への書き込みに係る監視体制の強化や児童の利用防止等に係る指導を行った。

○　違法・有害情報対策の推進

学校と連携し、非行防止教室等において、インターネットを利用する際の被害防止、マナー、フィルタリングの利用等についての指導を行った。

また、18年４月に部外有識者等からなる「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を設置、携帯電話やゲームがもたらす弊害等について検討を進め、12月に報告書を取りまとめた。

報告書は、関係省庁・団体等に送付するなどし、それぞれの立場での取組みを要請している。

○　児童虐待対策の推進

児童虐待問題が極めて深刻であることから、児童の生命・身体の保護のための措置を一層積極的に講じるよう、「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」（平成18年９月26日付け警察庁丙少発第38号、丙生企発第83号、丙捜一発第29号）を発出した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　少年非行防止のための多角的な取組みの推進状況（不良行為少年の補導人員、刑法犯少年の検挙人員、非行少年の立ち直り支援事例等）

・　18年中の刑法犯少年の検挙人員は11万2,817人と、17年に比べ１万898人（8.8%）減少した。

○　刑法犯少年の検挙人員等の推移

年次			14年	15年	16年	17年	18年
検挙人員			141,775	144,404	134,847	123,715	112,817
	凶悪犯		1,986	2,212	1,584	1,441	1,170
		殺人	80	93	57	67	69
		強盗	1,586	1,771	1,273	1,146	892
	粗暴犯		15,954	14,356	11,439	10,458	9,817
	窃盗犯		83,300	81,512	76,637	71,147	62,637
	知能犯		632	784	1,240	1,160	1,294
		詐欺	559	672	1,077	1,030	1,030
		偽造	56	96	108	102	102
	風俗犯		347	425	344	383	346
	その他の刑法犯		39,556	45,115	43,603	39,126	37,553
少年の割合			40.8%	38.0%	34.7%	32.0%	29.4%

・　18年中の不良行為による補導人員は142万7,928人と、17年に比べ６万577人（4.4%）増加した。

○　不良行為少年の補導人員の推移

	14年	15年	16年	17年	18年
総数	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928
飲酒	33,407	36,291	35,574	30,500	29,288
喫煙	480,598	542,214	575,749	545,601	557,079
深夜はいかい	475,594	577,082	669,214	671,175	719,732

・　18年中の刑法犯少年の再犯者数は３万3,842人と、17年に比べ1,668人(4.7%)減少したものの、初犯者の検挙人員が７万8,975人と、17年に比べ9,230人(10.5%)減少した結果、再犯者率は30.0%と、17年に比べ1.3ポイント増加した。人口比（同年齢層1,000人当たりの再犯者数）は4.4と、17年の4.6に比べ0.2ポイント（ただし、成人(1.1)の約４倍）減少した。

○　刑法犯少年の再犯者等の推移

年　次	14年	15年	16年	17年	18年
再犯者	38,505	40,381	37,866	35,510	33,842
再犯者率	27.2	28.0	28.1	28.7	30.0
人口比	4.5	4.9	4.7	4.6	4.4

・　警察職員を学校に派遣し、学校と連携して非行防止教室等を積極的に開催し、18年度中において非行防止教室等は全国で約２万9,000回開催され、延べ約585万人が参加した。
・　様々な問題や困難を抱える少年をめぐる複雑な要因を解決し、少年の非行防止や非行少年等の立ち直りに資するため、少年サポートセンターを中心に関係機関・ボランティア等と連携の下、少年の健全育成のための活動を推進した。

【事例】
　大阪府及び大阪府教育委員会と協働して非行防止教室等を積極的に開催するとともに、関係機関、ボランティア等と連携して音楽活動や作品展示会等の社会参加活動を実施し、府民の立ち直り支援活動に対する理解を深めるとともに、少年に達成感を感じさせるなどの居場所づくりのための活動を推進した（大阪）。

　したがって、補導人員が増加しており、街頭補導活動において積極的に不良行為少年の発見に努め、不良行為の段階での的確な助言又は指導を行うことにより少年の立ち直りを促したこと、関係機関・ボランティア等と連携した様々な活動により少年の健全育成が促進されたこと、刑法犯少年の検挙人員が減少したこと等から、少年非行防止のための多角的な取組みが推進され、業績指標①はおおむね達成されたと認められる。

＜参考指標①＞　刑法犯少年の人口比

年　次	14　年	15　年	16　年	17　年	18　年
検挙人員	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817
（人口比）	16.7	17.5	16.8	15.9	14.8

・　18年中の刑法犯少年の人口比は14.8と、17年の15.9に比べ1.1ポイント（ただし、成人(2.6)の約5.7倍）減少した。

業績指標②　福祉犯を始めとする犯罪被害から少年を保護するための取組みの推進状況（福祉犯の被害少年の数、児童虐待の被害児童数等）

・　18年中の福祉犯の被害少年数は7,258人と、17年に比べ369人（4.8%）減少し、送致件数は7,164件、送致人員は6,532人と、それぞれ17年に比べ327件（4.8%）、521人（8.7%）増加した。

○　福祉犯の検挙状況等

福祉犯の法令別送致件数

	14年	15年	16年	17年	18年
計	7,322	6,852	6,555	6,837	7,164
未成年飲酒禁止法	101	110	111	108	154
未成年喫煙禁止法	9	18	30	45	56
風営適正化法	556	537	522	571	645
売春防止法	230	169	228	165	127
児童福祉法	757	621	704	731	653
児童買春・児童ポルノ禁止法	2,091	1,945	1,845	2,049	2,229
労働基準法	71	56	56	115	104
職業安定法	129	129	107	93	97
毒物及び劇物取締法	776	745	498	342	222
覚せい剤取締法	424	319	252	250	170
青少年保護育成条例	2,087	2,110	2,020	2,251	2,578
出会い系サイト規制法	―	―	31	18	47
その他	91	93	151	99	82

福祉犯の法令別送致人員

	14年	15年	16年	17年	18年
計	6,221	6,019	5,836	6,011	6,532
未成年飲酒禁止法	133	170	158	140	235
未成年喫煙禁止法	12	18	31	50	63
風営適正化法	929	833	749	858	949
売春防止法	134	94	118	120	82
児童福祉法	573	592	671	565	548
児童買春・児童ポルノ禁止法	1,366	1,374	1,232	1,336	1,490
労働基準法	65	55	69	110	98
職業安定法	116	121	101	92	102
毒物及び劇物取締法	720	645	463	327	209
覚せい剤取締法	369	261	204	200	144
青少年保護育成条例	1,725	1,775	1,885	2,110	2,483
出会い系サイト規制法	―	―	29	17	48
その他	79	81	126	86	81

○　福祉犯の被害少年数

	14年	15年	16年	17年	18年
総数	7,364	7,304	7,456	7,627	7,258

・　18年中の児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件の被害児童数は1,578人と、17年に比べ172人（9.8%）減少し、検挙件数は2,229件と、17年に比べ180件（8.8%）増加した。

○　児童買春・児童ポルノ禁止法の検挙状況等

区分	検挙件数						被害児童数		
	計	児童買春	出会い系サイト	テレクラ	児童ポルノ	インターネット	計	児童買春	児童ポルノ
18年	2,229	1,613	775	169	616	251	1,578	1,325	253
17年	2,049	1,579	654	219	470	136	1,750	1,504	246
16年	1,845	1,668	745	178	177	85	1,678	1,596	82
15年	1,945	1,731	791	212	214	102	1,617	1,546	71
14年	2,091	1,902	787	478	189	140	1,690	1,630	60

・　18年中の児童虐待事件の被害児童数は316人、検挙件数は297件、検挙人員は329人と、17年に比べ87人（38.0%）、75件（33.8%）、87人（36.0%）、それぞれ増加した。

○　児童虐待事件の検挙件数等

区分	総数				身体的虐待		性的虐待		怠慢又は拒否	
	検挙件数	検挙人員	被害児童数	うち死亡児童数	検挙件数	被害児童数	検挙件数	被害児童数	検挙件数	被害児童数
18 年	297	329	316	59	199	215	75	77	23	24
17 年	222	242	229	38	156	162	55	56	11	11
16 年	229	253	239	51	176	186	39	39	14	14
15 年	157	183	166	42	109	115	29	32	19	19
14 年	172	184	179	39	119	121	33	36	20	22

・　児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、児童の生命及び身体を保護するため必要であり、これは警察の責務であることから、児童の安否の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図った。また、児童の保護に向けて、個別事案についての情報を入手した早期の段階から、関係者間で情報を共有し、対応の検討が行われるよう、児童相談所等関係機関との連携の強化を図った。
・　被害少年に対して、少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員等による継続的なカウンセリングを行うなどの支援を行った。
・　全国少年サポートセンター担当者会議等様々な機会を通じて、被害少年対策の充実強化を指示した。
・　大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにするなど、被害少年に対する支援体制の充実を図った。

以上のとおり、非行防止教室等における被害防止に係る広報啓発活動等により、福祉犯や児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件の被害少年数が減少し、また、取締りを推進した結果、福祉犯や児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件の検挙件数が増加した。

さらに、16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、児童相談所等との連携強化が図られた。児童虐待事件の検挙件数等が増加したことを踏まえ、被害少年への支援体制の充実が図られ、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に向けた取組みの強化が図られた。

したがって、福祉犯を始めとする犯罪被害等から少年を保護するための取組みがおおむね推進されており、業績指標②はおおむね達成されたと認められる。

評価の結果

業績指標①及び業績指標②は、共におおむね達成されていることから、少年非行防止・保護総合対策は、おおむね推進されたと認められる。

しかしながら、少年による社会の耳目を集める重大な事件が後を絶たないこと、刑法犯少年の再犯者数及び再犯者の人口比は減少しているものの、初犯者に比べ減少率が低く、更なる取組みの余地が認められることなどから、今後とも少年の非行防止と立ち直りに配慮した施策の充実が必要であると考えられる。

また、福祉犯の被害少年数は減少したものの、児童ポルノ事件や児童虐待事件は増加していることから、福祉犯の取締りと被害少年保護対策の推進が必要であると考えられる。

評価の結果の政策への反映の方向性

少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にあり、少年の規範意識の醸成等の非行防止対策と共に、立ち直り支援等の再非行防止対策を推進することとする。

また、福祉犯の被害少年数は、減少したものの、児童買春・児童ポルノ事犯等の被害少年数は依然として高水準にあることから、児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯の取締りを推進するとともに、インターネット上の違法・有害情報対策等、子どもを取り巻く有害環境対策の充実及び被害防止のための広報啓発活動を行うこととする。児童虐待対策についても、関係機関との連携強化による児童の安全の確認及び安心の確保を最優先とした対応の徹底に取り組むこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・少年非行等の概要（18年1月～12月）（19年２月広報資料） ・14歳から19歳の少年人口の推移(14年１月国立社会保障・人口問題研究所)
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	少年課

基本目標１　業績目標４　平成18年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	良好な生活環境を保持するための諸対策の推進	
業績目標の説明	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営適正化法）に基づき、風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化を図るなど、良好な生活環境を保持するための諸対策を推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：風俗営業等に対する行政処分件数 達成目標：風営適正化法に基づく行政処分件数を前年よりも増加させる。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 風俗営業等に対する行政処分件数の増加が、風俗営業等の取締りの強化の一つの指標となるため
	業績指標②	指標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員 達成目標：風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員の増加が、風俗営業等の取締りの強化の一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	風俗営業等の許可・届出数
業績目標達成のために行った施策	○　風営適正化法の的確な運用 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）による改正後の風営適正化法が的確に運用されるよう、都道府県警察に対して通達を発するなどし、その内容を周知徹底した。 ○　繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進 風営適正化法の改正により、客引き準備行為等に対する規制が新設され、違法営業に対する罰則が強化されたことから、都道府県警察に対して通達を発出して、違法行為に対する取締りの強化を指示した。 ○　人身取引事犯に関する諸対策の推進 風営適正化法の改正により、風俗営業等に係る人身取引の防止に関する規定が整備されたことを踏まえ、都道府県警察に対し通達を発出して、人身取引の温床とされている風俗営業等における外国人の不法就労事犯の取締りを徹底するよう指示した。また、関係機関・団体の人身取引対策担当者が参加するコンタクトポイント連絡会議の開催及び警察等が人身取引被害者の保護を行っている旨を周知するためのリーフレットの作成・配布を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 なお、風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員の増大は、より多くの違法行為が排除され、良好な生活環境が増進したことを示すものである。 （結果）	

業績指標①　風俗営業等に対する行政処分件数

18年中の風営適正化法に基づく行政処分件数は8,599件と、17年に比べ833件（10.7%）増加した。

○　風営適正化法に基づく行政処分件数

	14年	15年	16年	17年	18年
件数	3,926	4,486	4,996	7,766	8,599

したがって、業績指標①については、風俗営業等に対する行政処分件数を前年よりも増加させるという目標を達成した。

業績指標②　風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員

18年中の風俗関係事犯の検挙件数は7,922件、検挙人員は8,667人と、17年に比べ、それぞれ582件（7.9%）、513人（6.3%）増加した。

○　風俗関係事犯の検挙状況

	14年	15年	16年	17年	18年
検挙件数	6,899	6,549	6,579	7,340	7,922
検挙人員	6,926	6,600	7,270	8,154	8,667

したがって、業績指標②については、風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させるという目標を達成した。

＜参考指標①＞　風俗営業等の許可・届出数

18年中の風俗営業の許可数は11万1,528件、性風俗関連特殊営業の届出数は１万7,492件と、17年に比べ、それぞれ1,364件（1.2%）、２万5,091件（58.9%）減少した。

○　風俗営業等の許可・届出数

	14年	15年	16年	17年	18年
風俗営業の許可数	120,712	117,873	115,955	112,892	111,528
性風俗関連特殊営業の届出数	27,024	32,340	37,891	42,583	17,492

評価の結果	業績指標①及び②は、共に達成されていることから、良好な生活環境を保持するための諸対策は推進されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	業績指標は達成されたものの、依然として風俗営業等に対する行政処分の対象となる違反行為や風俗関係事犯は多数発生していることから、引き続き上記諸対策を推進し、良好な生活環境の保持を図ることとする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成18年における風俗関係事犯等について（19年４月広報資料）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	生活環境課

基本目標１　業績目標５　平成18年実績評価書

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保	
業績目標	経済犯罪・環境犯罪対策の推進	
業績目標の説明	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境を破壊する犯罪の取締りと被害防止対策を推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：ヤミ金融事犯（注１）の検挙件数及び検挙人員 注１：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利）事件及び貸金業の規制等に関する法律違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件 達成目標：ヤミ金融事犯の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 検挙件数及び検挙人員の増加が、ヤミ金融事犯取締りの強化の一つの指標となるため
	業績指標②	指標：特定商取引等事犯（注２）の検挙件数及び検挙人員 注２：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に伴う詐欺、恐喝等の事件 達成目標：特定商取引等事犯の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 検挙件数及び検挙人員の増加が、特定商取引等事犯の取締り強化の一つの指標となるため
	業績指標③	指標：廃棄物事犯の検挙件数及び検挙人員 達成目標：廃棄物事犯の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 検挙件数及び検挙人員の増加が、廃棄物事犯取締り強化の一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　関係機関・団体と連携した被害抑止に向けた広報啓発活動の推進 関係省庁、消費者団体等と連携して、政府広報の実施、テレビ番組の放映、広報啓発用リーフレットの配布等を行い、ヤミ金融、悪質商法等の被害の抑止に向けた広報啓発活動を推進した。 ○　政府の設定した消費者月間に合わせた取締りの強化等の諸対策の推進 政府が毎年５月に定める消費者月間に合わせ、都道府県警察に通達を発出して、消費者被害に係る生活経済事犯の取締りの強化、消費者被害の未然防止のための広報啓発活動の推進等を指示した。 ○　環境犯罪対策推進計画に基づく悪質な環境犯罪に対する取締りの推進等 環境犯罪対策推進計画に悪質な環境犯罪に対する取締りの推進が盛り込まれていることを踏まえ、全国警察本部長会議等において、産業廃棄物事犯の早期発見・早期検挙による環境破壊の未然防止及び拡大防止の推進並	

びに環境行政担当部局との連携による対策の推進を指示した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
なお、ヤミ金融事犯等の検挙件数及び検挙人員の増大は、より多くの違法行為が排除されたことを示すものである。
（結果）
業績指標①　ヤミ金融事犯の検挙件数及び検挙人員
18年中のヤミ金融事犯の検挙事件数は323事件と、17年に比べ16事件（4.7%）減少した。18年中の検挙人員は710人と、17年に比べ４人（0.6%）増加した。

○　ヤミ金融事犯の検挙状況

	14年	15年	16年	17年	18年
検挙事件数	238	556	432	339	323
検挙人員	446	1,246	919	706	710

したがって、業績指標①については、ヤミ金融事犯の検挙件数及び検挙人員をそれぞれ前年よりも増加させるという目標は、検挙人員については達成したが、検挙件数については達成せず、達成が十分とは言えない。

業績指標②　特定商取引等事犯の検挙件数及び検挙人員
18年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は138事件、検挙人員は385人と、17年に比べ、それぞれ14事件（11.3%）、55人（16.7%）増加した。

○　特定商取引等事犯の検挙状況

	14年	15年	16年	17年	18年
検挙事件数	107	65	75	124	138
検挙人員	279	204	229	330	385

したがって、業績指標②については、特定商取引事犯の検挙件数及び検挙人員をそれぞれ前年よりも増加させるという目標を達成した。

業績指標③　廃棄物事犯の検挙件数及び検挙人員
18年中の廃棄物事犯の検挙事件数は5,301事件、検挙人員は6,852人と、17年に比べ、それぞれ1,178事件（28.6%）、1,124人（19.6%）増加した。

○　廃棄物事犯の検挙状況

	14年	15年	16年	17年	18年
検挙事件数	2,467	2,695	3,166	4,123	5,301
検挙人員	4,023	4,227	4,684	5,728	6,852

したがって、業績指標③については、廃棄物事犯の検挙件数及び検挙人員をそれぞれ前年よりも増加させるという目標を達成した。

評価の結果

業績指標①は達成が不十分であるものの、業績指標②及び③は達成されていることから、経済犯罪・環境犯罪対策はおおむね推進されたと認められる。
達成が不十分だったヤミ金融事犯については、近年手口が巧妙化しており、検挙件数を増加させられなかったことから、対策を講ずる必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境を破壊する犯罪の取締りと被害防止対策を更に推進する。
特に、ヤミ金融事犯については、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が18年12月に成立し、その附則において、違法な貸金業を営む者に対する取締りの強化を掲げていることを踏まえ、都道府県警察に対し、改正内容に関する教育を徹底するとともに、15年に各都道府県警察に設置したヤミ金融事犯集中取締本部を充実強化するなどして、生活安全部門、暴力

		団対策部門を始めとする関係部門が総合力を発揮できる体制を構築し、取締りを強化する。 　また、関係省庁、消費者団体等と連携して、政府広報の実施、テレビ番組の放映、広報啓発用リーフレットの配布等を行い、ヤミ金融、悪質商法等の被害の抑止に向けた広報啓発活動を更に推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項		平成18年中における生活経済事犯の検挙状況について（19年２月広報資料）
評価を実施した時期		18年１月から12月までの間
政策所管課		生活環境課

基本目標２　業績目標１　平成18年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	重要犯罪に係る捜査の強化	
業績目標の説明	重要犯罪（注１）は、国民の体感治安に対するバロメーターとなっており、認知件数は15年をピークに減少傾向にあるが、この傾向を確実に定着させるために、これらの犯罪の検挙を推進する。 注１：殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、人身売買及び強制わいせつをいう。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：重要犯罪の認知及び検挙の状況（認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等） 達成目標：重要犯罪の検挙を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 重要犯罪の検挙の推進状況が、重要犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：プロファイリングの実施数等 達成目標：プロファイリングの積極的な活用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： プロファイリングの積極的な活用が、重要犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。 ○　捜査本部事件指揮専科等の各種研修の実施 18年中に警察大学校において、捜査指揮の向上を図るため、「捜査本部事件指揮専科」を年２回実施するなど、重要犯罪に対する捜査強化のための各種研修を実施した。 ○　プロファイリングの導入促進 プロファイリングを積極的に実施し、重要犯罪の捜査に活用した。 ○　ＤＮＡ型記録検索システムの活用 ＤＮＡ型記録検索システムを積極的に実施し、重要犯罪の捜査に活用した。 ○　出所情報の活用 重要犯罪の捜査のために、出所情報を積極的に活用した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　重要犯罪の認知及び検挙の状況（認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等）** 18年中の重要犯罪認知件数は１万8,649件と、17年に比べ1,739件（8.5%）減少した。 18年中の検挙件数は１万1,084件、検挙人員は8,880人と、17年に比べ、検挙件数は335件（2.9%）、検挙人員は629人（6.6%）減少した。	

18年中の検挙率は59.4%と、17年に比べ3.4ポイント上昇した。

○　重要犯罪罪種別認知件数・検挙件数・検挙率（注２）

区分	年次	14年	15年	16年	17年	18年	増減 件(人)数	増減 率(%)
重要犯罪	認知件数	22,294	23,971	22,568	20,388	18,649	-1,739	-8.5
	検挙件数	11,186	12,362	11,812	11,419	11,084	-335	-2.9
	検挙人員	10,029	10,786	9,931	9,509	8,880	-629	-6.6
	検 挙 率	50.2	51.6	52.3	56.0	59.4	3.4ポイント	
殺人	認知件数	1,396	1,452	1,419	1,392	1,309	-83	-6.0
	検挙件数	1,336	1,366	1,342	1,345	1,267	-78	-5.8
	検挙人員	1,405	1,456	1,391	1,338	1,241	-97	-7.2
	検 挙 率	95.7	94.1	94.6	96.6	96.8	0.2ポイント	
強盗	認知件数	6,984	7,664	7,295	5,988	5,108	-880	-14.7
	検挙件数	3,566	3,855	3,666	3,269	3,061	-208	-6.4
	検挙人員	4,151	4,698	4,154	3,844	3,335	-509	-13.2
	検 挙 率	51.1	50.3	50.3	54.6	59.9	5.3ポイント	
放火	認知件数	1,830	2,070	2,174	1,904	1,759	-145	-7.6
	検挙件数	1,234	1,448	1,513	1,361	1,337	-24	-1.8
	検挙人員	815	866	867	791	825	34	4.3
	検 挙 率	67.4	70.0	69.6	71.5	76.0	4.5ポイント	
強姦	認知件数	2,357	2,472	2,176	2,076	1,948	-128	-6.2
	検挙件数	1,468	1,569	1,403	1,443	1,460	17	1.2
	検挙人員	1,355	1,342	1,107	1,074	1,058	-16	-1.5
	検 挙 率	62.3	63.5	64.5	69.5	74.9	5.4ポイント	
略取・誘拐	認知件数	251	284	320	277	199	-78	-28.2
	検挙件数	215	231	232	204	180	-24	-11.8
	検挙人員	173	151	187	176	167	-9	-5.1
	検 挙 率	85.7	81.3	72.5	73.6	90.5	16.9ポイント	
強制わいせつ	認知件数	9,476	10,029	9,184	8,751	8,326	-425	-4.9
	検挙件数	3,367	3,893	3,656	3,797	3,779	-18	-0.5
	検挙人員	2,130	2,273	2,225	2,286	2,254	-32	-1.4
	検 挙 率	35.5	38.8	39.8	43.4	45.4	2.0ポイント	

注２：上記の数値は、未遂罪及び予備罪（強姦及び強制わいせつについて未遂罪）を含む。

【事例】
　18年３月、男（41）は、マンションの15階の通路において、帰宅した小学男子児童を持ち上げ地上に投げ落として殺害し、また、別の日に、同様の手口で、清掃作業中の女性及び居住する小学男子児童をそれぞれ殺害しようとした。18年４月、被疑者を検挙した（神奈川）。

【事例】
　18年１月、男（54）は、他の被疑者２名と共謀して、病院内から生後11日目の新生児を連れ去り、病院長に対し、身の代金を要求した。18年１月、被疑者らを検挙した（宮城）。

　したがって、業績指標①については、重要犯罪の認知件数は大きく減少し、検挙件数にも減少がみられるが、検挙率は向上したことから、重要犯罪の検挙は、おおむね推進されたと認められる。

業績指標②　プロファイリングの実施数等
　18年中のプロファイリングの実施数は102件と、17年に比べ44件（75.9%）増加した。

<table>
<tr><td></td><td>○　プロファイリングの実施件数（注３）
<table><tr><td></td><td>14年</td><td>15年</td><td>16年</td><td>17年</td><td>18年</td></tr><tr><td>実施件数</td><td>34</td><td>37</td><td>48</td><td>58</td><td>102</td></tr></table>注３：科学警察研究所が、都道府県警察の依頼を受けて実施した件数を除く。

したがって、業績指標②については、プロファイリングの実施件数が大幅に増加したことから、積極的な活用を図るという目標は達成されたと認められる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価の結果</td><td>業績指標①については、重要犯罪の認知件数は大きく減少し、検挙件数にも減少がみられるが、検挙率が向上したことから、重要犯罪の検挙はおおむね推進されたと認められる。また、業績指標②については、プロファイリング実施件数が大幅に増加し、積極的な活用が図られたと認められる。
これらのことから、重要犯罪に係る捜査は、おおむね強化されたと認められる。</td></tr>
<tr><td></td><td>評価の結果の政策への反映の方向性</td><td>重要犯罪に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要犯罪が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、引き続き、重要犯罪に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</td><td>19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</td><td>平成18年の犯罪情勢（19年５月警察庁）</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価を実施した時期</td><td>18年１月から12月までの間</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策所管課</td><td>捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官</td></tr>
</table>

基本目標２　業績目標２　平成18年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進
業績目標	重要窃盗犯に係る捜査の強化
業績目標の説明	重要窃盗犯（注１）は国民に大きな不安を与えるものであるため、その検挙を推進する。 注１：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。
業績指標 及び達成目標	業績指標①　指標：重要窃盗犯の認知及び検挙の状況（認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等） 達成目標：重要窃盗犯の検挙を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 重要窃盗犯の検挙の推進状況が、重要窃盗犯に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標　なし
業績目標達成のために行った施策	○　自動車ナンバー自動読取システムの増強整備 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めた。 ○　合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。 ○　組織窃盗対策捜査用資機材の整備 画像監視システム等の組織窃盗対策を支援するための捜査用資機材を整備した。
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　重要窃盗犯の認知及び検挙の状況（認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等）** 18年中の重要窃盗犯認知件数は28万2,047件と、17年に比べ５万6,920件（16.8%）減少した。 18年中の検挙件数は12万7,901件、検挙人員は１万8,098人と、それぞれ17年に比べ、検挙件数は5,489件（4.1%）、検挙人員は621人（3.3%）減少した。 18年中の検挙率は45.3%と、17年に比べ5.9ポイント上昇した。 ○　重要窃盗犯の罪種別認知件数・検挙件数・検挙率（注２）

区分			年次	14年	15年	16年	17年	18年	増減 件(人)数	増減 率(%)
重要窃盗犯			認知件数	478,476	469,148	407,929	338,967	282,047	-56,920	-16.8
			検挙件数	133,960	140,861	135,933	133,390	127,901	-5,489	-4.1
			検挙人員	22,425	22,596	20,600	18,719	18,098	-621	-3.3
			検挙率	28.0	30.0	33.3	39.4	45.3	5.9ポイント	
	侵入盗		認知件数	338,294	333,233	290,595	244,776	205,463	-39,313	-16.1
			検挙件数	98,335	109,920	104,816	104,454	100,824	-3,630	-3.5
			検挙人員	13,696	14,208	13,548	12,564	12,434	-130	-1.0
			検挙率	29.1	33.0	36.1	42.7	49.1	6.4ポイント	
		住宅対象	認知件数	189,336	190,473	170,991	142,945	120,023	-22,922	-16.0
			検挙件数	51,897	59,133	57,948	60,486	58,717	-1,769	-2.9
			検挙人員	5,241	5,318	5,209	4,875	4,830	-45	-0.9
			検挙率	27.4	31.0	33.9	42.3	48.9	6.6ポイント	
	自動車盗		認知件数	62,673	64,223	58,737	46,728	36,058	-10,670	-22.8
			検挙件数	12,791	11,931	13,765	14,898	13,288	-1,610	-10.8
			検挙人員	4,775	4,599	3,823	3,366	3,056	-310	-9.2
			検挙率	20.4	18.6	23.4	31.9	36.9	5.0ポイント	
	ひったくり		認知件数	52,919	46,354	39,399	32,017	26,828	-5,189	-16.2
			検挙件数	18,434	14,861	13,561	10,406	10,090	-316	-3.0
			検挙人員	3,158	2,953	2,259	1,851	1,652	-199	-10.8
			検挙率	34.8	32.1	34.4	32.5	37.6	5.1ポイント	
	すり		認知件数	24,590	25,338	19,198	15,446	13,698	-1,748	-11.3
			検挙件数	4,400	4,149	3,791	3,632	3,699	67	1.8
			検挙人員	796	836	970	938	956	18	1.9
			検挙率	17.9	16.4	19.7	23.5	27.0	3.5ポイント	

注２：上記の数値は、未遂罪を含む。

	【事例】 15年１月から17年９月までの間、暴力団組織の運営資金や上納金等を得るため、暴力団幹部の男（34）は、暴力団組織の構成員や覚せい剤常習者らを集めて複数の窃盗グループを組織し、愛知県を中心に中部地方や関東地方において高級自動車及び貨物自動車を対象に自動車盗を敢行し、暴力団関係者を経由等してパキスタン国籍の自動車販売ブローカーや自動車販売輸出業者等にも売却し、この輸出業者等が部品に解体した上、海外に不正輸出するなどして処分していた。 18年２月までに、５県下にわたる自動車盗、車上ねらい等窃盗約1,900件（被疑者46人、被害総額約９億5,500万円相当）を検挙し、窃盗組織を壊滅させた（愛知）。 【事例】 14月９月から17年１月までの間、窃盗常習者の男(24)は、中学時代の同級生等を次々に、車両の運転手として使い、又はレンタカーや航空機を利用して、大阪府を中心に全国各地において、中高層ビルのテナントを対象とした金庫破り、事務所荒し等を常習的にかつ広域的に敢行していた。 18年１月までに、40都府県下にわたる金庫破り等窃盗約1,000件（被疑者14人、被害総額約１億7,000万円相当）を検挙し、事件を解決した（山口）。 したがって、業績指標①については、重要窃盗犯の認知件数は大きく減少し、検挙件数も減少したが、検挙率は向上したことから、重要窃盗犯の検挙はおおむね推進されたと認められる。
評価の結果	業績指標①は、おおむね達成されていることから、重要窃盗犯に係る捜査はおおむね強化されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	重要窃盗犯に係る捜査はおおむね強化されたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払しょくするため、引き続き、重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成18年の犯罪情勢（19年５月警察庁）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	捜査第一課、刑事企画課

基本目標２　業績目標３　平成18年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数等） 達成目標：政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　贈収賄事件等の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施 贈収賄事件等の政治・行政をめぐる不正事案の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と問題点、情報収集・内偵捜査の要領、捜査指揮要領等についての研修を実施した。 ○　企業犯罪等の捜査における財務捜査力の強化、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施 企業犯罪等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や財務捜査官、捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計監査制度、簿記知識等についての研修を実施した。 ○　全国会議の開催 全国の捜査第二課に所属し、政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班班長を対象とした全国会議を開催し、構造的不正事案の捜査における諸問題について、協議や検討を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数等）** 18年中の政治・行政をめぐる不正事案（公職選挙法違反事件を除く。）の検挙事件数は119件と、17年に比べ35件増加した。 ○　政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数 【事例】成田市長らによる清掃工場運転管理業務委託をめぐる贈収賄事件 17年１月ころから18年３月ころまでの間、成田市長（64）は、同市の発注に係る清掃工場の運転管理業務委託契約に関し、清掃会社から契約の発注方法を同社との随意契約とするとともに、発注金額を同社の希望金額とすること等について請託を受け、その謝礼として供与されるものであることを知りながら、数回にわたり、現金1,200万円の供与を受けた（千葉）。	

	14年	15年	16年	17年	18年
贈収賄	73	55	72	65	74
談合・競売入札妨害	15	12	11	17	42
あっせん利得処罰法違反	1	0	0	1	2
政治資金規正法違反	4	1	0	1	1
合計	93	68	83	84	119

【事例】宮崎県知事らによる設計業務委託等をめぐる談合事件
　17年６月ころから18年７月ころまでの間、宮崎県知事(65)は、17年及び18年に県が発注した土木設計業務委託等に係る指名競争入札に関し、特定の業者の受注に便宜を図るため、出納長や幹部職員らに対し、この業者に優先的に受注させるよう指示し、出納長らはこの業者にこの知事の意向を伝えた。この業者は指名業者間において談合を行う際に知事の意向を示し、有利な価格で落札した（宮崎）。

18年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は127件と、17年に比べ11件増加した。
また、社会的反響の大きい企業犯罪及び金融関連犯罪を検挙した。

○　金融・不良債権関連事犯の検挙事件数

区分＼年次	14年	15年	16年	17年	18年
融資過程	25 (9)	29 (13)	20 (11)	20 (12)	32 (14)
債権回収過程	73 (63)	75 (63)	52 (43)	47 (38)	27 (21)
その他の金融機関役職員	75 (3)	63 (0)	72 (1)	49 (1)	68 (1)
合計	173 (75)	167 (76)	144 (55)	116 (51)	127 (36)

注：括弧内の数字は、暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯を示す。

【事例】都市銀行に対するビジネスローン借入名下の多額詐欺等事件
　16年４月ころから10月ころまでの間、会社役員(58)らは、経営実態を伴わない会社の名称を用いて都市銀行から金員をだまし取ろうと企て、銀行に対して虚偽の決算報告書及び確定申告書等を示してビジネスローンの借入申込みを行い、同社が融資金の返済能力を有すると誤信させて融資を決定させ、現金約１億1,300万円をだまし取った（警視庁）。

【事例】元大証第二部上場会社代表取締役らによる仮装増資（電磁的公正証書原本不実記録）事件
　17年４月ころから５月ころまでの間、元大証第二部上場会社代表取締役（53）らは、あらかじめ金融会社から８億円を借り入れた上で総額８億円の新株予約券付社債を発行し、社債のすべてを海外の投資会社が購入して新株を取得したように装って口座に入金し、同年６月ころ、資本金増資の変更登記を申請して公正証書の原本に不実の記録をさせた。
　代表取締役らは、増資登記に必要な銀行の払込金保管証明書を取得した後、上記８億円を社外に流出させて借金返済に充てるなどした上、増資した株を売却して売却益を得ていた（大阪）。

したがって、業績指標①については、政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数及び金融・不良債権関連事犯の検挙事件数が共に増加し、社会的反響の大きい犯罪の検挙事例もみられたことから、政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙は推進されたと認められる。

評価の結果	業績指標①について達成されたという点においては、政治・行政・経済の構造的不正事案の追及は強化されたと認められるが、引き続き構造的不正の追及を強化する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	政治・行政・経済の構造的不正事案の摘発が依然として続いており、これら不正の追及を求める国民の期待は依然として高いことからも、引き続き、研修内容の充実や捜査員の育成強化に努めるとともに、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するよう指導するなどして不正の追及の強化を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成18年の犯罪情勢（19年５月警察庁）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	捜査第二課

基本目標２　業績目標４　平成18年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	「振り込め詐欺（恐喝）」等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	
業績目標の説明	最近、「振り込め詐欺（恐喝）」（注１）を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が急激に増加している。これらの犯行手口は、一層巧妙化又は多様化し、国民の間に甚大な被害が生じていることから、捜査活動を強化するとともに、予防活動を強化する。 注１：いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）、架空請求詐欺（恐喝）及び融資保証金詐欺をいう。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：「振り込め詐欺（恐喝）」の認知及び検挙状況（認知件数、被害総額、検挙件数等） 達成目標：「振り込め詐欺（恐喝）」の予防活動及び検挙を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 「振り込め詐欺（恐喝）」の予防活動及び検挙の推進状況は、「振り込め詐欺（恐喝）」等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化の一つの指標となるため。
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　捜査体制の整備 身近な知能犯罪に対する捜査を強化するため、地方警察官の増員を実施した。 ○　関係警察相互の連携 ・　各道府県警察の首都圏における基礎捜査に従事させるため、「『振り込め詐欺』首都圏派遣捜査専従班」を活用し、関係警察相互の連携を図った。 ・　「振り込め詐欺（恐喝）」の犯行拠点が首都圏に集中している状況から、強力かつ効率的に捜査を行うため、１都３県（警視庁、埼玉、千葉及び神奈川）等の担当者による情報交換会議を毎月１回開催した。 ○　広報啓発活動の推進 ・　ウェブサイトに犯行手口や被害に遭わないための注意事項を紹介するなど、被害防止のための広報啓発活動を推進した。 ・　振り込め詐欺（恐喝）の被害を防止するため、金融機関団体に対し、特に窓口で声掛けを行ってもらいたい具体的事例を紹介するなどして、注意喚起を依頼した。 ○　広域知能犯罪捜査のための資機材の整備 広域知能犯罪捜査に必要な資機材を全国に整備した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　「振り込め詐欺（恐喝）」の認知及び検挙状況（認知件数、被害総額、検挙件数等）** 18年中の「振り込め詐欺（恐喝）」の認知件数は１万8,538件（うち既遂１万8,182件）、被害額は249億7,840万9,229円と、17年に比べ、認知件数は3,074件（うち既遂1,658件）、被害額は１億7,345万8,175円減少した。 18年中の検挙件数は2,974件、検挙人員は761人と、17年に比べ、検挙件数は435件増加し、検挙人員は58人減少した。	

○　振り込め詐欺（恐喝）の認知・検挙状況

区分＼年次	17年	18年	増減率
認知件数	21,612	18,538	-14.2%
うち既遂	19,840	18,182	-8.4%
被害総額	25,151,867,404	24,978,409,229	-0.7%
検挙件数	2,539	2,974	17.1%
検挙人員	819	761	-7.1%

【事例】借金返済名目によるいわゆるオレオレ詐欺事件
　18年４月ころ、無職の男(26)らは、被害者に電話をかけ、被害者の息子になりすまし、「友達の連帯保証人になってお金を返さなければならない。首を吊ろうと思って、今、長岡に来ている」等と嘘を言い、更に金融会社の担当者になりすまして「息子さんの借金の総額が500万円あり、現在は残りの201万8,000円が残っています。何とかしてもらえませんか」等と嘘を言い、201万8,000円を振り込ませてだまし取った（兵庫、警視庁、石川）。

【事例】広域にわたる融資保証金詐欺、組織的犯罪処罰法違反事件
　18年５月ころ、無職の男(22)らは、犯罪収益の取得を図って架空の消費者金融をかたって、被害者に融資を持ち掛けた後、「途中でキャンセルをするならキャンセル料３万5,000円を振り込んでいただくことになります。このお金は後日戻ってきますので、心配いりません」、「コンピュータにエラーが出て振り込めないんです。初めから手続をやり直すのでもう一度３万5,000円を振り込んでください」等と嘘を言い、数回にわたって合計約200万円をだまし取るとともに、犯罪収益等の取得について事実を仮装した（鳥取、宮城）。

　したがって、業績指標①については、「振り込め詐欺（恐喝）」の認知件数が前年に比べ減少し、また、検挙件数が増加したことから、「振り込め詐欺（恐喝）」等匿名性の高い知能犯罪の予防活動及び検挙は、推進されたと認められる。

評価の結果	業績指標①について達成されたという点においては、「振り込め詐欺（恐喝）」等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動は強化されたと認められるが、引き続き「振り込め詐欺（恐喝）」等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動を強化する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	「振り込め詐欺（恐喝）」の認知件数は前年に比べ減少したものの、依然として高い水準で推移しており、国民の不安は払しょくされるに至っていないと考えられることから、引き続き、捜査員の能力向上と関係警察相互の連携推進に努めつつ、捜査活動及び予防活動の強化を図る。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成18年の犯罪情勢（19年５月警察庁）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課

基本目標２　業績目標５　平成18年実績評価書

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	
業績目標	科学的な捜査の推進	
業績目標の説明	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入等を図ることにより、科学的な捜査を推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：ＤＮＡ型鑑定の活用状況（鑑定事件数等） 達成目標：ＤＮＡ型鑑定の犯罪捜査における積極的な活用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： ＤＮＡ型鑑定の活用状況は、科学的な捜査の推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：ＤＮＡ型記録検索システムの活用状況（活用件数等） 達成目標：ＤＮＡ型記録検索システムの犯罪捜査における積極的な活用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： ＤＮＡ型記録検索システムの犯罪捜査における活用状況は、科学的な捜査の推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：掌紋自動識別システム（注１）の活用状況（照会件数、確認件数等） 注１：犯罪現場から採取した掌紋及び被疑者から採取した掌紋を事前に登録し、照会した掌紋と自動的に照合を行い、犯人を特定するシステム 達成目標：掌紋自動識別システムの犯罪捜査における積極的な活用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 掌紋自動識別システムの犯罪捜査における活用状況は、科学的な捜査の推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：画像処理装置の活用状況（画像処理件数等） 達成目標：画像処理装置の犯罪捜査における積極的な活用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 画像処理装置の犯罪捜査における活用状況は、科学的な捜査の推進の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　科学捜査のための研究の推進 鑑識資料（指掌紋、足こん跡等）の採取方法等に関する研究を行った。	

○　ＤＮＡ型記録検索システムの適正な運用
　犯罪現場等に被疑者が遺留したと認められる血こん等の資料（遺留資料）のＤＮＡ型の記録（遺留ＤＮＡ型記録）及び犯罪捜査上の必要があって適法に被疑者の身体から採取された資料のＤＮＡ型の記録（被疑者ＤＮＡ型記録）を登録し、検索するＤＮＡ型記録検索システム（17年９月運用開始）の活用等を推進した。
○　新型フラグメントアナライザー等の導入及び整備
　同時に16資料のＤＮＡ型分析が可能な新型フラグメントアナライザーを11県に追加整備するとともにＤＮＡ型鑑定に使用する検査キットを10座位を検査できるものから16座位を検査できるものに変更し、順次整備を行った。
○　三次元顔画像識別システム（注２）の拡充整備
　大阪、福岡、宮城、愛知、広島にそれぞれ整備されていた三次元顔画像識別システムについて北海道に拡充整備を行った。
注２：金融機関等に設置された防犯カメラで撮影された被疑者の顔が下を向いていたり、帽子やマスク等で顔が隠れていたりするため個人識別が困難な場合に、別に取得した被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度及び同じ大きさに調整した後、両画像を重ね合わせ、個人識別を行うシステム
○　指紋業務用電子計算機の更新
　指紋の照合に必要な処理装置等の更新を行った。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　ＤＮＡ型鑑定の活用状況（鑑定事件数等）
　ＤＮＡ型鑑定事件数は、元年の導入以降、増加を続けている。18年中のＤＮＡ型鑑定事件数は１万1,819件と、17年に比べ6,068件（105.5%）増加した。

○　ＤＮＡ型鑑定事件数

	14年	15年	16年	17年	18年
鑑定事件数	782	1,159	2,338	5,751	11,819

　したがって、業績指標①については、ＤＮＡ型鑑定事件数が大幅に増加したことから、ＤＮＡ型鑑定の犯罪捜査における積極的な活用が図られたと認められる。

業績指標②　ＤＮＡ型記録検索システムの活用状況（活用件数等）
　余罪照会（注３）により18年中に被疑者が確認された事件数は681件と、17年に比べ530件（350.9%）増加した。
　同一犯行照会（注４）により18年中に同一犯行と確認された事件数は794件と、17年に比べ595件（298.9%）増加した。
注３：ＤＮＡ型データベースを用いて、都道府県警察から送られた被疑者ＤＮＡ型記録と検索システム上の遺留ＤＮＡ型記録との対照を行う照会
注４：ＤＮＡ型データベースを用いて、都道府県警察から送られた遺留ＤＮＡ型記録と検索システム上の遺留ＤＮＡ型記録との対照を行う照会

○　ＤＮＡ型記録検索システムの活用状況

	17年	18年
余罪照会により被疑者が確認された事件	151（注５）	681
同一犯行と確認された事件	199	794

注５：17年１から８月までの間は、ＤＮＡ型記録検索システムの前身である遺留資料ＤＮＡ型情報検索システムによる確認事件数を計上している。

【事例】
12年５月に鹿児島県で発生した殺人事件の遺留資料について、18年５月、フラグメントアナライザーを用いた新たな鑑定法によるＤＮＡ型鑑定を実施し、これにより得られた遺留ＤＮＡ型記録をＤＮＡ型記録検索システムに照会したところ、16年に福岡県警察が強姦致傷事件で逮捕した男（45）の被疑者ＤＮＡ型記録に一致した。その後、所要の捜査を行い、この男を殺人罪で逮捕した（鹿児島）。

【事例】
18年４月、山形県警察は、山形市内で発生した窃盗事件の被疑者として、無職の男（30）を逮捕したが、この男の犯行と認められる事件が宮城県で発生していたことから、この事件の遺留資料のＤＮＡ型と照合するため、被疑者のＤＮＡ型鑑定を実施し、被疑者ＤＮＡ型記録をシステムに照会したところ、岩手、秋田及び宮城の３県で発生の同種手口の事件４件の遺留ＤＮＡ型記録と合致した。その後、所要の捜査を行い、この男の余罪として検挙した（山形）。

したがって、業績指標②については、ＤＮＡ型記録検索システムにより被疑者が確認された件数等が大幅に増加したことから、ＤＮＡ型記録検索システムの犯罪捜査における積極的な活用が図られたと認められる。

業績指標③　掌紋自動識別システムの活用状況（照会件数、確認件数等）
18年中の遺留掌紋照会件数は２万992件と、17年に比べ1,232件（5.5%）減少した。
18年中の遺留掌紋確認件数は2,487件と、17年に比べ１件（0.04%）減少した。

○　掌紋自動識別システムの活用状況

	14年（注６）	15年	16年	17年	18年
照会件数	20,091	27,012	23,978	22,224	20,992
確認件数	1,616	2,423	2,421	2,488	2,487

注６：掌紋自動識別システムは、14年３月から運用を開始している。

【事例】
18年９月に群馬県で発生した窃盗等事件で、侵入した民家のたんすの引き出しから、犯人が遺留したと認められる掌紋を採取した。掌紋自動識別システムにより照合した結果、犯罪経歴のある無職の男（27）から過去に採取した掌紋と一致したため、所要の捜査を行い、この男を窃盗罪等で逮捕した（群馬）。

したがって、業績指標③については、刑法犯認知件数の減少も影響し、掌紋自動識別システムの照会・確認件数は減少しているが、件数自体は、ほぼ昨年並みであることから、その活用が定着しており、掌紋自動識別システムの犯罪捜査における積極的な活用がおおむね図られたと認められる。

業績指標④　画像処理装置の活用状況（画像処理件数等）
18年中の画像処理件数は３万6,662件と、17年に比べ551件（1.5%）増加した。

○　画像処理装置の活用状況

	15年	16年	17年	18年
画像処理件数	22,778	24,791	36,111	36,662

【事例】
　18年４月に福井県で発生した強盗未遂事件において、被害現場付近のコンビニエンスストアから防犯ビデオテープを回収し、画像を精査したところ、犯行直後に被害者が目撃した被疑者の逃走車両に類似した軽車両が撮影されていることが判明した。しかし、画像が小さく、不鮮明であったため、画像処理装置により画像を鮮明化したところ、車種が判明し、会社員の男（29）が被疑者として浮上したため、所要の捜査を行い、この男を強盗未遂罪で逮捕した（福井）。

　したがって、業績指標④については、画像処理の処理件数が増加しており、画像処理装置の犯罪捜査における積極的な活用がおおむね図られたと認められる。

評価の結果	業績指標①及び業績指標②については目標を達成、業績指標③及び業績指標④についてもおおむね達成しており、事件の解決に貢献した事例も多くみられたことから、科学的な捜査はおおむね推進されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも科学的な捜査を一層推進していくため、ＤＮＡ型記録検索システムのオンライン化等の捜査用資機材、鑑識資機材の整備・充実や体制の強化を図る。 また、指掌紋自動識別システム等の鑑識関係システムを有効に活用するとともに、現場鑑識活動の更なる強化に向けて取組みを進めていくこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	けいさつのまど137号（19年３月警察庁）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	犯罪鑑識官

基本目標３　業績目標１　平成18年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の推進	
業績目標	暴力団犯罪等被害の防止と回復	
業績目標の説明	暴力団は、市民生活等に介入して違法・不当な利益を図るなど国民に不安を与えていることから、暴力団犯罪等被害を防止するとともに、民事訴訟支援の推進等による被害回復を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：暴力団関係相談への対応状況（相談の受理件数並びに相談を端緒とした刑事事件の検挙状況及び行政命令の発出状況）及び援助の措置の実施状況 達成目標：暴力団関係相談を適切に行い、相談を端緒とした刑事事件の検挙及び行政命令の発出を推進するとともに、援助の措置の積極的な活用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団関係相談の受理、相談を端緒とした刑事事件の検挙及び行政命令の発出並びに援助の措置の活用状況は、暴力団犯罪等被害の防止と回復に係る取組み強化の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：暴力団犯罪被害の未然防止のための援助活動の実施状況（不当要求防止責任者数、責任者講習実施回数及び責任者講習受講者数） 達成目標：責任者講習の積極的な展開を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 不当要求防止責任者講習の展開の状況は、暴力団犯罪被害の未然防止に係る取組み強化の一つの指標となるため
	業績指標③	指標：弁護士会、暴力追放運動推進センター等との連携状況（民事訴訟支援件数等） 達成目標：関係機関との積極的な連携及び連携による各種民事訴訟支援の積極的な展開を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等の民事訴訟支援の積極的な展開状況は、暴力団犯罪等被害の回復に係る取組み強化の一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　警察等での暴力団関係相談（注１）の適切な受理及び処理 警察及び都道府県暴力追放運動推進センター（都道府県センター）（注２）における暴力団関係相談の適切な受理及び処理を推進した。 注１：暴力団員による不当な行為に関する相談、暴力団からの離脱に関する相談、暴力団事務所に関する相談のほか、暴力団員等の行為又は暴力等の存在若しくは活動に起因する被害、不安、困難に係る相談等、助言、援助、情報の提供等を求める一切の相談をいう。	

注２：民事介入暴力対策及び暴力団排除活動の中核として、相談事業を始め、少年を暴力団から守る活動、民間の暴力団排除活動に対する援助、暴力団事務所の撤去活動の支援、暴力団員による不当な行為の被害者への見舞金の支給、暴力団員の組織離脱の支援等の事業を行う、都道府県公安委員会により指定された公益法人をいう。

○　責任者講習の実施

暴力団員による不当要求の被害を防止するため、各事業所において選任された不当要求防止責任者に対し、都道府県公安委員会及び都道府県センターが責任者講習を実施した。

○　民事訴訟支援の実施

警察庁では、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力追放運動推進センターとの連携を図るとともに、都道府県警察では、都道府県の単位弁護士会及び都道府県センターの三者間の情報交換の場として民暴研究会（注３）を設置し、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員）による違法行為の被害者が当該暴力団構成員等に対して提起した損害賠償請求訴訟、暴力団事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について必要な支援を行った。

注３：定期的に各都道府県警察、各単位弁護士会民事介入暴力対策委員会及び各都道府県センターの間で情報交換等を行う会合をいう。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　暴力団関係相談への対応状況（相談の受理件数並びに相談を端緒とした刑事事件の検挙状況及び行政命令の発出状況）及び援助の措置の実施状況

１　暴力団関係相談

18年中の警察及び都道府県センターにおける暴力団関係相談の受理件数は３万6,172件と、17年に比べ1,048件（3.0%）増加した。

○　警察及び都道府県センターに寄せられた暴力団関係相談の件数（件）

		14年	15年	16年	17年	18年
相談件数		39,659	40,012	38,516	35,124	36,172
	うち警察受理	24,025 (60.6%)	23,202 (58.0%)	21,217 (55.1%)	18,429 (52.5%)	18,191 (50.3%)
	うち都道府県センター受理	15,634 (39.4%)	16,810 (42.0%)	17,299 (44.9%)	16,695 (47.5%)	17,981 (49.7%)

２　相談を端緒とした事件検挙及び行政命令の発出

18年中の暴力団関係相談を端緒とした刑事事件の検挙件数は1,398件と、17年に比べ515件(58.3%）増加した。18年中の暴力団　構成員等の総検挙件数に占める割合は2.4%（５万7,557件中515件）と、17年に比べ0.8ポイント増加した。(17年は、５万6,208件中883件)。

一方、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴力団対策法)に基づく行政命令の発出件数は、18年中は1,127件と、17年に比べ85件（7.0%）減少した。

○　暴力団関係相談を端緒とした刑事事件の検挙件数及び行政命令の発出件数（件）

	14年	15年	16年	17年	18年
事件検挙件数	1,368	1,119	961	883	1,398
行政命令発出件数	1,731	1,481	1,429	1,212	1,127

【事例】

18年10月、山口県暴力追放県民会議では、被害女性の家族から、「娘が以前交際していた暴力団組員から復縁を迫られているが、現在、組員のアパートに連れ去られ、暴行や脅迫を受け軟禁されている」との相談を受理したことから、相談者に対する的確な助言・指導を行うとともに、速やかに山口県警察に引き継いだ。山口県警察では、被害女性の保護を最優先に

所要の捜査を進め、相談受理から２日後に組員を暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙した。

３　援助の措置

都道府県公安委員会は、暴力的要求行為等の相手方や暴力団員による犯罪の被害者に対して、本人からの申出に基づき、暴力団員から受けた被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助に努めているところ、18年中の暴力団対策法に基づく援助の措置の件数は32件と、17年に比べ21件（39.6%）減少した。

○　援助の措置の件数（件）

	14年	15年	16年	17年	18年
援助の措置の件数	130	81	53	53	32

したがって、業績指標①については、暴力団関係相談の受理件数が横ばいで推移する中、相談を端緒とした行政命令の発出件数及び援助の措置の件数が減少したものの、相談を端緒とした事件検挙件数が大幅に増加していることから、事件の検挙を中心として、目標はおおむね達成されたと認められる。

業績指標②　暴力団犯罪被害の未然防止のための援助活動の実施状況（不当要求防止責任者数、責任者講習実施回数及び責任者講習受講者数）

不当要求防止責任者の数は、18年４月１日現在で40万8,055人と、17年４月１日現在に比べ２万1,154人（5.5%）増加した。

また、18年中の責任者講習の実施回数は1,768回、受講者数は６万9,758人と、17年に比べ実施回数は32回（1.8%）増加し、受講者数は1,713人（2.5%）増加した。

○　不当要求防止責任者数、責任者講習実施回数及び責任者講習受講者数（注４）

	14年	15年	16年	17年	18年
不当要求防止責任者数（人）	294,282	319,214	346,978	386,901	408,055
責任者講習実施回数（回）	1,734	1,619	1,443	1,736	1,768
責任者講習受講者数（人）	64,156	67,340	81,665	68,045	69,758

注４：責任者数は、各年４月１日現在の数値である。

したがって、業績指標②については、責任者講習の実施回数、不当要求防止責任者数及び責任者講習受講者数はいずれも増加しており、責任者講習の積極的な展開を推進するという目標は達成されたと認められる。

業績指標③　弁護士会、暴力追放運動推進センター等との連携状況（民事訴訟支援件数等）

民事訴訟支援の件数は94件と、17年に比べ40件（29.9%）減少した。

○　暴力団関係事案に係る民事訴訟支援件数（件）（注５）

	14年	15年	16年	17年	18年
民事訴訟支援件数	145	136	81	134	94

注５：民事介入暴力事案以外に関する民事訴訟支援を含む。

【事例】

・　15年１月、群馬県前橋市内のスナック店において、住吉会傘下組織組長らが元稲川会傘下組織組長らを襲撃した際、同店内に居合わせた一般市民が巻き添えとなり死亡した事件につき、住吉会総裁らに対して使用者責任を追及する損害賠償請求訴訟が提起されたところ、群馬県警察が弁護士会及び暴力追放運動推進センターと連携してこれに必要な支援を実施した。

・　14年に発生した対立抗争事件をきっかけに、組事務所の周辺住民が警

	察、岐阜県センター等と連携を図りながら当該組事務所の使用差し止め等の訴訟を起こし、18年６月、センターが事務所を買い取ることで和解した。 業績指標③については、支援件数が減少しているが、被害者や地域住民の意思に大きく左右される要素を併せ持っていることも考慮する必要がある。また、個々の支援内容を見ると、中・長期的展望を持って、全国的に展開し、損害賠償請求、事務所撤去等、暴力団の組織の維持に極めて大きな打撃を与えているなど、効果的な取組み事例がみられるものの、暴力団を弱体化・壊滅するためには、更なる支援の活発化が求められるところであり、こうした民事訴訟支援の積極的な展開が図られたとは言い難い。
評価の結果	業績指標①はおおむね達成され、業績指標②は達成されているが、業績指標③は達成が不十分であることから、暴力団犯罪等の被害防止と回復の対策は十分に推進されたとは言い難い。 したがって、相談を端緒とする事件の積極的な検挙と被害の未然防止活動を連動させて推進する必要がある。また、民事訴訟支援件数が減少しているため、引き続き、弁護士会との連携の強化、担当職員の研修及び都道府県センターの機能の充実を図る必要がある。 なお、業績指標①の行政命令発出件数、援助の措置件数並びに③の民事訴訟支援件数がいずれも減少しているが、これは暴力団員の総数の減員（18年末現在は８万4,700人と、17年に比べ1,600人（1.9%）減少）や事件検挙件数の増加等によるものと考えられる。
評価の結果の政策への反映の方向性	暴力関係相談については、その内容に応じ、検挙、暴力団対策法に基づく命令の発出又は暴力的要求行為等の相手方に対する援助の措置を行うほか、企業における反社会的勢力による被害防止のための指針の策定を進めるなど、暴力団犯罪等被害の防止と回復に係る取組みを積極的に推進する。 また、行政命令の発出、援助の措置等について、より積極的な取組みを図るため、全国規模で実施している全国行政命令担当者研修会及び暴力団排除対策専科により教育の徹底を図るとともに、引き続き、都道府県センター相談員等への指導を強化する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成18年の暴力団情勢（19年４月警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課・企画分析課）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	暴力団対策課

基本目標３　業績目標２　平成18年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の推進	
業績目標	暴力団資金源対策の徹底	
業績目標の説明	資金獲得活動を社会経済情勢の変化に対応して多様化・不透明化させ、不法収益を得ている暴力団等の資金源対策を徹底する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員）による伝統的資金獲得犯罪及び近年多様化している各種資金獲得犯罪の検挙状況（検挙人員等） 達成目標：資金獲得犯罪に対する検挙を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団構成員等による資金獲得犯罪の検挙の推進状況は、暴力団資金源対策の徹底の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）第10条（犯罪収益等隠匿）及び第11条（犯罪収益等収受）の適用状況（検挙件数等） 達成目標：組織的犯罪処罰法第10条（犯罪収益等隠匿）及び第11条（犯罪収益等収受）の積極的な適用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 組織的犯罪処罰法第10条（犯罪収益等隠匿）及び第11条（犯罪収益等収受）の規定の適用状況は、暴力団資金源対策の徹底の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）に基づき発出される暴力的要求行為等に係る中止命令及び再発防止命令の活用状況（発出件数等） 達成目標：みかじめ料や用心棒料の要求等の暴力的要求行為等に係る行政命令の積極的な活用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団対策法に基づき発出される暴力的要求行為等に係る行政命令の活用状況は、暴力団資金源対策の徹底の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：各種業や公共事業からの暴力団排除に係る活動状況（不許可又は許可取消件数等） 達成目標：貸金業、建設業等における不許可又は許可取消処分の積極的な活用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠：

		貸金業、建設業等における不許可処分等の活用状況は、暴力団資金源対策の徹底の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし

業績目標達成のために行った施策

○　資金獲得犯罪の取締り

暴力団構成員等による伝統的資金獲得犯罪及び近年多様化している各種資金獲得犯罪の検挙を推進した。

○　組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の積極的活用

暴力団構成員等が得た違法・不当な収益のはく奪を図るため、組織的犯罪処罰法第10条（犯罪収益等隠匿）及び第11条（犯罪収益等収受）の積極的な適用を推進した。

○　暴力的要求行為等に係る行政命令の発出

暴力団対策法に基づくみかじめ料や用心棒料の要求等の暴力的要求行為等に係る行政命令の積極的な発出を推進した。

○　貸金業、建設業等における暴力団関係者に対する不許可又は許可取消処分

貸金業、建設業等から暴力団を排除するため、暴力団関係企業に対する不許可又は許可取消処分を積極的に行った。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　暴力団構成員等による伝統的資金獲得犯罪及び近年多様化している各種資金獲得犯罪の検挙状況（検挙人員等）

1　伝統的資金獲得犯罪

暴力団の伝統的資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係４法違反（ノミ行為等）が挙げられる。18年中のこれら伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は9,411人と、17年に比べ1,056人（10.1%）減少した。また、暴力団構成員等の総検挙人員のうち、伝統的資金源獲得犯罪の検挙人員が占める割合も減少した。

○　伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員（人）

	14年	15年	16年	17年	18年
暴力団構成員等の総検挙人員	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417
覚せい剤	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043
恐　喝	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523
賭　博	1,374	780	837	845	685
ノミ行為等（注1）	371	240	322	193	161
合　計	11,398	10,128	9,379	10,467	9,411
割　合（%）	(37.0)	(33.2)	(32.0)	(35.3)	(33.1)

注１：「ノミ行為等」には、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の違反の総計を計上した。

2　各種資金獲得犯罪

暴力団は、伝統的資金獲得犯罪のほかにも、企業活動を利用した犯罪、金融・不良債権関連事犯、企業対象暴力・行政対象暴力事犯、各種公的給付制度の悪用等、その資金獲得犯罪の手口を多様化・不透明化している。

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、多様化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析し、違法行為の取締りや暴力団排除活動を推進した。

(1)　金融業

18年中の貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）違反による暴力団構成員等の検挙人員の合計は189人と、17年に比べ27人（16.7%）増加した。

○　貸金業規制法及び出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員（人）

	14年	15年	16年	17年	18年
貸金業規制法違反	52	130	129	72	96
出資法違反	68	258	160	90	93
合　計	120	388	289	162	189

【事例】

17年５月、共政会傘下組織組員らは、高金利で金銭を貸し付けるに際し、顧客に口座を開設させ、そのキャッシュカードを取り上げてこの口座に返済金を振り込ませる方法で法定金利を超える利息を受け取った。18年７月、出資法違反で検挙した（広島）。

(2)　金融・不良債権関連事犯

18年中の暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は36件と、17年に比べ15件（29.4%）減少した。

○　暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数（件）

	14年	15年	16年	17年	18年
融資過程	9	13	11	12	14
債権回収過程	63	63	43	38	21
その他	3	0	1	1	1
合　　計	75	76	55	51	36

(3)　廃棄物処理業

18年中の廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による暴力団構成員等の検挙人員は225人と、17年に比べ26人（13.1%）増加した。

○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による暴力団構成員等の検挙人員（人）

	14年	15年	16年	17年	18年
検挙人員	225	260	181	199	225

業績指標①については、暴力団の新たな活動実態を把握して、資金のはく奪を念頭に置いた取締りを推進したが、暴力団は、伝統的な資金獲得活動に加え、各種事業活動への進出を活発化させて資金獲得活動を多様化・不透明化させていることから、これに対応して取締り活動の更なる徹底を図る必要性が認められるため、資金源対策の徹底が十分に推進されたとは言い難い。

業績指標②　暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法第10条（犯罪収益等隠匿）及び第11条（犯罪収益等収受）の適用状況（検挙件数等）

18年中の組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定を適用した暴力団構成員等の検挙件数は53件と、17年に比べ５件（10.4%）増加した。

○　組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用による暴力団構成員等の検挙件数（件）

	14年	15年	16年	17年	18年
総　数	16	35	40	48	53
10条（隠匿）	9	25	29	21	18
11条（収受）	7	10	11	27	35

【事例】

18年４月、稲川会傘下組織組長らは、違法性風俗店経営者らから、売春で得た犯罪収益の一部を、犯罪収益と知りながらみかじめ料名下で収受した。18年９月、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙した（埼玉）。

業績指標②については、マネー・ローンダリング規定を適用した検挙件数が増加しており、組織的犯罪処罰法第10条及び第11条の積極的な適用が図ら

れたと認められる。

業績指標③　暴力団対策法に基づき発出される暴力的要求行為等に係る中止命令及び再発防止命令の活用状況（発出件数等）

18年中の暴力団対策法に基づく中止命令の発出件数は2,488件と、17年に比べ180件（6.7%）減少した。

18年中の再発防止命令の発出件数は128件と、17年に比べ16件（14.3%）増加した。

○　中止命令及び再発防止命令の発出件数（件）

	14年	15年	16年	17年	18年
中止命令	2,599	2,609	2,717	2,668	2,488
うち暴力的要求行為に係るもの	1,495	1,553	1,763	1,719	1,618
再発防止命令	141	114	161	112	128
うち暴力的要求行為に係るもの	96	81	103	89	88

【事例】

- 18年７月、山口組傘下組織組長が公共工事の下請業者に対し、不当に下請参入を要求したため、同月中止命令を発出した（大阪）。
- 18年６月、稲川会傘下組織幹部が、暴力団を脱退することを伝えた組員に対する脅迫罪等により検挙された後この組員の脱退を妨害したため、７月、中止命令を発出した（静岡）。
- 18年５月、稲川会傘下組織組員が、交友のある者を使って飲食店経営者等に対し、同組織の威力を示してみかじめ料を要求したことなどから、７月、準暴力的要求行為をしてはならない旨の再発防止命令を発出した（千葉）。

業績指標③については、民事取引を装ったり、暴力団構成員以外の者を使ったりして不当要求を行うなど、不当要求行為が複雑、多様化しているが、これらに対する行政命令の効果的な活用事例がみられる。また、再発防止命令は、命令を受けた暴力団構成員等に対して幅広い効果があるところ、その件数は増加しており、行政命令は効果的に活用されていると認められる。

しかし、その一方で、中止命令件数が減少している。これは、暴力団構成員の総数の減少や再発防止命令の積極的な発出の効果とも考えられるが、検挙活動や暴力団排除活動と連動して、行政命令を積極的に活用することにより、効果的な暴力団対策を徹底して行う必要性があるため、達成が十分とは言い難い。

業績指標④　各種業や公共事業からの暴力団排除に係る活動状況（不許可又は許可取消件数等）

1　各種業からの暴力団排除活動

暴力団の資金源を遮断し、各種業の健全化を図るため、国及び地方公共団体と連携して、貸金業、建設業、産業廃棄物処理業等からの暴力団排除を推進した。

(1)　貸金業

15年の貸金業規制法の一部改正により、貸金業からの暴力団排除の規定が置かれた。18年中の貸金業における暴力団関係企業等の不許可・許可取消件数は19件と、17年に比べ22件(53.7%）減少した。

○　暴力団関係企業等の貸金業の不許可・許可取消件数（件）

	16年	17年	18年
不許可・許可取消件数	244	41	19
照会を受け回答したもの	100	34	12
通報したもの	144	7	7

(2)　建設業

都道府県警察において、知事部局、国土交通省地方整備局等との情報連絡体制を構築して暴力団排除を推進した。18年中の建設業における暴

力団関係企業等の不許可・許可取消件数は101件と、17年に比べ21件(26.3%）増加した。

○　暴力団関係企業等の建設業の不許可・許可取消件数（件）

	14年	15年	16年	17年	18年
不許可・許可取消件数	62	101	83	80	101
照会を受け回答したもの	25	29	16	26	28
通報したもの	37	72	67	54	73

【事例】
山口組傘下組織関係企業における建設業法違反を検挙し、これを受けて、18年9月、国、県等がこの会社を指名停止とするとともに、建設業許可を取り消した（兵庫)。

(3)　産業廃棄物処理業
18年中の産業廃棄物処理業における暴力団関係企業等の不許可・許可取消件数は、18年中は21件と、17年に比べ１件（4.5%)減少した。

○　暴力団関係企業等の産業廃棄物処理業の不許可・許可取消件数（件）

	14年	15年	16年	17年	18年
不許可・許可取消件数	53	22	21	22	21
照会を受け回答したもの	31	14	17	19	12
通報したもの	22	8	4	3	9

【事例】
山口組傘下組織関連の産業廃棄物収集運搬会社による自動車の保管場所の確保等に関する法律違反等を検挙したことにより、山口組傘下組織幹部がこの会社の事業活動を支配していることが　明らかとなったことから、その旨を県に通報し、18年8月、県がこの会社の産業廃棄物収集業等の許可を取り消した（奈良)。

2　公共工事からの暴力団排除活動
国及び地方公共団体と連携して、公共工事の請負業者から暴力団関係企業を排除するなど、公共工事からの暴力団排除を推進した。

(1)　国の公共工事からの暴力団排除
18年７月、犯罪対策閣僚会議に、「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」が設置され、このワーキングチームにおいて、暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入を検討するなど、国の公共工事からの暴力団排除を推進した。

(2)　地方公共団体の公共工事からの暴力団排除
地方公共団体による暴力団排除条項等の整備が進められ、18年末現在、1,887団体中1,674団体（88.7%）において整備された。

○　地方公共団体による暴力団排除条項等の整備状況

	14年	15年	16年	17年	18年
整備率(%)	64.8	70.1	71.5	86.0	88.7

業績指標④については、業によって増減の状況が異なるが、効果的に暴力団を排除した事例がみられる。また、各種業に係る暴力団排除条項の導入当初に相当数の暴力団関係企業等の排除が行われ、その後は新規の許可申請時等において暴力団関係企業等の排除が行われている。
また、公共工事からの暴力団排除については、国及び地方公共団体との間で暴力団排除のための制度の構築や要綱の整備が進んでいることから、おおむね積極的な活用が図られたと認められる。

評価の結果

業績指標②は達成され、業績指標④はおおむね達成されたものの、業績指標①及び業績指標③は達成が不十分であることから、暴力団資金源対策は、十分推進されたとは言い難い。また、依然として、暴力団等は、資金獲得活

		動を社会経済情勢の変化に応じ多様化・不透明化させていることから、その実態を把握した上で、資金獲得犯罪の取締りの徹底と経済活動からの暴力団排除を強力に推進して、暴力団等への資金流入を遮断していく必要がある。
	評価の結果の政策への反映の方向性	暴力団構成員等による資金獲得犯罪の取締り、マネー・ローンダリング規定の適用及び暴力団対策法に基づく行政命令の発出を積極的に行い、民間企業においても暴力団等を排除するための指針を策定するよう働きかけるなど、社会経済活動全般から暴力団を排除する施策を効果的に推進していくこととする。また、19年４月に施行された犯罪による収益の移転防止に関する法律を活用し、資金源対策に積極的に取り組んでいくこととする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項		平成18年の暴力団情勢（19年４月警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課・企画分析課）
評価を実施した時期		18年１月から12月までの間
政策所管課		暴力団対策課

基本目標３　業績目標３　平成18年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の推進	
業績目標	暴力団等の危険から市民社会を守るための施策の推進	
業績目標の説明	依然として、市民社会の大きな脅威となっている暴力団等による事件の発生を予防し、発生した事件の検挙を推進することにより、市民の平穏な生活を確保する。	
業績指標	業績指標①	指標：暴力団による犯罪の取締り状況（検挙件数、検挙人員等） 達成目標：暴力団に対する取締りを推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団による犯罪の取締りの推進状況は、暴力団等の危険から市民社会を守るための施策の推進の度合いを測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：暴力団の対立抗争及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況（発生事件数、発生回数、銃器発砲事件数等） 達成目標：対立抗争及び銃器発砲事件の発生の防止を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団の対立抗争及び銃器発砲事件の発生防止の状況は、暴力団等の危険から市民社会を守るための施策の推進状況の一つの指標となり得るため
	業績指標③	指標：暴力団事務所撤去活動状況（事務所撤去件数等） 達成目標：暴力団事務所撤去活動の積極的な展開を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 国民に身近な不安を与える暴力団事務所の撤去活動の展開の状況は、暴力団等の危険から市民社会を守るための施策の推進の度合いを測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　各種法令違反による暴力団犯罪の取締り 各種法令を適用し、市民社会の大きな脅威となっている暴力団による犯罪の取締りを積極的に推進した。 ○　指定暴力団の代表者等の損害賠償規定を設けた改正暴力団対策法の運用 凶器を使用した対立抗争又は内部抗争により、指定暴力団員が他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、当該暴力団員が所属する指定暴力団の代表者等が生じた損害を賠償する責めに任ずることを内容として改正された暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の積極的な運用を推進した。 ○　暴力団事務所撤去活動 市民社会に身近な不安を与える暴力団事務所の撤去活動を積極的に推進した。	

○　繁華街における組織犯罪集中取締り対策の推進
　繁華街を活動拠点とする暴力団を排除し、市民の平穏な生活を確保するため、繁華街における組織犯罪集中取締り対策を積極的に推進した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　暴力団による犯罪の取締り状況（検挙件数、検挙人員等）
　18年中の暴力団構成員及び準構成員（暴力団構成員等）の検挙件数は５万7,557件と、17年に比べ1,349件（2.4%）増加した。
　18年中の検挙人員は２万8,417人と、17年に比べ1,209人（4.1%）減少した。

○　暴力団構成員等の検挙件数及び検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年
検挙件数（件）	49,217	52,876	51,305	56,208	57,557
検挙人員（人）	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417

　業績指標①については、検挙人員がほぼ横ばいで推移する中で、検挙件数が増加していることから、暴力団の実態解明が図られ、厳正な科刑を得るための余罪の追及等の取締りがおおむね推進されていると認められる。

業績指標②　暴力団の対立抗争及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況（発生事件数、発生回数、銃器発砲事件数等）
　17年中は、対立抗争発生事件数は６件、対立抗争に起因するとみられる不法行為発生回数は18回であったが、18年中は、対立抗争の発生はなかった。
　18年中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数は、18年中は36件と、17年に比べ15件(29.4%）減少した。

○　対立抗争事件及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況（注１、注２）

		14年	15年	16年	17年	18年
対立抗争発生事件数（件）		7	7	6	6	0
不法行為発生回数（回）		28	44	31	18	0
	うち銃器使用回数	21	32	19	11	0
	銃器使用率（%）	75.0	72.7	61.3	61.1	0
銃器発砲事件(件)		112	104	85	51	36

注１：特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを１事件とする。
注２：暴力団等によるとみられる銃器発砲事件とは、構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

　業績指標②については、対立抗争事件の発生はなく、また、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数も減少傾向にあることから、その発生の防止が図られたと認められる。

業績指標③　暴力団事務所撤去活動状況（事務所撤去件数等）
　暴力団事務所使用差止請求等の民事訴訟手続や検挙活動と連動するなどして、暴力団事務所の撤去活動を積極的に推進した。18年中の暴力団事務所の撤去件数は200件と、17年に比べ15件(8.1%)増加した。

○　暴力団事務所の撤去件数（件）

	14年	15年	16年	17年	18年
暴力団事務所の撤去件数	151	206	163	185	200

【事例】
　北海道警察は山口組傘下組織組長らによる雇用保険受給詐欺事件を検挙するとともに、これに合わせてその事務所を撤去するため、行政機関と連

	携して、暴力団排除緊急市民集会を開催し、暴排パレード等により地域住民の暴力団排除活動の機運の高揚を図るなどの取組みを行った。その結果、18年９月、事務所を撤去した。 業績指標③については、暴力団事務所の撤去件数の増加や行政機関と連携した暴力団排除のための市民集会を各地で行うなど、事務所撤去活動の積極的な展開が図られたと認められる。
評価の結果	業績指標①については、暴力団構成員等の検挙人員はほぼ横ばいで推移する中で、検挙件数が増加したことから、おおむね目標を達成したと認められる。また、業績指標②については、暴力団による対立抗争の発生はなく、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数も減少に転じたことから、目標は達成されたと認められる。 しかし、暴力団犯罪の潜在化が進んでおり、取締りを徹底することにより、その未然防止を一層図る必要がある。 業績指標③については暴力団組事務所の撤去件数が増加し暴力団の組織の維持に打撃を与えていることから、目標は達成されたと認められる。 これらのことから、暴力団等の危険から市民社会を守るための施策はおおむね推進されたと認められるが、18年中は対立抗争の発生はなかったものの、暴力団の内紛に伴うけん銃発砲事件が発生しており、また、19年に入り、暴力団員によるけん銃発砲事件が相次いで発生するなど、依然として暴力団の存在が市民の安全への脅威と危険を及ぼしていることから、暴力団等の危険から市民社会を守るための施策の一層の推進が求められている。
評価の結果の政策への反映の方向性	暴力団構成員等に対する徹底したけん銃の摘発、各種事犯の取締りを強化するとともに、関係機関と連携した組織犯罪対策を推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成18年の暴力団情勢（19年４月警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課・企画分析課）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	暴力団対策課

基本目標３　業績目標４　　平成18年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の推進	
業績目標	薬物対策の推進	
業績目標の説明	我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入し、密売されていること及び薬物乱用は、乱用者の精神、身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により凶悪な事件を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものであることから、薬物の供給を遮断するとともに、その需要の根絶を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：覚せい剤、大麻及びＭＤＭＡ等合成麻薬に係る密輸入事犯の検挙状況（押収量、検挙件数、コントロールド・デリバリー実施件数等） 達成目標：密輸事犯の検挙を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 覚せい剤、大麻及びＭＤＭＡ等合成麻薬に係る密輸入事犯の検挙の推進状況は、薬物対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：関係機関との連携状況（税関、海上保安庁等関係機関との連絡会議、合同訓練の実施、海外の取締関係機関との情報交換等） 達成目標：関係機関との積極的な連携を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との積極的な連携の状況が薬物対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員）及びイラン人による覚せい剤事犯検挙状況（検挙人員等） 達成目標：暴力団構成員等及びイラン人薬物密売組織の構成員に対する取締りを推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団及びイラン人薬物密売組織が薬物の密売に深くかかわっており、暴力団構成員等及びイラン人薬物密売組織の構成員に対する取締りの推進状況が薬物対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（麻薬特例法）の適用状況（第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）及び第７条（薬物犯罪収益等収受）の適用件数、第19条に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数等） 達成目標：厳正な科刑の獲得の追及及び薬物犯罪収益のはく奪を推進する。

		基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 麻薬特例法の活用状況が、薬物対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標⑤	指標：薬物乱用者の検挙状況（覚せい剤、大麻、ＭＤＭＡ等合成麻薬事犯検挙人員）及び薬物乱用防止広報啓発活動の状況 達成目標：末端乱用者の検挙を推進し、薬物乱用防止広報啓発活動の積極的な展開を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 末端乱用者の検挙及び薬物乱用防止の広報啓発活動の展開の状況が、薬物対策の推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	薬物種類別押収量
	参考指標②	薬物事犯別検挙人員
	参考指標③	連絡協議会の開催等の状況
業績目標達成のために行った施策	○　薬物乱用防止新五か年戦略及び薬物密輸入阻止のための緊急水際対策に盛り込まれた各種施策の推進 関係省庁が連携し、青少年対策、密売対策・国際協力の推進等の薬物対策を強力に推進した。 ○　組織犯罪対策要綱に沿った各種施策の推進 16年10月に制定した組織犯罪対策要綱に基づく各種施策を推進した。 18年４月までに、すべての都道府県警察において、薬物対策に関する事務の生活安全部から刑事部又は組織犯罪対策部に移管し、薬物犯罪組織の壊滅に向けた戦略的な組織犯罪対策を推進するための体制を整備した。 ○　繁華街における組織犯罪集中取締り対策の推進 薬物密売組織等の犯罪組織の活動拠点等となっている繁華街での取締り等を推進した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　覚せい剤、大麻及びＭＤＭＡ等合成麻薬に係る密輸入事犯の検挙状況（押収量、検挙件数、コントロールド・デリバリー実施件数等）** １　覚せい剤、大麻及びＭＤＭＡ等錠剤型合成麻薬の密輸入押収量 18年中の覚せい剤の密輸入事犯に係る押収量は、覚せい剤粉末が106.8kgと、17年に比べ74.6kg（231.7%）、錠剤型覚せい剤が56,680錠と、17年に比べ30,351錠（115.3%）、それぞれ増加した。一方、乾燥大麻は113.4kgと、17年に比べ262.8kg（69.9%）、ＭＤＭＡ等合成麻薬は167,683錠と、17年に比べ51,770錠（23.6%）、それぞれ減少した。 ○　覚せい剤、大麻及びＭＤＭＡ等錠剤型合成麻薬の密輸入押収量	

		14年	15年	16年	17年	18年
覚せい剤		243.5	223.8	350.0	36.6	116.3
	うち粉末（kg）	243.5	223.8	350.0	32.2	106.8
	うち錠剤（kg）(注1)	- -	- -	- -	4.4 (26,329錠)	9.5 (56,680錠)
	乾燥大麻(kg)	150.1	434.1	490.7	376.2	113.4

大麻	大麻樹脂(kg)	220.2	140.3	259.6	159.2	54.1
MDMA等錠剤型合成麻薬（錠）		140,115	362,611	361,977	219,453	167,683

注１：覚せい剤錠剤の押収量は、１錠を0.168gとして換算している。

(2)　密輸入事犯の検挙件数

18年中の覚せい剤、大麻、ＭＤＭＡ等合成麻薬の密輸入事犯の検挙件数は、195件と17年に比べ10件（5.4%）増加した。このうち、覚せい剤の密輸入事犯は63件と、17年に比べ36件(133.3%）と大幅に増加したが、大麻は120件と、17年に比べ22件（15.5%）、ＭＤＭＡ等合成麻薬は12件と、17年に比べ４件（25.0%）、それぞれ減少した。

○　密輸入事犯の検挙件数

	14年	15年	16年	17年	18年
覚せい剤（件）	16	47	102	27	63
大麻（件）	157	207	191	142	120
ＭＤＭＡ等合成麻薬（件）	25	30	35	16	12
計	198	284	328	185	195

【事例】

14年、北朝鮮籍の貨物船を利用して覚せい剤数百キログラムを密輸入したとして、18年５月、韓国籍の男及び暴力団極東会傘下組織組長らを逮捕した（鳥取、警視庁、群馬、埼玉、愛知）。

(3)　コントロールド・デリバリーの実施件数

18年中のコントロールド・デリバリーの実施件数は29件と、17年に比べ13件（31.0%）減少した。

○　コントロールド・デリバリーの実施件数

	14年	15年	16年	17年	18年
実施件数（件）	26	63	78	42	29

業績指標①については、コントロールド・デリバリーの実施件数は減少したものの、密輸事犯の検挙件数が増加し、北朝鮮ルートの覚せい剤密輸組織の摘発によりそのルートを遮断したほか、特に、覚せい剤事犯において、密輸事犯に係る押収量が17年に比べ大幅に増加し、覚せい剤全押収量の大部分（136.4kg中116.3kg。85.3%）を占めるなど、密輸入事犯の検挙が推進されたことから、目標は、おおむね達成されたと認められる。

＜参考指標①＞　薬物種類別押収量

18年中の覚せい剤の押収量は、覚せい剤粉末は126.8kgと、17年に比べ7.9kg（6.6%）、錠剤型覚せい剤は56,886錠と、17年に比べ30,484錠（115.5%）、それぞれ増加した。大麻、ＭＤＭＡ等合成麻薬は、17年に比べ減少した。

○　薬物種類別押収量

		14年	15年	16年	17年	18年
覚せい剤		439.7	486.8	406.1	123.3	136.4
	うち粉末（kg）	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8
	うち錠剤（kg）(注2)	2.7 (16,031錠)	(11.8g) (70錠)	(61.5g) (366錠)	4.4 (26,402錠)	9.6 (56,886錠)
大麻	乾燥大麻(kg)	224.3	537.2	606.6	643.1	225.8
	大麻樹脂(kg)	244.1	267.0	294.5	230.5	96.7
MDMA等錠剤型合成麻薬（錠）		174,259	393,088	469,126	571,522	186,226

注２：覚せい剤錠剤の押収量（kg）は、１錠を0.168gとして換算している。

業績指標②　関係機関との連携状況（税関、海上保安庁等関係機関との連絡会議、合同訓練の実施、海外の取締関係機関との情報交換等）

我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、ＩＣＰＯを通じた照会や職員の派遣等により、外国の取締機関との情報交換や捜査協力を行った。

【事例】

- 18年５月から６月までにかけて、財務省、厚生労働省及び海上保安庁と連携して、薬物事犯取締活動強化月間を実施したほか、水際による合同摘発を推進した。
- 薬物取締りに関する情報交換のため、関係省庁間で定期的な情報交換会議を実施したほか、都道府県警察で、税関や海上保安庁等と連絡会議、合同訓練及び人事交流を実施した。
- 18年９月、税関等関係機関と連携し、中国船籍の貨物船で密輸入した覚せい剤を受け渡したとして、中国人船員ら３名を覚せい剤取締法違反で逮捕し、貨物船内等から覚せい剤合計約６kgを押収した。
- 国際会議に積極的に参加するなどして密輸等の情報収集に努めるとともに、18年２月に「第11回アジア・太平洋薬物取締会議」（警察庁主催）、９～10月に「薬物犯罪取締セミナー」（独立行政法人国際協力機構との共催）を開催し、薬物取締り等に関する情報交換を行った。

業績指標②については、関係機関との積極的な連携が推進されたことから、目標は達成されたと認められる。

＜参考指標③＞　連絡協議会の開催等の状況

18年中の各都道府県における薬物乱用対策推進本部等連絡協議会の開催回数は270回と、17年に比べ41回（17.9%）増加した。

○　連絡協議会の開催等の回数

	16年	17年	18年
連絡協議会の開催等の回数（回）	153	229	270

業績指標③　暴力団構成員等及びイラン人による覚せい剤事犯検挙状況（検挙人員等）

1　暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員

18年中の暴力団構成員等による覚せい剤検挙人員は6,076人と、17年に比べ777人（11.3%）減少したが、検挙人員に占める割合は52.4%と、17年に比べ1.1ポイント増加した。

○　暴力団構成員等による覚せい剤事犯の検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年
検挙人員（人）	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606
うち暴力団構成員等（人）	6,738	6,050	5,430	6,853	6,076
比率(%)	40.2	41.4	44.4	51.3	52.4

【事例】

山口組傘下組織会長を覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕し、組事務所等関係する場所の一斉捜索を実施するなどの集中取締活動を行った。その結果、この会長が解散届出を提出し、同組織が壊滅した（和歌山）。

2　来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員

18年中の来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員は60人と、17年に比べ28人（31.8%）減少したが、営利犯が29人と全体の48.3%と高い割合を占め、依然として来日イラン人薬物密売組織が覚せい剤の密売に深くかかわっている。

○　来日イラン人による覚せい剤事犯の検挙人員

		14年	15年	16年	17年	18年
来日イラン人（人）		165	109	74	88	60
	うち営利犯(人)(注3)	74	41	33	45	29
	比率（%）	44.8	37.6	44.6	51.1	48.3

注３：営利犯とは、営利目的所持及び営利目的譲渡をいう。

業績指標③については、覚せい剤事犯の全検挙人員に占める暴力団構成員等の割合が上昇するなど、犯罪組織の壊滅・弱体化に向けた取締りが推進された面はあるものの、暴力団構成員等及び来日イラン人の覚せい剤事犯の検挙人員及び営利犯の来日イラン人の覚せい剤事犯の検挙人員は減少しているなど、暴力団構成員等及び来日イラン人薬物密売組織の構成員に対する取締りが十分に推進されたとは言い難い。

＜参考指標②＞　薬物事犯別検挙人員

18年中の覚せい剤事犯の検挙人員は11,606人と、17年に比べ1,740人（13.0%）、ＭＤＭＡ等合成麻薬事犯は370人と、17年に比べ33人（8.2%）、それぞれ減少したが、大麻事犯は2,288人と、17年に比べ347人（17.0%）増加し、過去最高を記録した。

○　薬物事犯別検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年
覚せい剤（人）	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606
大麻（人）	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288
MDMA等錠剤型合成麻薬（人）	117	256	417	403	370

業績指標④　麻薬特例法の適用状況（第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）及び第７条（薬物犯罪収益等収受）の適用件数、第19条に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数等）

18年中の麻薬特例法の適用件数は、第５条は40件と、17年に比べ７件減少したが、暴力団員を検挙した事例もみられた。第６条の適用件数は５件と、17年に比べ２件（66.7%）、第７条の適用件数は５件と、17年に比べ３件（150.0%）、それぞれ増加した。第19条に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数は３件と、17年に比べ５件（62.5%）減少した。

○　麻薬特例法第５条、６条及び７条の適用件数（注４）

	14年	15年	16年	17年	18年
麻薬特例法第５条(件)	43	32	45	47	40
第６条(件)	0	8	5	3	5
第７条(件)	0	2	0	2	5

注４：第５条は、薬物の密輸・密売等を業とした者を重く処罰するものである。
第６条は薬物犯罪により得た財産等を隠匿等した者を処罰するものであり、第７条は薬物犯罪により得た財産等を収受した者を処罰するものである。

【事例】

- 長野県の覚せい剤乱用者数十名に覚せい剤を密売していた事件において、密売人らに対する捜査により、既に覚せい剤取締法違反で逮捕していた山口組傘下組織組員ら密売人に対して、麻薬特例法第５条（業として行う譲渡し）を適用した。
- 薬物密売人と共謀し、密売で得た犯罪収益を他人名義の郵便貯金口座に入金することにより、これを隠匿した飲食店経営の女を逮捕し、麻薬特例法第６条（薬物犯罪収益等隠匿）を適用した。

○　麻薬特例法第19条に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数（注５）

	14年	15年	16年	17年	18年
麻薬特例法第19条(件)	7	8	5	8	3

注５：薬物犯罪等の没収対象財産について、没収の裁判の執行等を確保するため、起訴前に警察官等の請求に

より、裁判所の命令によって、没収対象財産の処分を禁止するものである。

業績指標④については、麻薬特例法第６条及び第７条の適用件数は増加したものの、麻薬特例法第５条の適用件数及び第19条に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数は減少したことから、厳正な科刑の獲得の追及及び薬物犯罪収益のはく奪が十分に推進されたとは言い難い。

業績指標⑤　薬物乱用者の検挙状況（覚せい剤、大麻、ＭＤＭＡ等合成麻薬事犯検挙人員）及び薬物乱用防止広報啓発活動の状況

18年中の覚せい剤の単純使用及び単純所持事犯は10,273人と、17年に比べ1,781人（14.8%）、ＭＤＭＡの単純施用及び単純所持事犯は248人と、17年に比べ46人(15.6%)、それぞれ減少したが、大麻事犯の単純所持事犯は1,694人と、259人（18.0%）増加した。

○　単純使用（施用）及び単純所持事犯の検挙人員

	14年	15年	16年	17年	18年
覚せい剤事犯検挙人員	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606
うち単純使用事犯検挙人員	9,278	8,142	6,895	7,548	6,514
うち単純所持事犯検挙人員	5,691	4,940	3,932	4,506	3,759
大麻事犯検挙人員	1,748	2,032	2,209	1,941	2,289
うち単純所持事犯検挙人員	1,278	1,456	1,537	1,435	1,694
MDMA等錠剤型合成麻薬(注6) 検挙人員	117	256	417	403	370
うち単純施用事犯検挙人員	―	―	125	143	111
うち単純所持事犯検挙人員	―	―	164	151	137

注６：ＭＤＭＡ等錠剤型合成麻薬の違反態様別検挙人員は、16年から統計を取り始めた。

薬物乱用防止のため、パンフレット「DRUG」の作成・配布、薬物乱用防止広報強化期間（６，７月）の実施、インターネット上のポータルサイトの利用等により、広報啓発活動を積極的に推進した。

業績指標⑤については、積極的な広報啓発活動や密輸の取締りの推進により薬物の供給の遮断に一定の成果が認められるものの、大麻事犯以外の末端乱用者の検挙人員が減少したことにより、検挙人員の総数が大きく減少しことから、検挙が十分に推進されたとは言い難い。

評価の結果

業績指標①は目標をおおむね達成し、業績指標②は目標を達成したと認められるが、業績指標③から⑤までについては、目標の達成が十分とは言い難い。特に、暴力団等犯罪組織の弱体化に向けた取締りや広報啓発活動を積極的に推進したものの、密輸・密売の方法が潜在化・巧妙化したことにより、コントロールド・デリバリーの実施件数の減少、麻薬特例法第５条の適用件数及び第19条に基づく請求件数の減少が見られることから、捜査手法等の一層の活用等によりこうした潜在化・巧妙化する密輸・密売への対策を講じる必要があり、薬物対策の推進は十分とは言い難い。

評価の結果の政策への反映の方向性

薬物犯罪組織に対する視察・内偵を強化するとともに、国内外の関係機関と連携した水際対策、暴力団対策部門や来日外国人犯罪対策部門と連携した取組みを強化する。

また、巧妙化する薬物密売組織による密輸・密売に対処するため、通信傍受やコントロールド・デリバリーを始めとする捜査手法の効果的な活用、高度化及び捜査資機材の充実に努めるとともに、乱用薬物の拡大に対応した捜査・鑑定手法等の研究開発を図る。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用し

平成18年中の薬物・銃器情勢（19年４月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）

た資料その他の情報に関する事項	
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	薬物銃器対策課

基本目標３　業績目標５　平成18年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の推進	
業績目標	銃器対策の推進	
業績目標の説明	我が国で犯罪に使用されている真正けん銃のほとんどは国外から密輸入されたものであること、暴力団等の犯罪組織がけん銃を組織的に管理していること及び銃器問題が市民の生命、身体の安全に直結する問題であることから、海外からのけん銃の流入及び国内におけるその拡散の阻止を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：けん銃の押収状況（けん銃の押収丁数等）及び武器庫事件（注１）の検挙状況（武器庫事件の検挙件数等） 注１：組織的に管理された３丁以上のけん銃を押収した事件 達成目標：暴力団等の犯罪組織が組織的に管理するけん銃等の押収を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 暴力団等の犯罪組織が組織的に管理するけん銃等の押収の推進状況が、銃器対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：けん銃及びけん銃部品の密輸入事件の摘発状況（密輸入事件の検挙件数、押収丁数等） 達成目標：密輸事犯の検挙を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： けん銃及びけん銃部品の密輸事犯の検挙の推進状況が、銃器対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：関係機関との連携状況（税関、海上保安庁等関係機関との連絡会議、合同訓練の実施、海外の取締り関係機関との情報交換等） 達成目標：関係機関との積極的な連携を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との積極的な連携状況が、銃器対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：銃器犯罪根絶のための広報啓発活動の実施状況 達成目標：銃器犯罪根絶のための広報啓発活動の積極的な展開を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 銃器犯罪根絶のための広報啓発活動の展開の状況が、銃器対策の推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	銃器発砲事件の発生件数、けん銃使用事件の認知件数

	参考指標②　連絡協議会の開催等の状況
業績目標達成のために行った施策	○　組織犯罪対策の推進体制の整備 　18年４月までに、すべての都道府県警察において、銃器対策に関する事務を生活安全部から刑事部又は組織犯罪対策部に移管し、銃器犯罪組織の壊滅に向けた戦略的捜査を推進するための体制を整備した。 ○　組織の総合力を発揮した取締りの実施 　都道府県警察が、各部門の連携を図るとともに、都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に推進するなど、組織の総合力を発揮した違法銃器の取締りを実施した。 ○　特別強化月間の設定 　けん銃取締り特別強化月間を設定して全国一体となった取締りを実施した。 ○　研修の実施 　銃器事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、クリーン・コントロールド・デリバリー（注２）等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を実施した。 注２：取締機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させて、その者らを検挙する捜査手法をコントロールド・デリバリーといい、その際に、別の物品と差し替えて行うものをクリーン・コントロールド・デリバリーという。 ○　国内関係機関との連携の強化 　税関、海上保安庁等との合同サーチ、合同訓練や違法銃器を根絶するための合同キャンペーン活動を行い、連携の強化に努めた。 ○　銃器犯罪根絶の集いの開催 　銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛けるため、「第12回銃器犯罪根絶の集い・茨城大会」を開催した。
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　けん銃の押収状況（けん銃の押収丁数等）及び武器庫事件の検挙状況（武器庫事件の検挙件数等）** １　けん銃の押収丁数 　18年中のけん銃の押収丁数は458丁と、17年に比べ31丁（6.3%）減少した。特に、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員）からのけん銃の押収丁数が204丁と、17年に比べ39丁（16.0%）減少した。 ○　けん銃押収丁数

		14年	15年	16年	17年	18年
押収丁数（丁）		747	785	601	489	458
	暴力団構成員等	327	334	309	243	204
	（%）	43.8%	42.5%	51.4%	49.7%	44.5%
	その他・不明	420	451	292	246	254
	（%）	56.2%	57.5%	48.6%	50.3%	55.5%
	真正けん銃	675	644	527	440	407
	（%）	90.4%	82.0%	87.7%	90.0%	88.9%
	改造けん銃	72	141	74	49	51
	（%）	9.6%	18.0%	12.3%	10.0%	11.1%

２　武器庫事件検挙件数及び押収丁数

　18年中の武器庫事件の検挙件数は７件と、17年に比べ４件（36.4%）減少し、押収丁数は36丁と、17年に比べ20丁（35.7%）減少した。

○　武器庫事件検挙件数及び押収丁数

	14年	15年	16年	17年	18年
検挙件数（件）	8	10	11	11	7
押収丁数（丁）	68	60	49	56	36

【事例】
・　18年３月、稲川会傘下組織組員の居室内の段ボール箱内からけん銃11丁、機関けん銃３丁、自動小銃２丁、実包574個等を発見押収し、この組員を銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）違反で逮捕するとともに、これらけん銃等を預けた組員を同法違反で逮捕した（警視庁、神奈川）。
・　18年７月、山口組傘下組織幹部に係るけん銃情報を入手し、この幹部の交友者の自宅からけん銃４丁、実包89個を発見押収し、この者を銃刀法違反で逮捕するとともに、これらけん銃等を預けた同幹部を同法違反で逮捕した（岩手）。

業績指標①については、けん銃の押収丁数が減少しており、特に、暴力団構成員等からの押収丁数が減少し、武器庫事件に係る検挙件数及び押収丁数が減少したことから、けん銃等の押収は十分に推進されたとは言い難い。

＜参考指標①＞　銃器発砲事件の発生件数、けん銃使用事件の認知件数
１　18年中の銃器発砲事件は、全発生件数、暴力団等によるとみられるもの及び暴力団以外（不明を含む）によるとみられるものは、いずれも17年に比べ減少し、暴力団の対立抗争に起因するとみられるものの発生はなかった。
２　18年中のけん銃使用事件の認知件数は185件と、17年に比べ15件（7.5%）減少した。

○　銃器発砲事件の発生状況

		14年	15年	16年	17年	18年
発砲件数（件）		158	139	104	76	53
	暴力団等(注３)	112	104	85	51	36
	対立抗争	21	32	19	11	0
	その他・不明	46	35	19	25	17

注３：暴力団等は、暴力団構成員及び準構成員によるとみられるもの並びに暴力団の関与がうかがえるものを含む。

○　けん銃使用事件の認知件数

	14年	15年	16年	17年	18年
認知件数（件）	251	242	277	200	185

業績指標②　けん銃及びけん銃部品の密輸入事件の摘発状況（密輸入事件の検挙件数、押収丁数等）

18年中のけん銃及びけん銃部品の密輸入事件の検挙件数は４件と、17年に比べ２件（100%）増加し、押収丁数は12丁と、17年に比べ８丁（200%）増加した。

○　密輸入事件検挙件数及び押収丁数（注４）

	14年	15年	16年	17年	18年
けん銃及びけん銃部品の密輸入事件検挙件数(件)	5	11	4	2	4
密輸入事件における押収丁数(丁)	10	13	4	4	12

注４：けん銃等密輸入事件には予備を含む。

【事例】
18年１月、フィリピンルートによる船舶を利用したけん銃密輸入に関する情報に基づき、横浜港に着岸したフィリピン船籍の貨物船を監視していたところ、電気製品販売業者を装った男がこの船に車両を横付けし、船員２人が下船して隠し持っていた物品を車両に置いたことから、電気製品販売業者を装った男に職務質問した結果、けん銃11丁等を発見押収し、この男を銃刀法違反で逮捕するとともに、その供述等からフィリピン人船員２人のほか、密輸を指示するなどした稲川会傘下組織幹部等４人を同法違反で逮捕した（警視庁、神奈川）。

業績指標②については、密輸入事件の検挙件数及びけん銃の押収丁数は増

加したことから、目標は達成されたと認められる。

業績指標③　関係機関との連携状況（税関、海上保安庁等関係機関との連絡会議、合同訓練の実施、海外の取締り関係機関との情報交換等）

18年中の合同サーチ（注５）の実施回数は1,703回と、17年に比べ363回（17.6%）減少したが、関係機関との合同訓練の実施回数は27回と、17年に比べ３回（12.5%）増加し、合同キャンペーン（注６）の実施回数は52回と、17年と同数であった。

18年中の国内の関係機関と連携して摘発した密輸入事件数は３件と、17年に比べ１件（50%）増加した。

注５：合同サーチとは、関係機関が協力して行う船内検査をいう。

注６：合同キャンペーンとは、銃器犯罪根絶のための広報啓発を目的とした関係機関合同による街頭キャンペーンをいう。

我が国で押収されたけん銃の流通経路の追跡調査に当たって、ＩＣＰＯを通じた照会を実施したり、職員を派遣したりするなどして海外の銃器取締り関係機関と緊密な情報交換や捜査協力を行った。

また、国際銃器捜査の進展と情報交換を目的として、フィリピン及びネパールの捜査機関の幹部を招いて会議を開催した。

○　国内関係機関との連携状況（回）

	14年	15年	16年	17年	18年
合同訓練	38	38	20	24	27
合同キャンペーン	177	50	103	52	52
合同サーチ	1,197	1,684	2,284	2,066	1,703

○　国内関係機関との連携により摘発した密輸入事件数

	14年	15年	16年	17年	18年
摘発事件数（事件）	3	5	4	2	3

業績指標③については、国内外の関係機関との捜査協力や情報交換が推進されたことから、おおむね達成されたと認められる。

＜参考指標②＞　連絡協議会の開催等の状況

18年中の連絡協議会の開催等の回数は237回と、17年に比べ43回（22.2%）増加した。

○　連絡協議会の開催等の回数

	14年	15年	16年	17年	18年
連絡協議会の開催回数（回）	247	280	281	194	237

業績指標④　銃器犯罪根絶のための広報啓発活動の実施状況

けん銃摘発のための情報提供を促すため、パンフレット、リーフレット等の作成・配布や、インターネット上のポータルサイトを利用するなどして広報啓発活動を推進した。

銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼びかけるため､18年10月､「第12回銃器犯罪根絶の集い・茨城大会」を開催したほか、民間ボランティア団体である「ストップ・ガン・キャラバン隊」が主催する銃器犯罪根絶のためのラジオシンポジウムの後援を行った。

業績指標④については、銃器根絶のための広報啓発活動が推進されたことから、達成されたと認められる。

評価の結果	業績指標③はおおむね達成し、業績指標②及び④は達成されたと認められるが、けん銃等の押収が減少するなど重要な指標である業績指標①の達成が不十分であることや、業績指標②の密輸事犯の検挙は増加したものの低い水準であることから、銃器対策は十分に推進されたとは言い難い。

	銃器発砲事件の発生件数及びけん銃使用事件の認知件数が減少し、暴力団の対立抗争に起因するとみられる発砲事件は発生しなかったが、国内におけるけん銃の押収丁数が減少しており、これは、隠匿や密輸・密売の方法の潜在化・巧妙化が原因と考えられる。また、19年に入り、暴力団員によるけん銃発砲事件が相次いで発生するなど、依然として厳しい情勢にあることから、引き続き情報収集活動の強化と捜索・差押えの徹底、組織中枢にいる者の検挙に向けた突き上げ捜査の徹底等の対策を講ずる必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	暴力団等の犯罪組織が組織的に管理するけん銃等の押収や密輸・密売事件の摘発を更に徹底するとともに、国内外の関係機関との連携を推進する。 特に、政府の銃器対策推進本部や、関係省庁の担当者からなるプロジェクトチームを活用するなどして関係機関と連携した効果的な施策の検討を推進する。 また、潜在化・巧妙化する組織的なけん銃等の隠匿、密輸・密売事件に対処するため、通信傍受やコントロールド・デリバリーを始めとする捜査手法の効果的な活用を推進する。 さらに、けん銃情報受付ダイヤル「けん銃110番」の周知を図るなど、マスメディアやインターネット等様々な媒体を活用した広報啓発活動を推進し、国民に対して、けん銃摘発のための情報提供を促すための取組みを推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	平成18年中の薬物・銃器情勢（19年４月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	薬物銃器対策課

基本目標３　業績目標６　平成18年実績評価書

基本目標	組織犯罪対策の推進	
業績目標	来日外国人犯罪対策の推進	
業績目標の説明	近年、国際的な犯罪組織によって敢行される各種の犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、来日外国人犯罪対策を推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：国内外の関係機関との連携状況（外交ルート及びＩＣＰＯルートを通じた捜査共助の件数等） 達成目標：国内外の関係機関との連携を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 国内外の関係機関との連携の推進状況が、来日外国人犯罪対策の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：国際犯罪組織の実態解明の状況及び来日外国人犯罪の検挙状況（検挙件数等） 達成目標：国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の検挙を推進する。 基準年：17年　　達成年18年 目標設定の考え方及び根拠： 国際犯罪組織の実態解明の状況及び来日外国人犯罪の検挙の推進の状況が、来日外国人犯罪対策の推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	来日外国人犯罪の共犯件数、罪種別件数
	参考指標②	出入国管理及び難民認定法（入管法）違反検挙状況
業績目標達成のために行った施策	○　法務省等の国内関係機関との緊密な情報交換等の実施 犯罪対策閣僚会議の下に設置された「在留管理に関するワーキングチーム」への参画や事前旅客情報システムや外国人個人識別情報認証システムによる法務省等との情報共有を進めるなど、国内関係機関との緊密な情報交換等を実施した。 ○　各種協議等を通じた外国関係機関との連携強化 中国、韓国及びロシア等との間で、実務者レベルによる捜査協力等について協議を行った。 ○　「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」の実施（毎年６月） 毎年６月を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」とし、来日外国人犯罪の取締りの徹底、不法滞在・不法就労防止のため事業者に対する指導や広報啓発活動を推進した。 ○　国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の検挙 国際犯罪組織の組織運営、資金獲得活動等の実態を始め、暴力団等との人的又は資金的つながり等について実態の解明を行うとともに、組織の実態に応じた効果的な取締りを行った。 ○　国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際捜査実務研修の実施 警察大学校国際警察センターにおいて国際捜査を担当する幹部警察官を対象に研修を実施した。	

○　来日外国人犯罪捜査力の基盤の整備
　来日外国人犯罪に的確に対処する捜査体制の確立のため地方警察官を増員した。
○　繁華街における組織犯罪集中取締り対策の推進
　外国人犯罪組織の拠点等が多数存在する繁華街において、捜査に従事する専従部隊が使用する装備資機材を整備し、犯罪組織に関する情報収集、収集した情報を分析することによる組織犯罪の解明及び分析結果に基づく戦略的・集中的な取締りを実施した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　国内外の関係機関との連携状況（外交ルート及びＩＣＰＯルートを通じた捜査共助の件数等）
　18年中の外交ルート及びＩＣＰＯルートを通じた捜査共助の件数は、外国に捜査共助を要請した件数は513件と、17年に比べ14件（2.8%）増加した。また、外国から捜査共助を要請された件数は、1,218件と、332件（37.5%）増加した。これに加えて、ＩＣＰＯを通じた情報の発信・受信の数は、２万4,022件と、683件（2.9%）増加した。

○　外国に捜査共助を要請した件数の推移

区分＼年次	14年	15年	16年	17年	18年
ICPOルート（件）	871	817	534	485	483
外交ルート	15	10	14	14	30

○　外国から捜査共助を要請された件数の推移

区分＼年次	14年	15年	16年	17年	18年
ICPOルート（件）	827	985	1,085	856	1,193
外交ルート	19	13	13	30	25

○　ＩＣＰＯを通じた情報の発信・受信状況の推移

区分＼年次	14年	15年	16年	17年	18年
総数	19,117	17,513	20,949	23,339	24,022
警察庁からの発信数	2,787	2,831	2,708	2,266	2,741
警察庁の受理数	14,132	12,903	15,539	18,107	18,011

【事例】
　日本人と中国人からなる強盗団の一員として、侵入強盗を連続して敢行していた日本人の男は、14年10月、福井県内で侵入強盗を敢行した後、中国に逃亡していたことから、警察庁は、ＩＣＰＯを通じこの男を国際手配するとともに、中国関係当局に対し、所在確認の協力等を要請した。18年10月、この要請に応じて中国関係当局が被疑者の身柄を拘束したとの連絡を受け、18年11月、中国から退去強制された男を強盗致傷罪で逮捕した（福井）。

　業績指標①については、外交ルート及びＩＣＰＯルートを通じた捜査共助の件数が増加したほか、国外関係機関と連携して国外逃亡被疑者を検挙した事例も見られることから、国内外の関係機関との連携は推進されたと認められる。

業績指標②　国際犯罪組織の実態解明の状況及び来日外国人犯罪の検挙状況（検挙件数等）
　18年中の来日外国人犯罪の検挙件数は、４万128件と、17年に比べ7,737件（16.2%）減少した。また、来日外国人犯罪の検挙人員は１万8,872人と、17年に比べ2,306人（10.9%）減少した。

○　来日外国人犯罪検挙状況の推移

		14年	15年	16年	17年	18年
総検挙	件数	34,746	40,615	47,128	47,865	40,128
	人員	16,212	20,007	21,842	21,178	18,872

【事例】

17年２月に発生した博多港における偽造クレジットカード原料密輸事件において逮捕した日本人２人を逮捕した事件の突き上げ捜査により、東京都内や千葉県内などの偽造カード工場を割り出し、関係する都府県警察による合・共同捜査を開始した同年11月、関係箇所の一斉捜索を実施し、中国人らの偽造カード工場２カ所を摘発するとともに、偽造クレジットカード等約6,000点を押収、中国人ら13人を逮捕した。

さらに、18年２月、横浜市のこの犯罪組織の拠点３箇所を捜索した際に、日本人１人を逮捕し、その後もこの組織の同グループの換金役等を逮捕し、同年６月までに90事件を解決し、被疑者47人を検挙して、組織の実態を解明した上、偽造クレジットカード原料の密輸からカード偽造、商品詐取を行う犯罪組織を壊滅した（福岡、警視庁、埼玉、千葉、秋田、島根、岡山、大阪）。

【事例】

17年11月ころから、愛知県内等の整体院において、犯罪組織がカードデータをスキミングして偽造カードを作製し、関東地方のＡＴＭで現金を引き出す事件が相次いで発生した。18年５月に各地を一斉に捜索し、中国人８人を逮捕、一方、東京都内においても中国人等の犯罪組織が総合スポーツセンター等の更衣室において同様の事案を敢行しており、７月までに中国人８人、日本人４人を逮捕し、その後の捜査により、両グループのカード偽造役が同一人物であることを特定するなど、組織の実態を解明の上、一連の事件を検挙し、カード偽造組織を壊滅した。

以上のとおり、捜査により国際犯罪組織の実態解明が推進されたものの、来日外国人犯罪の全体検挙件数及び検挙人員が減少している。この件数の減少は、刑法犯認知件数の減少(205万850件。17年に比べ21万8,443件(9.6%)減少。)に比べても大きいことから、業績指標②は十分推進されたとは言い難い。

＜参考指標①＞　来日外国人犯罪の共犯件数、罪種別件数

○　来日外国人犯罪の共犯件数の推移

	14年	15年	16年	17年	18年
刑法犯検挙件数	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453
単独犯事件	9,339	10,438	9,936	9,048	8,816
共犯事件	14,919	16,820	22,151	23,989	18,637
構成比	61.5%	61.7%	69.0%	72.6%	67.9%

○　来日外国人犯罪の罪種別検挙状況

		14年	15年	16年	17年	18年
総　数	件数	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453
	人員	7,690	8,725	8,898	8,505	8,148
凶悪犯	件数	323	336	345	315	270
	人員	353	477	421	396	297
粗暴犯	件数	550	568	526	679	785
	人員	628	633	591	774	894
窃盗犯	件数	20,604	22,830	27,521	28,525	23,137
	人員	4,395	4,555	4,717	4,344	4,205
知能犯	件数	678	728	797	721	690
	人員	339	497	564	525	538
風俗犯	件数	87	90	85	99	103
	人員	76	93	139	133	96
その他	件数	2,016	2,706	2,813	2,698	2,468
	人員	1,899	2,470	2,466	2,333	2,118

＜参考指標②＞　入管法違反検挙状況

○　入管法違反検挙状況の推移

		14年	15年	16年	17年	18年
合計	件数	7,990	10,550	12,516	12,199	10,100
	人員	6,740	9,221	11,069	10,658	8,690

評価の結果

業績指標①は、達成されたが、業績指標②は、達成が不十分な面も認められる。

しかし、外国人犯罪の検挙件数及び人員は前年より減少しているが、政府を挙げての取組みや、地域社会と連携した全国警察の犯罪抑止対策による相当な成果として、来日外国人による犯罪を含め、犯罪発生が減少したと考えられ、急増していた来日外国人犯罪の発生の抑止が図られたことの表れという点においては、来日外国人犯罪対策には、一定の成果があったと認められる。また、来日外国人特別法犯検挙人員は減少したものの、その内訳を見ると、入管法違反以外の特別法犯検挙人員は増加しているほか、同法第65条に基づき、同法違反で逮捕した後、入国警備官に引き渡した人員（注）も増加している。

以上のことから、来日外国人犯罪対策の推進は、おおむね達成されたと認められる。

しかしながら、国際組織犯罪の実態は時々刻々と変化するものであることから、今後とも引き続きその実態解明に努めるとともに、犯罪の質が悪化している状況も見られることから来日外国人犯罪の検挙を一層推進していく必要がある。

注：入管法第65条は、刑事訴訟法の特例として入管法第70条の罪（不法入国、不法残留、不法在留、資格外活動等）に係る被疑者を逮捕した場合で、収容令書が発付され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、被疑者を拘束したときから48時間以内に書類及び証拠物と共に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定している。同条に基づく入国警備官への引渡しについては、入管法違反の検挙件数には計上されない。

評価の結果の政策への反映の方向性

引き続き、国外の関係機関との外交ルートやＩＣＰＯルートを通じた捜査協力を積極的に行うなどの国内外の関係機関との連携、検挙等を通じた国際犯罪組織の実態解明、来日外国人犯罪の検挙等の来日外国人犯罪対策を推進する。

また、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進のための装備資機材の整備、捜査体制強化のための体制の確保等を行うなど、各種の施策を積極的に推進する。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

来日外国人犯罪の検挙状況（平成18年）（19年４月警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官）

評価を実施した時期

18年１月から12月までの間

政策所管課

国際捜査管理官

基本目標４　業績目標１　平成18年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けて～	
業績目標	交通安全意識の向上	
業績目標の説明	交通事故を未然に防ぐためには、運転者及び歩行者が交通ルールを常に遵守することが必要であることから、国民の交通安全意識を高める。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：対象に応じた、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施回数及び実施内容 達成目標：交通安全教育を継続的に実施するとともに効果的な教育方法の普及を促進する。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 交通安全教育の実施回数は、交通安全意識の高揚を把握する一つの指標となり得るため。また、効果的な交通安全教育の方法の普及は、交通安全意識の向上に資するものであるため なお、18年に開始する第８次交通安全基本計画の終了年が22年であることから、達成年を22年とした。
	業績指標②	指標：シートベルトの着用者率 達成目標：着用者率を向上させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： シートベルト着用者率は、交通安全意識を表す一つの指標となるため なお、18年に開始する第８次交通安全基本計画の終了年が22年であることから、達成年を22年とした。
	業績指標③	指標：チャイルドシートの使用者率 達成目標：使用者率を向上させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： チャイルドシートの使用者率は、交通安全意識を表す一つの指標となるため なお、18年に開始する第８次交通安全基本計画の終了年が22年であることから、達成年を22年とした。
参考指標	参考指標①	自転車（第一当事者）の交通事故発生件数
	参考指標②	高齢者の交通事故死者数
	参考指標③	過去５年間のシートベルトの着用有無別致死率
	参考指標④	過去５年間のチャイルドシートの使用有無別致死率
業績目標達成のために行った施策	○　高齢者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 高齢者に対する反射材の効果実験等を盛り込んだ参加・体験・実践型の	

交通安全教育や関係機関・団体と協力し、高齢者宅を訪問して交通安全指導の実施を推進した。

○　児童・生徒向け自転車免許証モデル事業

17年度及び18年度に、約8,000人の児童生徒を対象に、自転車免許証モデル事業を４府県において実施し、その結果を踏まえて「自転車免許証事業普及促進マニュアル」を作成し、都道府県警察に配布した。

○　交通安全教育用のビデオの作成

18年度には、高齢者歩行者を対象とした交通安全教育用のビデオを作成し、都道府県警察に配布した。

○　反射材の利用促進

18年10月、「反射材フェア2006」（全日本交通安全協会主催・警察庁後援）等を開催して、反射材の利用促進を図った。

○　後部座席シートベルト着用推進事業

18年６月、後部座席シートベルト着用推進についての通達を発出し、広報啓発の一層の充実を図った。また、道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）が、19年６月20日に公布され、後部座席シートベルトの着用義務化についての規定は、公布から１年以内に施行される予定となっている。

○　社団法人日本自動車連盟と合同でチャイルドシート使用状況調査を実施した。

○　都道府県警察と連携したチャイルドシート使用率向上のための指導・広報の実施

18年４月に実施した調査の結果を踏まえ、広報と連動した街頭活動の強化や、幼稚園、保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発活動を行うなどしてチャイルドシート使用率向上のための指導・広報を実施した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する18年中の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　対象に応じた、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施回数及び実施内容

18年中は、参加・体験・実践型の交通安全教育を中心に、全国で高齢者に対する交通安全教育が昨年並に約６万8,000回（参加人員約305万7,000人）行われた（17年は、実施回数：約６万6,000回、参加人員：約312万2,000人）。

高齢自転車利用者対策として、「交通安全高齢者自転車大会」を開催し、実技を含めた交通安全教育を行い、修了者には「自転車運転免許証」を交付するなど、全国各地で特色ある参加・体験・実践型の交通安全教育が行われている。

したがって、業績指標①については、交通安全意識の向上に向けて、都道府県警察において各種交通安全教育が推進されていることから、おおむね達成に向けて推移していると認められる。

＜参考指標①＞　自転車（第一当事者）の交通事故発生件数

14年	15年	16年	17年	18年
25,500	25,779	28,235	27,963	27,250

＜参考指標②＞　高齢者の交通事故死者数

14年	15年	16年	17年	18年
3,144	3,109	3,046	2,924	2,809

業績指標②　シートベルトの着用者率

運転席及び助手席におけるシートベルト着用者率はいずれも向上している

が、後部座席のシートベルト着用者率は依然として低調である。

(%)		14年	15年	16年	17年	18年
シートベルト着用者率		87.2	87.5	88.3	88.8	89.1
	運転席	94.5	95.1	95.8	96.5	96.8
	助手席	88.7	89.7	90.8	92.4	92.6
	後部座席	34.3	31.9	30.2	30.6	30.4

したがって、業績指標②については、シートベルト着用者率は全体として向上していることから、おおむね達成に向けて推移していると認められる。

＜参考指標③＞　過去５年間のシートベルトの着用有無別致死率

(%)	14年	15年	16年	17年	18年
着用	0.21	0.19	0.18	0.18	0.17
非着用	2.35	1.99	2.01	1.90	1.75
不明	1.40	1.57	2.05	1.91	1.72
合計	0.47	0.41	0.39	0.38	0.34

業績指標③　チャイルドシートの使用者率

チャイルドシート使用者率は、わずかに向上しているものの、ほぼ横ばい状態で推移している。

(%)	14年	15年	16年	17年	18年
チャイルドシート使用者率	59.2	57.1	58.9	59.9	60.5

したがって、業績指標③については目標達成に向けて課題がみられる。

＜参考指標④＞　過去５年間のチャイルドシートの使用有無別致死率

(%)	14年	15年	16年	17年	18年
着用	0.12	0.10	0.13	0.09	0.03
非着用	0.50	0.41	0.57	0.28	0.39
不明	0.32	0.34	0	0	0
合計	0.27	0.23	0.30	0.16	0.17

評価の結果

業績指標③については課題がみられるものの、業績指標①及び②はおおむね達成に向けて推移していることから、国民の交通安全意識を向上させるための施策は目標達成に向けておおむね推進されたと認められる。

一方で、業績指標②の運転席及び助手席におけるシートベルト着用者率が向上しているのに対して、後部座席のシートベルト着用者率は依然として低調であり、また、業績指標③のチャイルドシート使用者率については、横ばいで推移するなど、課題もみられることから、継続してシートベルト着用者率及びチャイルドシート使用者率向上のための施策を実施する必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

実施した施策については、一定の効果があったと認められるが、後部座席のシートベルト着用者率が依然として低調であるなど課題もみられるため、広報啓発活動を推進するなどして、引き続き交通安全意識の向上のための取組みを強化していくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

交通統計（19年４月警察庁交通局）

評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	交通企画課

基本目標４　業績目標２　平成18年実績評価書

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">安全かつ快適な交通の確保
～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けて～</td></tr>
<tr><td>業績目標</td><td colspan="2">初心運転者及び高齢運転者に係る施策の推進による交通事故防止</td></tr>
<tr><td>業績目標の説明</td><td colspan="2">初心運転者及び高齢運転者に係る交通事故率等の情勢は、依然として深刻であることから、これらの運転者に係る各種施策を充実させ、交通事故防止を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">業績指標
及び達成目標</td><td>業績指標①</td><td>指標：初心運転者に係る交通事故率

達成目標：初心運転者に係る交通事故率を低下させる。

基準年：17年　　達成年：22年

目標設定の考え方及び根拠：
初心運転者に係る交通事故率の低下は、初心運転者に係る施策推進の一つの指標となるため
なお、18年に開始する第８次交通安全基本計画の終了年が22年であることから、達成年を22年とした。</td></tr>
<tr><td>業績指標②</td><td>指標：高齢運転者に係る交通死亡事故率

達成目標：高齢運転者に係る交通死亡事故率を低下させる。

基準年：17年　　達成年：22年

目標設定の考え方及び根拠：
高齢運転者に係る交通死亡事故の低下は、高齢運転者に係る施策推進の状況を測る一つの指標となるため
なお、18年に開始する第８次交通安全基本計画の終了年が22年であることから、達成年を22年とした。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">参考指標</td><td>参考指標①</td><td>初心運転者教育に係る制度の運用状況</td></tr>
<tr><td>参考指標②</td><td>高齢運転者教育に係る制度の運用状況</td></tr>
<tr><td>業績目標達成のために行った施策</td><td colspan="2">「高齢運転者対策の高度化に関する調査研究」及び「運転適性検査の在り方に関する調査研究」を実施した。</td></tr>
<tr><td>効果の把握の手法及びその結果</td><td colspan="2">（効果の把握の手法）
各業績指標について、基準年に対する18年中の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　初心運転者に係る交通事故率
18年中の指定自動車教習所を卒業して普通自動車免許、大型自動二輪免許又は普通自動二輪免許を取得した初心運転者に係る交通事故率は、17年に比べ減少した。

○　初心運転者に係る交通事故率
<table>
<tr><td>免許を取得した年</td><td>13年</td><td>14年</td><td>15年</td><td>16年</td><td>17年</td></tr>
<tr><td>普通自動車免許（%）</td><td>1.85</td><td>1.79</td><td>1.78</td><td>1.67</td><td>1.59</td></tr>
<tr><td>大型自動二輪免許(%)</td><td>1.46</td><td>1.38</td><td>1.31</td><td>1.34</td><td>1.19</td></tr>
<tr><td>普通自動二輪免許(%)</td><td>1.70</td><td>1.65</td><td>1.59</td><td>1.53</td><td>1.43</td></tr>
</table>
したがって、業績指標①については、初心運転者に係る交通事故率は低下したことから、おおむね達成に向けて推移していると認められる。</td></tr>
</table>

＜参考指標①＞　初心運転者教育に係る制度の運用状況

○　指定自動車教習所数

	14年	15年	16年	17年	18年
教習所数(所)	1,484	1,472	1,459	1,450	1,441

○　届出自動車教習所数

	14年	15年	16年	17年	18年
教習所数(所)	243	264	273	273	267

○　指定自動車教習所を卒業した者で運転免許試験に合格した者の数

	14年	15年	16年	17年	18年
合格者数(人)	194万 8,111	189万 3,694	186万 8,151	186万 8,046	182万 9,505

○　取得時講習受講者数（注）

	14年	15年	16年	17年	18年
受講者数(人)	37万 9,421	36万 8,629	33万 9,344	32万 2,372	26万 8,091

注：普通車講習、大型二輪講習、普通二輪講習、大型旅客車講習、普通旅客車講習、原付講習の受講者数の合計である。

業績指標②　高齢運転者に係る交通死亡事故率

18年中の70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、13年以降の推移を見ればおおむね減少しているため、高齢運転者の交通事故率は、減少傾向にある。

○　70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数

	14年	15年	16年	17年	18年
件数（件）	727	651	690	758	697

○　70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数

	14年	15年	16年	17年	18年
件数（件）	16.7	13.7	13.6	14.0	12.2

したがって、業績指標②については、高齢運転者に係る交通死亡事故率が低下し、高齢運転者による交通死亡事故件数も減少していることから、おおむね達成に向けて推移していると認められる。

＜参考指標②＞　高齢運転者教育に係る制度の運用状況

○　高齢者講習受講者数

	15年	16年	17年	18年
受講者数(人)	105万 7,274	126万 3,372	155万 8,095	146万 8,374

評価の結果

業績指標①及び②共におおむね達成に向けて推移していることから、初心運転者及び高齢運転者に係る施策の推進による交通事故防止に向けて効果が上がっていると認められる。

評価の結果の政策への反映の方向性

実施した施策に効果があったと認められることから、引き続き初心運転者及び高齢運転者に係る施策を実施し、「交通安全対策推進プログラム」（18年４月策定）において掲げられた、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を22年までに約１割以上抑止するという目標達成に向けた取組みを推進することとする。特に、調査研究や道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）のうち高齢運転者対策に係る部分（75歳以上の高齢運転者に対する免許更新時における認知機能検査の導入、自動車運転時の高齢運転者標識の表示義務付け等の規定。それぞれ規定により、１年又は２年以内に施行の予定。）の施行後の状況を踏まえ、高齢者講習の充実等を図っていくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	交通統計（19年４月警察庁交通局）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	運転免許課

基本目標４　業績目標３　平成18年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人という政府目標の実現に向けて～	
業績目標	交通秩序の確立	
業績目標の説明	厳しい交通情勢の下、交通事故を未然に防止するため、交通指導取締り等を通じた交通秩序の確立を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数 達成目標：悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の確立に向けた施策推進の状況を測る一つの指標となるため なお、18年に開始する第８次交通安全基本計画の終了年が22年であることから、達成年を22年とした。
	業績指標②	指標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する１１０番通報件数 達成目標：暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する１１０番通報件数を減少させる。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する１１０番通報件数等の減少は、交通秩序の確立に向けた施策推進の状況を測る一つの指標となるため なお、18年に開始する第８次交通安全基本計画の終了年が22年であることから、達成年を22年とした。
	業績指標③	指標：交通事故鑑定専科等の教育・訓練の実施状況 達成目標：交通事故事件捜査員の捜査技能の向上を図る。 基準年：17年　　達成年：22年 目標設定の考え方及び根拠： 交通事故鑑定専科等の教育・訓練の実施は、交通事故事件に対する的確な対処を通じて交通秩序の確立に資するものであり、その実施状況は、交通秩序の確立に向けた施策推進の状況を測る一つの指標となるため なお、18年に開始する第８次交通安全基本計画の終了年が22年であることから、達成年を22年とした。
参考指標	参考指標①	暴走族構成員の検挙者数
業績目標達成のために行った施策	○　悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を指向した取締りの強化 18年８月、「飲酒運転抑止対策の強化について」（18年８月30日付け警察庁丙交企発第109号、丙交指発第36号）を発出し、都道府県警察に対し、飲酒運転の取締りの強化を指示した。	

○　総合的な暴走族対策の推進
　18年４月、「暴走族取締強化期間の実施について」（18年４月26日付け警察庁丙交指発第17号、丙交企発第61号、丙生企発第41号、丙地発第11号、丙少発第18号、丙暴発第７号）により、都道府県警察に対し、少年部門等各部門と連携した暴走族取締りを強化するよう指示したほか、関係省庁や自治体と連携した総合的な暴走族対策を推進した。
○　交通事件事故捜査を適正に迅速に行うための施策の推進
　交通事故鑑定専科を始めとする各種研修を実施し、交通事故事件捜査員の捜査技能の向上を図った。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
各業績指標について、基準年に対する18年中の状況を測定する。
（結果）
業績指標①　悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数
18年中の交通死亡事故のうち、飲酒運転及び無免許運転による交通死亡事故は、それぞれ611件、108件と、17年に比べそれぞれ96件（13.6%）、40件（27.0%）減少した。
また、最高速度違反、信号無視及び指定場所一時不停止による交通死亡事故は、それぞれ520件、209件、233件と、17年に比べそれぞれ138件（21.0%）、34件（14.0%）、17件（6.8%）減少した。
なお、歩行者妨害等に起因する交通死亡事故は361件と、17年に比べ16件（4.6%）増加した。

○　原付以上運転者の法令違反を伴う死亡事故件数の推移（抜粋）

	14年	15年	16年	17年	18年	前年比
飲酒運転	997	780	710	707	611	-13.6%
無免許運転	202	181	156	148	108	-27.0%
最高速度違反	1082	883	711	658	520	-21.0%
信号無視	303	315	287	243	209	-14.0%
歩行者妨害等	391	403	383	345	361	4.6%
指定場所一時不停止	317	284	264	250	233	-6.8%

したがって、業績指標①については、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数は減少していることから、おおむね達成に向けて推移していると認められる。

業績指標②　暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する１１０番通報件数
18年末現在で警察が把握した暴走族構成員数は１万3,677人と、17年に比べ1,409人（9.3%）減少し、18年中の暴走族に関する１１０番通報件数は６万5,520件と、17年に比べ7,844件（10.7%）減少した。
一方、18年中の暴走族のい集・走行回数は4,730件と、17年に比べ161回（3.5%）増加した。

○　暴走族の実態

	14年	15年	16年	17年	18年	前年比
い集・走行回数	7,430	6,239	5,226	4,569	4,730	3.5%
参加人員	184,857	136,155	93,438	60,903	54,434	-10.6%
参加車両	101,118	74,865	52,127	38,294	34,984	-8.6%
１１０番通報件数	129,808	106,159	87,448	73,364	65,520	-10.7%
グループ数	1,315	1,264	1,063	956	847	-11.4%
構成員数	24,669	21,184	18,811	15,086	13,677	-9.3%

したがって、業績指標②については、暴走族に関する１１０番通報件数、暴走族構成員数は減少していることから、い集・走行回数が増加しているものの、おおむね達成に向けて推移していると認められる。

＜参考指標①＞　暴走族構成員の検挙者数
18年中の暴走族による共同危険行為等の禁止違反の検挙件数は298件と、17年に比べ２件（0.7%）減少し、18年中の検挙人員は、2,939人と、17年に

比べ282人（8.8%）減少した。

○　共同危険行為等禁止違反の検挙状況

区分　＼　年別	14年	15年	16年	17年	18年	前年比
検挙件数（件）	242	209	185	300	298	-0.7%
検挙人員数（人）	4,783	3,385	2,990	3,221	2,939	-8.8%
うち逮捕者	2,426	2,072	1,705	1,972	1,839	-6.7%

○　暴走族構成員の検挙者数

	14年	15年	16年	17年	18年	前年比
総検挙人員	85,888	79,787	66,355	51,736	42,843	-17.2%

業績指標③　交通事故鑑定専科等の教育・訓練の実施状況

都道府県警察の交通事故事件捜査員84人に対し、交通事故鑑定専科を実施し、衝突実験に基づく事故解析等交通工学、自動車工学等の捜査の高度化に資するための専門的、科学的な知識を習得させた。

○　交通事故鑑定専科の受講者数

	14年	15年	16年	17年	18年
交通事故鑑定専科	84	84	84	84	84

したがって、業務指標③については、交通事故鑑定専科等の教育・訓練が定期的に実施されていることから、おおむね達成に向けて推移していると認められる。

評価の結果

業績指標①については、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数は減少していることから、おおむね達成に向けて推移している。

業績指標②については、暴走族に関する１１０番通報件数、暴走族構成員数は減少していることから、おおむね達成に向けて推移している。

業務指標③については、交通事故鑑定専科等の教育・訓練が定期的に実施されていることから、おおむね達成に向けて推移している。

業績指標①から③までは、いずれも達成に向けて推移していることから、交通秩序を確立するための施策は目標達成に向けておおむね推進されたと認められる。

一方で、18年中においても、6,352人が交通事故により死亡しており、また、い集・走行回数が増加しているとともに、成人を中心とした「旧車會」と称するグループが集団暴走を行うなどしていることから、継続した対策が必要である。また、ち密で科学的な交通事故事件捜査を求める国民の声も踏まえ、交通事故捜査員の捜査能力の向上のため各種捜査研修を継続して実施する必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

引き続き、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策の推進、交通事故事件捜査員の捜査能力の向上に努め、交通秩序の維持に関する取組みを推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

・平成18年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締状況について（19年１月広報資料）
・平成18年中における暴走族の実態及び取締り結果について（19年２月広報資料）
・交通統計（19年４月警察庁交通局）

評価を実施した時期

18年１月から12月までの間

政策所管課

交通指導課

基本目標４　業績目標４　平成18年実績評価書

基本目標	安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けて～	
業績目標	道路交通環境の整備	
業績目標の説明	社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：１日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合 達成目標：交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上における信号機のバリアフリー化率を約８割に向上させる。 基準年：14年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため なお、同計画の終了年が19年であることから、達成年を19年とした。
	業績指標②	指標：道路交通における死傷事故率 達成目標：死傷事故率を約１割削減させる。 【交通安全施設等整備事業により達成すべき目標】 ・信号機の高度化等により死傷事故を約４万4,000件抑止 ・あんしん歩行エリアの整備（注１）によりエリア内の死傷事故を約２割抑止 ・事故危険箇所対策（注２）により対策実施箇所における死傷事故を約３割抑止 注１：あんしん歩行エリアの整備：死傷事故発生割合の高い地区796箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施 注２：事故危険箇所対策：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路3,596箇所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 基準年：14年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため なお、同計画の終了年が19年であることから、達成年を19年とした。
	業績指標③	指標：運輸部門におけるCO排出削減量 達成目標：CO排出量を約4,530万t-CO削減させる。 【交通安全施設等整備事業により達成すべき目標】 ・信号機の高度化等により約70万t-CO削減 基準年：14年　　達成年：19年

		目標設定の考え方及び根拠： 　社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため 　なお、同計画の終了年が19年であることから、達成年を19年とした。
	業績指標④	指標：信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 達成目標：対策実施箇所において通過時間を約１割（3.2億人時間／年）短縮させる。 基準年：14年　　達成年：19年 目標設定の考え方及び根拠： 　社会資本整備重点計画（15年10月10日閣議決定）において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標（アウトカム目標）であるため 　なお、同計画の終了年が19年であることから、達成年を19年とした。
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	特定交通安全施設等整備事業（主な事業内容は、別添１参照） 　特定交通安全施設等整備事業の最終予算 　　15年度　補助金ベース　175億円【事業費ベース　350億円】 　　16年度　補助金ベース　164億円【事業費ベース　327億円】 　　17年度　補助金ベース　163億円【事業費ベース　327億円】 　　18年度　補助金ベース　154億円【事業費ベース　307億円】	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 　社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第２条第１項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして、交通死傷事故発生件数の抑止、交通の円滑化、二酸化炭素排出量の削減等の交通安全施設の整備による効果を評価する。 （結果） 　現段階において集計されている18年度末現在における効果は、次のとおりである（別添２及び別添３参照）。 **業績指標①　１日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合**（注３） 　信号機のバリアフリー化の割合は、18年度末現在で約69.8%となった。 　したがって、業績指標①については、おおむね達成に向けて推移していると認められる。 注３：交差点上の信号機の場合、バリアフリー化が必要と認められる横断方向の歩行者用信号機がバリアフリー化されていれば、当該交差点に設置されている信号機はバリアフリー化済みとしている。 **業績指標②　道路交通における死傷事故率**（注４） 　信号機の高度化等により、死傷事故は18年度末までに年間当たり約３万3,000件抑止されているものと推計される。 注４：あんしん歩行エリアの整備によるエリア内の死傷事故件数及び事故危険箇所対策実施箇所における死傷事故件数に関しては、社会資本整備重点計画の計画期間の終了後、効果測定を実施予定である。 　したがって、業績指標②については、おおむね達成に向けて推移していると認められる。 **業績指標③　運輸部門におけるCO_2排出削減量** 　信号機の高度化等により、二酸化炭素の排出量は18年度末までに年間当た	

	り約48万t-CO2抑止されていると推計される。 　したがって、業績指標③については、おおむね達成に向けて推移していると認められる。 ---------- **業績指標④　信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間** 　信号制御の高度化により、対策実施個所における交差点等の通過時間は18年度末までに約2.3億人時間／年短縮されていると推計される。 　したがって、業績指標④については、おおむね達成に向けて推移していると認められる。
評価の結果	18年度末時点において、社会資本整備重点計画中の各指標の達成率（警察の交通安全施設等整備事業によるものに限る。）は約７割となっており、業績指標①から業績指標④まではそれぞれおおむね達成に向けて推移していることから、道路交通環境の整備は推進されていると認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	実施した施策に効果があったと認められることから、19年度までに社会資本整備重点計画に定められた重点目標を確実に達成するために、19年度において、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	○　19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。 ○　信号機の高度化等による効果は、12年度から16年度までに実施した特定交通安全施設等整備事業による効果を基に、部外有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」（委員長：大藏泉横浜国立大学教授）により確立された効果測定手法を用いて評価した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	交通安全施設の効果測定報告書（19年３月東京カートグラフィック株式会社）
評価を実施した時期	18年４月から19年３月までの間
政策所管課	交通規制課

別添１

主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事　業　内　容
・　集中制御化	・　車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。
・　プログラム多段系統化	・　対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。
・　半感応化	・　幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。
・　閑散時押ボタン化、閑散時半感応化	・　幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作）した時のみ信号表示を変える。
・　右折感応化	・　右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。
・　多現示化	・　右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。
・　プログラム多段化	・　信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。
・　速度感応化	・　異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。
・　高速走行抑止システム	・　高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す。
・　対向車接近表示システム	・　見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。
・　高齢者等感応化	・　高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。
・　歩行者感応化	・　横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は短縮する。
・　視覚障害者用付加装置	・　歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。
・　音響式歩行者誘導付加装置	・　視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。

信号機の高度化等による各種効果

○　交通事故抑止効果

◇　信号機の高度化等

事業／年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時半感応化		右折感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成15年度	2,461	1,157	673	323	405	267	360	173	172	272
平成16年度	2,643	1,242	815	391	429	283	290	139	226	357
平成17年度	3,321	1,561	1,448	695	484	319	351	168	370	585
平成18年度	3,611	1,697	1,312	630	687	453	300	144	310	490
小計	12,036	5,657	4,248	2,039	2,005	1,323	1,301	624	1,078	1,703

事業／年度	多現示化		プログラム多段化		閑散時押ボタン化		速度感応化		高速走行抑止	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成15年度	815	1,206	1,844	2,526	80	23	47	31	16	17
平成16年度	840	1,243	1,531	2,097	61	18	11	7	11	12
平成17年度	916	1,356	1,456	1,995	43	12	45	29	7	7
平成18年度	839	1,242	1,987	2,722	29	8	12	8	8	8
小計	3,410	5,047	6,818	9,341	213	62	115	75	42	45

事業／年度	対向車接近表示		高齢者等感応化		歩行者感応化		歩車分離化Ⅰ		歩車分離化Ⅱ	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成15年度	13	25	369	343	70	36	132	185	224	314
平成16年度	12	23	347	323	74	38	112	157	369	517
平成17年度	21	41	411	382	64	33	77	108	219	307
平成18年度	13	25	404	376	84	43	45	63	177	248
小計	59	115	1,531	1,424	292	149	366	512	989	1,385

事業／年度	視覚障害者用付加装置		音響式歩行者誘導付加装置		計
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
平成15年度	819	581	150	158	7,636
平成16年度	842	598	104	109	7,554
平成17年度	951	675	141	148	8,421
平成18年度	962	683	172	181	9,021
小計	3,574	2,538	567	595	32,633

・抑止件数」とは、交通安全施設等整備事業により１年間に抑止されたと試算される死傷事故件数で、単位は（件/年）である。
・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
・事業内容の詳細は、別添１参照。

○　二酸化炭素排出量削減効果

◇信号機の高度化等

事業／年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		多現示化		合計
	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
平成15年度	2,461	69,892	673	13,945	405	1,316	172	927	815	7,922	94,002
平成16年度	2,643	75,061	815	16,887	429	1,394	226	1,218	840	8,165	102,725
平成17年度	3,321	94,316	1,448	30,003	484	1,573	370	1,994	916	8,904	136,790
平成18年度	3,611	102,552	1,312	27,185	687	2,233	310	1,671	839	8,155	141,796
小　計	12,036	341,822	4,248	88,019	2,005	6,516	1,078	5,810	3,410	33,145	475,313

・　削減効果」とは、交通安全施設等整備事業により１年間に削減されたと試算される二酸化炭素排出量で、
　単位は（t-CO_2/年）である。

・　単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・　事業内容の詳細は、別添１参照。

○　交通円滑化効果

◇信号機の高度化等

事業／年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		多現示化		合計
	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	短縮効果
平成15年度	2,461	36,265	673	7,231	405	320	172	417	815	685	44,919
平成16年度	2,643	38,947	815	8,757	429	339	226	548	840	706	49,298
平成17年度	3,321	48,938	1,448	15,559	484	383	370	897	916	770	66,547
平成18年度	3,611	53,212	1,312	14,097	687	543	310	751	839	706	69,309
小　計	12,036	177,362	4,248	45,645	2,005	1,586	1,078	2,612	3,410	2,868	230,073

・　短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により１年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。
　単位は（千人・時間/年）であり、1000人の自動車利用者の旅行時間が１年間に１時間短縮されることを意味する。

・　単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・　事業内容の詳細は、別添１参照。

基本目標５　業績目標１　平成18年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	重大テロ事案の予防鎮圧に向けた的確な警備措置の推進	
業績目標の説明	13年の米国における同時多発テロ事件以降、無差別テロ事件が世界各地で発生するなど、依然としてテロ情勢が厳しいことから、重要施設の警戒警備、関係機関との連携、各種訓練による対処能力の充実強化等により、重大テロ事案の予防鎮圧を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：治安警備及び警衛・警護の実施状況 達成目標：重大テロ事案の未然防止を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 重大テロ事案の予防鎮圧は、的確な警備措置の推進状況を測る一つの指標となるため （第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（17年１月21日）において、テロの防止対策について言及）
	業績指標②	指標：情報交換等関係機関との連携状況 達成目標：関係機関との連携強化を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：重大テロ事案の対処に係る各種訓練の実施状況 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	治安警備及び警衛・警護実施件数
業績目標達成のために行った施策	○　重要施設等の警戒警備 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、首相官邸、空港、米国関連施設等の警戒警備を情勢に応じ強化した。 ○　大規模警衛・警護警備 警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛（注１）・警護（注２）警備を実施した。 注１：天皇及び皇族の御身辺の安全を確保し、併せて歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることを目的とする警察活動をいう。 注２：内外の要人の身辺の安全を確保するための警察活動をいう。 ○　重大テロ事案対処能力の充実強化 重大テロ事案発生時に対処に当たる部隊の装備資機材や体制を整備するなど、重大テロ事案対処能力を充実強化した。 ○　関係機関等との情報交換等の連携 重大テロ事案対処に係る内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行	

	うなど、緊密な連携を図った。 ○　重大テロ事案対処に係る各種訓練 　重大テロ事案の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小限化を図るため、各種訓練を実施した。
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　治安警備及び警衛・警護の実施状況** 1　治安警備及び警衛・警護の実施状況 　18年中は、17年と同様に国内外の諸情勢を踏まえ、適時・適切に治安警備等を実施した。 【事例】 ・　18年中、天皇皇后両陛下は、第57回全国植樹祭（５月、岐阜）、第61回国民体育大会（９月、兵庫）、第26回全国豊かな海づくり大会（10月、佐賀）、第16回国際顕微鏡学会議記念式典御臨席（９月、北海道）等のため、行幸啓になった。 　警察では、皇室と国民との間の親和に配意した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。 ・　18年８月、故橋本龍太郎元首相の内閣・自由民主党合同葬儀が都内において行われ、国内外の要人等が多数参列した。これに伴い、警視庁等関係警察では、所要の警護警備諸対策を推進して外国要人の身辺の安全と葬儀の円滑な進行を確保した。 ・　18年９月、任期満了に伴う自由民主党総裁選挙において、関係都道府県警察では、右翼によるテロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警備情勢の下、雑踏警備対策にも配意した的確な警護警備諸対策を推進し、国内要人の身辺の安全を確保した。 2　国際テロ情勢等を踏まえた重要施設等の警戒警備 　重要施設等の警戒警備は、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施してきており、17年７月の英国・ロンドンにおける同時多発テロ事件が発生した際には、新幹線を始めとする鉄道の駅の警戒警備の強化を指示している。 　18年においても、発生する事象、国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備を実施した。 【事例】 ・　18年７月、北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴い、警察庁では、警備局長を長とする対策本部を設置して、所要の警備諸対策を推進するとともに、各都道府県警察においても、我が国重要施設や北朝鮮関連施設周辺等の警戒警備及び情報収集を徹底した。 ・　18年８月、英国で発生した航空機同時多発爆破テロ計画事件に伴い、警察庁において所要の警備諸対策を推進するとともに、各都道府県警察においても、空港や周辺の警戒警備を徹底した。 ・　18年10月、北朝鮮による地下核実験実施発表に伴い、警察庁では、外事課長を長とする警備対策室を設置して所要の警備諸対策を推進するとともに、各都道府県警察においても、我が国の重要施設や北朝鮮関連施設周辺等の警戒警備及び情報収集を徹底した。また、政府が北朝鮮に対する新たな措置をとることを決定したことを受け、警察庁では警察庁次長を長とする警備対策本部を設置し、各都道府県警察に対し、我が国の重要施設等の警戒警備の更なる強化を指示した。 3　大規模警備 　17年11月、ブッシュ米国大統領、プーチン・ロシア大統領がそれぞれ来日した際には、緊急テロ対策本部の下に警護警備対策室を設置して警備諸対策を推進している。 　18年においても、警察庁では、大規模警備の実施に際し、その時々の情勢を踏まえた適時適切な警備諸対策を推進した。

【事例】

・　18年５月の第57回全国植樹祭、９月の第61回国民体育大会及び10月の第26回全国豊かな海づくり大会を始めとする各種の行事・式典の開催に伴い、警察庁では、警衛警備対策室等を設置して、所要の警備諸対策を推進するとともに、関係都道府県警察においても所要の警衛警備を実施した。

・　18年11月、国賓としてユドヨノ・インドネシア大統領夫妻が来日した際には、警察庁では、所要の警備諸対策を推進するとともに、首脳会談の会場等を管轄する警視庁その他の関係県警察においても所要の体制で警護警備を実施した。

４　重大テロ事案対処能力の充実強化

16年度から18年度にかけて、特殊部隊（ＳＡＴ）の訓練施設並びに銃器対策部隊、爆発物処理班及びＮＢＣテロ対応専門部隊の装備資機材を整備した。特殊部隊については、17年度において、新たに沖縄県警察に部隊を編成するとともに、これを含めて既存の約200人体制（全国）を50人増強して約250人体制とした。さらに、18年度中に50人増強し、約300人体制とした。ＮＢＣテロ対応専門部隊については、17年度、新たに千葉県警察に部隊を編成するとともに、16年度から18年度にかけて、既存の警視庁及び大阪府警察の部隊を増強した。

業績指標①については、国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進するとともに、重大テロ事案発生時に対処に当たる部隊の装備資機材や体制を整備して、その対処能力を充実強化するための措置をしたことにより、重大テロ事案の未然防止が図られたことから、目標は達成されたと認められる。

＜参考指標①＞　治安警備及び警衛・警護の実施件数

	14年	15年	16年	17年	18年
治安警備実施件数	15,336	13,404	9,474	8,263	9,395
警衛実施件数	5,228	5,625	5,704	5,440	4,976
警護実施件数	19,010	19,711	18,339	18,915	17,277

業績指標②　情報交換等関係機関との連携状況

17年は、７月までに、すべての都道府県警察とこれに対応する陸上自衛隊師団等との間で、武装工作員等の事案を想定した治安出動に係る共同図上訓練を実施したほか、10月に北海道警察と陸上自衛隊北部方面隊との間で初の共同実動訓練を実施した。

18年は、10月に四国４県の警察と陸上自衛隊第14旅団との間で、11月に福岡県警察と陸上自衛隊第４師団との間でそれぞれ共同実動訓練を実施した。また、原子力発電所に係る警戒警備に関し、７月までに、原子力発電所が設置されているすべての道県警察とこれに対応する管区海上保安本部等との間で、原子力発電所に対する不審船の接近を想定した共同訓練を実施した。

また、18年においても17年に引き続き愛媛県警察と海上保安本部との間で共同訓練を実施して、警察と海上保安庁との一層円滑かつ緊密な連携の構築を図ったほか、国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練に福岡、鳥取両県警察がそれぞれ参加した。

【事例】

・　18年10月の福岡県国民保護共同図上訓練、11月の鳥取県国民保護共同実動訓練等、国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練に関係警察が参加し、住民の避難、被災者の捜索・救出等の訓練を通じて、関係機関との連携強化に努めた。

・　原子力発電所に係る警戒警備に関し、18年７月には、愛媛県警察と松山海上保安部との間で共同実動訓練を実施し、警察と海上保安庁との一層円滑かつ緊密な連携の構築を図った。

業績指標②については、関係機関との連携強化に努めたことから、目標は達成されたと認められる。

業績指標③　重大テロ事案の対処に係る各種訓練の実施状況

18年においても、

・　関係機関との共同による国民保護図上訓練（化学テロへの対処等）
・　関係機関との共同による国民保護実動訓練
・　治安出動に係る陸上自衛隊の師団等との共同実動訓練
・　原子力発電所の警戒警備に係る海上保安本部等との共同実動訓練

等の各種訓練を実施した。

○　訓練の実施回数

	14年	15年	16年	17年	18年
国民保護図上訓練（化学テロ対処等）		1	1	1	8
国民保護実動訓練				1	3
自衛隊との共同図上訓練	1	21	11	9	
自衛隊との共同実動訓練				1	2
海上保安庁との共同訓練		7	2	4	1

業績指標③については、各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。

評価の結果	業績指標①、②及び③について、目標が達成されていることから、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた的確な警備措置は推進されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	治安の回顧と展望（平成18年版）（警察庁警備局）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	警備課、警備企画課

基本目標５　業績目標２　平成18年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	
業績目標の説明	大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化を図るため、的確な警備措置を講ずる。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：災害警備活動の実施状況 達成目標：重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 重大事案発生に伴う被害の最小化は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため （第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年１月21日）において、災害対策について言及）
	業績指標②	指標：情報交換等関係機関との連携状況 達成目標：関係機関との連携強化を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：重大事案対処に係る各種訓練の実施状況 達成目標：各種訓練を的確に実施する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 各種訓練の実施状況は、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組みの推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	災害警備活動に伴う警察官の出動数
業績目標達成のために行った施策	○　災害警備活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するため、その規模等に応じ、体制を確立して各種災害警備活動を実施した。 ○　大規模災害対処能力の充実強化 大規模自然災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材や体制を強化するなど、大規模災害対処能力を充実強化した。 ○　関係機関等との情報交換等の連携 大規模自然災害発生時の対処に係る内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。 ○　重大事案対処に係る各種訓練 災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小限化を実現するため、各種訓練を実施した。	

効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　災害警備活動の実施状況** 17年は、16年10月に発生した新潟県中越地震の教訓を踏まえ、12都道府県警察の広域緊急援助隊に、極めて高度な救出救助能力を有する特別救助班（Ｐ－ＲＥＸ）を設置するなどの措置を講じた。 18年においても、これまでの災害現場での活動状況を踏まえ、広域緊急援助隊等の自活能力を強化するための装備資機材等を整備するなどの措置を講じたほか、11月の北海道佐呂間町における竜巻被害の際には、警察庁、東北管区警察局及び北海道警察が連携を図り、援助の要求があれば直ちに出動できるよう、東北管区広域緊急援助隊を待機させるなど、被害の最小化を図るための措置を講じた。 ○　大規模自然災害等における災害警備活動 【事例】 ・　18年３月に発生した日向灘を震源とする地震を始め、同年４月の伊豆半島東方沖を震源とする地震、同年６月の大分県西部を震源とする地震等の発生に際し、関係道県警察では、災害警備本部等を設置するなど体制を確立して、所要の災害警備活動を実施した。 ・　18年６月下旬から７月下旬までにかけて、九州地方から関東地方において、梅雨前線の活発化により大雨となり、多くの市町村で土砂崩れ等の被害が発生した。関係府県警察では、災害警備本部等を設置して、被害情報の収集を行うとともに、土砂崩れ現場等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を実施した。 ・　18年11月、北海道佐呂間町における竜巻発生の際、北海道警察本部及び北見方面本部では、災害警備本部を設置するとともに、北海道警察広域緊急援助隊を含む部隊を現地に派遣して、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を実施した。 業績指標①については、重大事案発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じていることから、目標は達成されたと認められる。 ＜参考指標①＞　災害警備活動に伴う警察官の出動数（注１） （14年／15年／16年／17年／18年） 警察官の出動数：42,377／39,824／245,945／20,423／24,635 注１：台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波の発生時に災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官（現場臨場したものに限る。）の延べ数 ---------- **業績指標②　情報交換等関係機関との連携状況** 17年は、ＪＲ西日本福知山線列車事故等の各種災害に際し、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、関係機関との間で緊密な連絡体制を確立した。 18年においても、梅雨前線活発化に伴う大雨による被害や北海道佐呂間町における竜巻等の各種災害に際して、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図るなど、関係機関との連携強化を推進していることから、目標は達成されたと認められる。 ---------- **業績指標③　重大事案対処に係る各種訓練の実施状況** 災害の発生に際し、迅速的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、各種災害を想定した広域緊急援助隊合同訓練を継続的に実施した。 ○　広域緊急援助隊合同訓練の実施回数 （14年／15年／16年／17年／18年） 広域緊急援助隊合同訓練：8／9／5／9／8 業績指標③については、重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したこ

	とから、目標は達成されたと認められる。
評価の結果	業績指標①、②及び③について、目標が達成されていることから、大規模自然災害等の重大事案への対処は的確に行われたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、情勢に応じた適時・適切な災害警備活動、関係機関との連携強化、各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。 また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	治安の回顧と展望（平成18年版）（警察庁警備局）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	警備課

基本目標５　業績目標３　平成18年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	警備犯罪取締りの推進	
業績目標の説明	主要警備対象勢力（警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象）による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りの推進を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：警備犯罪の検挙状況（検挙件数） 達成目標：主要警備対象勢力による各種事案に的確に対処する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 主要警備対象勢力による各種事案への対処の状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況 達成目標：関係機関との連携強化を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関との連携強化の推進状況は、警備犯罪取締りの推進状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　主要警備対象勢力による各種事案の取締り等 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種事案の取締りを推進した。 ○　入国管理局との合同摘発等関係機関との連携 合同摘発や情報交換等、内閣官房、法務省入国管理局等の関係機関との連携を図った。 ○　出入国管理及び難民認定法(入管法)第65条の活用拡大 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化のため、15年以降順次進めている入管法第65条に基づく入国警備官への被疑者の引渡し制度の活用を更に拡大した。 ○　不法滞在者対策用装備品の整備 現場における偽変造旅券識別能力の向上を図るため、可搬式偽変造旅券判定機等の不法滞在者対策用の装備品を整備した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　警備犯罪の検挙状況（検挙件数）** ○　警備犯罪の検挙件数・人員	

	14年	15年	16年	17年	18年
オウム真理教関係者等に係る事件検挙件数・人員	16件 20人	９件 17人	６件 34人	１件 ８人	０件 ０人
極左暴力集団活動家に係る事件検挙件数・人員	30件 58人	36件 66人	34件 52人	37件 55人	30件 76人
右翼関係事件検挙件数・人員	1,691件 2,217人	1,655件 2,099人	1,700件 2,243人	1,647件 2,095人	1,686件 2,021人

右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・人員（注1）	２件 ２人	２件 ２人	27件 96人	５件 ５人	５件 11人
入管法違反送致件数・人員（注２）	8,255件 7,045人	10,854件 9,579人	12,903件 11,504人	12,624件 11,143人	10,561件 9,191人
外国人登録法違反送致件数・人員（注２）	171件 20人	166件 17人	99件 11人	126件 47人	108件 35人
集団密航事件検挙件数・人員（警察扱い）	23件 141人	25件 112人	15件 40人	11件 24人	９件 15人

注１：右翼関係事件検挙件数・人員の内数である。

注２：入管法違反送致件数・人員」、「外国人登録法違反送致件数・人員」は、日本人等を含む。

なお、不法滞在外国人数（法務省が各年１月１日現在で算出した推計数値）は、17年約24万人、18年約22万人、19年約20万人と年々減少傾向にある。

1　警備犯罪の検挙状況

オウム真理教関係者等に対する事件の検挙件数及び検挙人員は、減少傾向にあり、17年中は１件８人、18年中は０件０人であったが、関係機関との連携による同教団の実態解明を的確に推進した。

極左暴力集団活動家に係る事件の検挙件数及び検挙人員は、17年中は37件55人で、18年中は30件76人と一定の水準で推移している。

右翼関係事件の検挙件数及び検挙人員は、17年中は1,647件2,095人で、18年中は1,686件2,021人であった。また、このうち、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の検挙件数及び検挙人員は17年中は５件５人で、18年中は５件11人であり、いずれも一定の水準で推移している。

入管法違反の送致件数・人員は、17年と比べ検挙件数が16.3%、検挙人員が17.5%減少したが、これは、後述のとおり、入管法第65条（注３）の適用を拡大し、その人員が増加していることなどが影響していると考えられる。

集団密航事件の検挙件数及び検挙人員は、17年と比べ、検挙件数及び検挙人員共に昨年からほぼ横ばいで推移している。これは、従来からの取締りのほか、海上保安庁等の関係機関との連携、集団密航の主たる出発国である中国に対する密航防止強化等の申入れ（18年12月）等の対策の効果であると認められる。

注３：入管法第65条は、刑事訴訟法の特例として、入管法第70条の罪（不法残留罪等）の被疑者を逮捕した場合で、その者が他に罪を犯した嫌疑がないなど一定の条件を満たすときは、48時間以内に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定している。

したがって、入管法第65条の適用人員は、入管法違反送致人員に含まれない。

2　主要警備対象勢力による各種事案への対処の状況

(1)　オウム真理教

18年中も17年に引き続き、オウム真理教信者による組織的違法行為に対する取締りの推進を図るとともに、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携してオウム真理教の実態解明に努めた。

(2)　極左暴力集団

18年中も17年に引き続き、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の未然防圧を図るとともに、事件捜査の推進により極左活動家を検挙し、組織の実態解明に努めた。

【事例】

- 18年１月、大阪経済大学の構内において、無許可で掲出された立て看板を撤去していた大学職員を突き飛ばし、傷害を負わせた革マル派系全学連活動家等９人を傷害罪及び暴力行為等処罰ニ関スル法律違反事件で逮捕した（大阪）。
- 18年３月から６月までに、法政大学の構内において、無許可で掲出された立て看板を撤去していた大学職員を妨害するため、周囲を取り囲むなどした中核派系全学連活動家等40人を、威力業務妨害罪及び建造物侵入罪等で逮捕した（警視庁）。

(3)　右翼

18年中も17年に引き続き、右翼による銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪の検挙を通じ、「テロ、ゲリラ」事件の未然防圧を図るとともに、市民の平穏な生活に支障を与える悪質な街頭宣伝活動に対して、様々な

法令を適用して事件検挙に努めた。

【事例】
17年10月から18年１月までに、大企業等に電話をかけ、政治団体の威力をもって現金を喝取するなどした右翼団体幹部ら22人を恐喝や恐喝未遂罪で検挙するとともに、この右翼団体幹部らからこの事件によって得た犯罪収益を収受した山口組傘下組織組長らを18年６月、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（犯罪収益等収受）で検挙した（大阪、石川）。

(4)　入管法第65条の適用状況
15年12月、犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定され、不法滞在者を５年間で半減させるという目標を定めた。警察では、この目標の達成に向けて、全国警察に入管法第65条の積極的活用を指導するとともに、関係機関と協議を進め、17年９月からすべての都道府県警察で活用拡大を開始した。また、休日における入国管理局への身柄の引渡しに関しては、18年１月から警視庁が連休の中日に、同年10月からは東京入国管理局が担当する警視庁及び９県警察が毎週日曜日に引渡しができることとなった。
こうした取組みの結果、18年中の入管法第65条の適用人員が17年に比べ941人(16.5%)の増加となるなど、効率的な捜査が推進された。

○　入管法第65条の適用人員

	14年	15年	16年	17年	18年(前年比)
適用人員	1,043人	1,536人	4,077人	5,706人	6,647人(+16.5%)

業績指標①については、警備犯罪の検挙件数（入管法違反送致件数・人員を除く。）も昨年と同じ水準で推移し、主要警備対象勢力の活動実態の把握も推進されている。
また、入管法違反送致件数及び送致人員は減少しているものの、入管法第65条の適用人員が大幅に増加したことにより、退去強制の効率化が図られ、不法入国・不法滞在者対策の取組みは順調に推進されており、不法滞在外国人数も年々減少傾向にあることからも、目標はおおむね達成されたと認められる。

業績指標②　入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況
不法滞在外国人のい集する場所等を重点に、法務省入国管理局との合同摘発を恒常的に実施するなど、不法滞在外国人数の縮減に向けた取締りを推進した結果、18年中の合同摘発人員は12,101人と、17年に比べ2,807人（30.2%）増加しており、入国管理局等の関係機関との連携による成果が上がっている。
不法入国については、海上保安庁、法務省入国管理局、財務省関税局及び外国関係機関等と連携して、偽造旅券等行使による航空機や船舶利用による集団密航事件等に的確に対処している。

○　入国管理局との合同摘発人員

	14年	15年	16年	17年	18年(前年比)
摘発人員	3,741人	4,717人	6,530人	9,294人	12,101人(+30.2%)

業績指標②については、関係機関との連携強化が推進されていることから、目標は達成されたと認められる。

評価の結果

警備犯罪の検挙状況は17年とおおむね同じ水準であったが、主要警備対象勢力による警備犯罪の検挙を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、「テロ、ゲリラ」事件の未然防止が図られたことから、主要警備対象勢力による各種事案への的確な対処が行われたと認められる。
また、入管法違反の送致件数及び送致人員は減少したものの、入管法第65条の適用人員増加による退去強制の効率化等により、不法入国・不法滞在者対策の取組みが順調に推進されているなど、業績指標①はおおむね達成され、

		業績指標②は達成された。 　これらのことから、警備犯罪取締りはおおむね推進されたと認められる。しかし、主要警備対象勢力は、今後も引き続き違法行為を引き起こすおそれがあることから、これら勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進する必要がある。
	評価の結果の政策への反映の方向性	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」で定められた不法滞在者半減という政府目標の達成に向けて、入国管理局との合同摘発や集中取締りの積極的な実施、退去強制の効率化等を更に推進するとともに、関係機関との連携強化等により、更に公安及び国益を害する犯罪の取締りを推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項		19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項		治安の回顧と展望（平成18年版）（警察庁警備局）
評価を実施した時期		18年１月から12月までの間
政策所管課		公安課、外事課

基本目標５　業績目標４　平成18年実績評価書

基本目標	国の公安の維持	
業績目標	情報収集・分析機能の強化	
業績目標の説明	国際的なテロ、対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等に的確に対処するため、これらに係る情報収集・分析機能を強化する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：情報収集・分析のための態勢強化状況 達成目標：情報収集・分析態勢の強化を推進する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 情報収集・分析態勢の強化の推進状況は、情報収集・分析機能の強化の状況を測る一つの指標となるため （第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年１月21日）において、テロの防止対策について言及）
	業績指標②	指標：国内外の関係機関との情報交換等の連携状況 達成目標：関係機関との連携を強化する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 関係機関の連携強化の推進状況は、情報収集・分析機能の強化の状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　情報収集・分析体制の増強 外事課に拉致問題対策室を設置し、所要の増員措置を講ずるとともに、国際的なテロ情報の分析態勢の強化を図った。 ○　外国治安情報機関等との多種多様な情報交換 外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。 ○　内閣官房等、関係機関への情報の提供 内閣官房等に対して政府の意思決定に資する情報の提供を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　情報収集・分析のための態勢強化状況** 18年４月に拉致問題対策室を新設し、北朝鮮による日本人拉致容疑事案の全容解明に向けた取組みを強化した。その結果、18年中には、新たに４件の拉致容疑事案において延べ５名の実行犯に対する逮捕状の発付を得て、国際手配を行ったほか、昭和52年に女性が失踪した事案を新たに拉致容疑事案と判断した。 また、18年度には、所要の増員措置等を講じ、各国治安情報機関との国内における情報交換の強化及び国際的なテロ情報の分析態勢の強化を行った。 業績指標①については、情報収集・分析のための態勢の強化が推進されており、目標はおおむね達成されたと認められる。	

	業績指標②　国内外の関係機関との情報交換等の連携状況 ○　16年４月、外事情報部を設置するとともに、同部に国際的なテロに関する情報をつかさどる国際テロリズム対策課を設置し、17年４月には、同課に国際テロリズム情報官を設置して、情報収集等の機能強化を図ってきたところ、18年においては、外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換を始め、実務担当者レベルにおいても外国治安情報機関等及び国内関係機関との緊密な情報交換が行われた。 　その結果、これまでカウンターパートでなかった機関からも新たに情報交換の申出を受けるなど、外国治安情報機関等との緊密な協力関係の構築等が図られた。 ○　また、「大量破壊兵器の拡散に対する安全保障構想（ＰＳＩ）」の国際会議や訓練に積極的に参加し、18年４月には、オーストラリア・ダーウィンで実施された大量破壊兵器関連物資の航空輸送阻止に係る実動訓練に我が国の警察職員として初めて警視庁のＮＢＣテロ捜査隊員等が参加した。 　業績指標②については、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されていることから、目標はおおむね達成されたと認められる。
評価の結果	業績指標①及び②は、共におおむね達成されていることから、情報収集・分析機能はおおむね強化されたと認められる。 　しかしながら、深刻化する国際的なテロの情勢、活発化する対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等をめぐる状況を踏まえると、今後は、情報の質の向上にも指向して、情報収集・分析機能の強化を更に強力に推進する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	情報収集・分析機能は態勢の面等において、一定の強化が図られたものの、今後はその質の面も含め、更にこれを強化する必要があるため、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換等の連携を図り、情報収集・分析機能の強化を強力に推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・治安の回顧と展望（平成18年版）（警察庁警備局） ・焦点274号（19年２月警察庁警備局）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課

基本目標６　業績目標１　平成18年実績評価書

基本目標	犯罪被害者等の支援	
業績目標	犯罪被害給付制度の充実	
業績目標の説明	故意の犯罪行為により不慮の死亡又は重障害等の重大な被害を受けたにもかかわらず、損害賠償等の救済を受けられない被害者の犯罪被害を早期に軽減するため、犯罪被害給付制度の充実を図る。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給緩和の被害者数、裁定・決定金額等） 達成目標：犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪被害給付制度の運用状況は、同制度の充実に向けた取組状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	○　犯罪被害給付事務処理システムの構築及び適切な運用 16年３月から犯罪被害給付事務処理システムを運用しているところ、犯罪被害給付事務の適正かつ迅速な処理を期するため、新任犯罪被害給付事務担当者研修会等において、その適切な運用について指導した。 ○　犯罪被害給付事務に係る処理能力の向上を図ることに重点を置いた研修（犯罪被害給付実務専科）等の実施 各都道府県警察の事務担当者を対象とした犯罪被害給付実務専科を実施した。 ○　広報の実施 毎年11月に犯罪被害給付制度等被害者対策について重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体等と連携して広報を実施した。 ○　執務資料「犯給ノート」の作成 都道府県警察の事務担当者からの質疑が多くなされる事項や事務処理上参考となる事項をまとめた執務資料「犯給ノート」を作成して、都道府県警察に配布した。 ○　犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令・施行規則の改正 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令・施行規則を改正し、重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害者に係る支給制限を緩和した。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給緩和の被害者数、裁定・決定金額等）** 18年中の申請に係る被害者数は532人と、17年に比べ66人（14%）増加した。このうち、政令・規則改正により拡大した支給範囲に当たる被害者数は23人であった。また、18年中に都道府県公安委員会から裁定又は決定を受けた被害者数は456人と、17年に比べ７人減少した。このうち、政令・規則改正により拡大した支給範囲に当たる被害者数は４人であった。さらに裁定・決定金額は18年は、12億6,400万円と、17年より2,500万円増加した。このう	

ち、政令・規則改正により拡大した支給範囲に当たる金額は19万円であった。

○　犯罪被害給付制度の運用状況

		14年	15年	16年	17年	18年	18年 うち政令・規則改正の効果
被害者数（申請者数）		393 (544)	482 (641)	467 (609)	466 (623)	532 (695)	23 (23)
裁定又は決定者数	支給被害者数（申請者数）	356 (529)	487 (666)	447 (596)	445 (560)	437 (588)	4 (4)
	不支給被害者数（申請者数）	23 (39)	15 (16)	17 (20)	18 (23)	19 (22)	0 (0)
	計（申請者数）	379 (568)	502 (682)	464 (616)	463 (583)	456 (610)	4 (4)
裁定・決定金額(百万円)		1,135	1,421	1,109	1,239	1,264	0.19

業績指標①については、18年４月１日に施行された政令・規則改正が適切に運用され、申請に係る被害者数及び裁定金額が増加したことから、犯罪被害給付制度の適切な運用は図られたと認められる。

評価の結果	業績指標①は、目標を達成したことから犯罪被害給付制度は充実されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	引き続き犯罪被害給付制度の適切な運用に努める。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において、意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成17年の犯罪（19年２月警察庁） ・平成16年の犯罪（17年10月警察庁） ・平成15年の犯罪（16年11月警察庁） ・平成14年の犯罪（16年１月警察庁）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	給与厚生課

基本目標６　業績目標２　平成18年実績評価書

基本目標	犯罪被害者等の支援	
業績目標	被害者支援のための環境整備の推進	
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的損害等の二次的被害を被っており、様々な場面で支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等のきめ細かな被害者支援を推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：指定被害者支援要員制度の運用状況 達成目標：指定被害者支援要員制度の適切な運用を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 指定被害者支援要員制度の運用の状況は、被害者支援のための環境整備の推進の状況を測る一つの指標となるため
	業績指標②	指標：身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況 達成目標：身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給の状況は、被害者支援のための環境整備の推進の状況を測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：被害者対策用車両等の二次的被害を回避・軽減するための環境整備状況 達成目標：二次的被害を回避・軽減するための環境の整備を図る。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 被害者の二次的被害を回避・軽減するための環境の整備の状況は、被害者支援のための環境整備の推進の状況を測る一つの指標となるため
	業績指標④	指標：関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体の設立数及び相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数並びに警察からの情報提供件数） 達成目標：それぞれの指標について前年よりも増加させる。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 民間被害者支援団体の設立数及び受理件数等の増加が、被害者支援のための環境整備の推進の一つの指標となるため
参考指標	参考指標	なし

業績目標達成のために行った施策

○　被害者対策推進計画の推進
　警察庁において、「平成18年度被害者対策推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、推進計画に基づき、各種施策を推進した。

○　被害者対策に関する適正な評価の推進
　被害者対策に携わる警察職員の士気高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施した。

○　研修（被害者対策指導専科及び被害者カウンセリング技術専科）の実施
　カウンセリングに関する専門的知識、技術の習得及び向上を目的とした被害者カウンセリング技術専科及びカウンセリング事務担当者研修会を実施した。

○　広報の実施
　毎年11月に被害相談窓口の積極的利用及び地域社会における被害者支援活動への積極的参加促進について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携して広報を実施した。

○　全国犯罪被害者支援フォーラム（犯罪被害者支援の日）を通じた民間被害者支援団体との連携の推進
　犯罪被害者支援の日における民間被害者支援団体が主催する「全国被害者支援フォーラム2006」を後援した。

○　被害者対策用車両等の整備
　被害者のプライバシーの保護等に配意しつつ、必要な事情聴取や実況見分等を行うための被害対策用車両を増強整備した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）
　各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　指定被害者支援要員制度（注１）の運用状況

　指定被害者支援要員数は、18年12月末現在、全国で２万4,886人（うち女性が4,580人）が配置され、17年に比べ1,133人（4.8%）増加した。（うち女性は306人（7.2%）増加した。）18年中の運用件数は３万2,563件と、17年に比べ879件（2.8%）増加した。18年中の主な身体犯罪認知件数に占める運用件数の割合を見ても64.3%と、17年に比べ4.2ポイント上昇した。

注１：専門的な被害者支援を必要とする事案が発生したときに、被害者への付き添い、ヒアリング、説明などの事件発生直後における被害者支援活動を行う警察職員

○　指定被害者支援要員数及び運用件数（注２）

	14年	15年	16年	17年	18年
要員数	20,478	21,377	22,676	23,753	24,886(＋1,133)
うち女性	3,440	3,733	4,000	4,274	4,580(＋306)
運用件数	29,930	30,552	31,695	31,684	32,563(＋879)
主な身体犯罪(注３)認知件数に占める運用件数の割合	52.9% 56,535	52.5% 58,185	56.6% 56,011	60.1% 52,691	64.3% 50,678

注２：括弧内の数字は17年との比較を表す。

注３：殺人、強盗、強姦、傷害及び強制わいせつの認知件数を計上。下段の数字は認知件数を表す。

　業績指標①については、指定被害者支援要員数、運用件数は共に増加したことから、指定被害者支援要員制度は適切に運用されたと認められる。

業績指標②　身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況

　18年中の身体犯被害者に対する診断書料の支給件数は3,599件と、17年に比べ232件（6.9%）増加した。また初診料については2,550件と、17年に比べ360件（16.4%）増加した。検案書料については304件と、17年に比べ94件（44.8%）増加した。

○　身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況（注４）

	17年	18年
診断書料	3,367	3,599(＋232)
初診料	2,190	2,550(＋360)
検案書料	210	304(＋94)

注４：括弧内の数字は17年との比較を表す。

業績指標②については、診断書料、初診料及び検案書料の支給件数がいずれも増加したことから、身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給が図られたと認められる。

業績指標③　被害者対策用車両等の二次的被害を回避・軽減するための環境整備状況

被害者用対策車両（注５）は、18年12月末現在、全国で405台配備されており、17年12月末に比べ33台（8.9%）増加した。また、被害者用事情聴取室（注６）は、18年４月１日現在、全国すべての警察本部及び警察署に整備し、被害者の精神的負担の軽減を図った。

注５：被害者は、警察署や交番等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に被害者の指定する場所に赴くことができ、かつ被害者のプライバシー保護等に配意しながら事情聴取や実況見分等を行える移動式被害者用事情聴取室とも言える車両

注６：被害者が安心して事情聴取に応じられるように、その心情に配意し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善するなどの措置を講じた部屋

○　被害者対策用車両等の整備状況（注７）

	14年	15年	16年	17年	18年
被害者対策用車両（注８）	―	―	―	372	405(＋33)
警察本部における事情聴取室	119	132	124	133	137(＋ 4)
警察署における事情聴取室(注９)	1,251	1,262	1,263	1,243	1,219(－24)

注７：括弧内の数字は17年との比較を表す。

注８：国費及び県費による整備台数の合計については17年以降から集計している。

注９：18年の警察署における事情聴取室の整備数の減少は、警察署の統合による警察署数の減少によるものである。

業績指標③については、被害者用対策車両及び被害者用事情聴取室の整備が推進されたことから、二次的被害を回避・軽減するための環境整備は図られたと認められる。

業績指標④　関係機関・団体等との連携状況（民間被害者支援団体の設立数及び相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数並びに警察からの情報提供件数）

１　民間被害者支援団体との連携

被害者支援活動を一層充実させるために設立された「ＮＰＯ法人全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体の設立数は、18年12月末現在、41都道府県42団体と、17年12月末に比べ２団体増加した。18年中の民間被害者支援団体における相談受理件数は１万5,032件と、1,508件（11.1%）増加した。また、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害者等早期援助団体（注10）の指定を受けている団体は９団体と、17年12月末と同数であるが、18年中の警察から犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供件数は315件と、156件（98.1%）増加した。

注10：犯罪被害者等給付金の支給に関する法律に基づき、都道府県公安員会から犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められ、当該事業を行うものとして指定された非営利法人をいう。犯罪被害者等早期援助団体に対しては、被害者の同意に基づき、警察から被害者の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報が提供されることから、事件発生直後から、警察との連携により、被害者等に対し、迅速かつ適切な支援を提供することができる。

○　民間被害者支援団体との連携状況（注11）

	14年	15年	16年	17年	18年
民間被害者支援団体の設立数（累計）	27	33	37	40	42(＋2)
民間被害者支援団体における相談受理件数	8,510	10.610	13,081	13,524	15,032(＋1,508)
犯罪被害者等早期援助団体の指定数（累計）	2	3	5	9	9　(±0)
警察からの情報提供件数	19	36	67	159	315(＋156)

注11：括弧内の数字は17年との比較を表す。

２　都道府県警察における連携状況

検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団の担当部局等からなる被害者支援連絡協議会がすべての都道府県で設立されている。例えば、秋田県では、被害者支援連絡協議会を通じて、関係機関・団体に対して、犯罪被害者支援の重要性について説明するなどの取組みにより、犯罪被害者のための具体的施策を盛り込んだ秋田県犯罪被害者等支援基本計画が策定され、18年４月１日からこの計画に基づく施策が実施されている。

業績指標④については、おおむね達成されたと認められる。

評価の結果	業績指標①から④までについては、目標を達成したことから、被害者支援のための環境整備は推進されたと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	今後とも、被害者支援のための環境整備を推進し、犯罪被害者等の支援の充実を図る。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・総合評価書　警察改革の推進（17年12月警察庁） ・平成17年の犯罪（19年２月 警察庁） ・平成16年の犯罪（17年10月 警察庁） ・平成15年の犯罪（16年11月 警察庁） ・平成14年の犯罪（16年１月 警察庁）
評価を実施した時期	18年１月から同年12月までの間
政策所管課	給与厚生課

基本目標７　業績目標１　平成18年実績評価書

基本目標	情報セキュリティの確保	
業績目標	サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進	
業績目標の説明	国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするため、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、情報セキュリティを確保する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：サイバー犯罪の検挙件数 達成目標：サイバー犯罪の検挙件数を前年よりも増加させる。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： サイバー犯罪の検挙件数の増加が、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
	業績指標②	指標：技術支援件数 達成目標：技術支援件数を前年よりも増加させる。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 犯罪捜査に対する技術支援件数の増加が、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持強化の一つの指標となるため
	業績指標③	指標：サイバーテロ対策セミナー又は訓練の実施 達成目標：全都道府県でサイバーテロ対策セミナー又は訓練を実施する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： サイバーテロ対策セミナー又は訓練の実施状況が、サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進の状況を測る一つの指標となるため
参考指標	参考指標①	サイバー犯罪等に関する相談受理件数
	参考指標②	インターネット利用者数
業績目標達成のために行った施策	○　サイバー犯罪対策のための体制強化 サイバー犯罪捜査に関する指導・調整能力の向上を図るため、警察庁に情報技術犯罪捜査指導官を設置したほか、地方機関の警察職員を増員した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪の防止及び捜査、電磁的記録解析等に関する専門知識を習得させるための専科教育を実施した。さらに、コンピュータウイルスの検証、アクセス記録の解析等を行うための情報技術解析用資機材を整備した。 ○　サイバーテロ対策のための体制強化 警察庁及び地方機関の警察職員を増員したほか、サイバー攻撃手法等に関する専科教育、民間委託による訓練・研修及び海外研修を実施した。また、都道府県警察のサイバーテロ対策要員を警察庁に招致し、情報共有等を図った。さらに、不正プログラムの感染活動等について早期に検知でき	

るよう、システムの高度化を図った。

○　情報セキュリティ対策に関する広報啓発

講演会、警察庁セキュリティポータルサイト（@police)、情報セキュリティ対策ビデオの放映等を通じて情報セキュリティに関する情報提供を行った。また、インターネット安全・安心相談システムの運用、情報セキュリティ・アドバイザーの配置等により、サイバー犯罪等に係る相談に対応した。

○　国際連携の強化

Ｇ８ハイテク犯罪サブグループやＩＣＰＯ・アジア南太平洋ＩＴ犯罪作業部会への出席、警視庁・ＦＢＩサイバー犯罪ワーキング・グループやアジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、英国重大組織犯罪対策庁電子犯罪部とのサイバー犯罪の防止及び取締りのための協力に関する意図表明文書への署名等により、諸外国との国際連携を強化した。

○　産業界等との連携強化

総合セキュリティ対策会議において有識者、関連事業者等と共に情報セキュリティに関する官民連携の在り方について検討したほか、プロバイダ連絡協議会等において情報交換を行った。また、重要インフラ事業者等への個別訪問を通じて、情報システムの実態把握や連絡窓口の設置を推進した。このほか、民間企業との間で締結した技術協力に関する協定に基づき、解析支援ツールの提供を受けた。

○　不正アクセス取締関係資機材の最新化

捜索現場で必要となるハードディスクコピー機等の不正アクセス取締関係資機材を整備した。

○　インターネット上の違法・有害情報対策の強化

インターネット利用者から違法・有害情報の通報を受け付けるインターネット・ホットラインセンターの運用を開始したほか、フィルタリングの普及に向けた活動等を実施した。

効果の把握の手法及びその結果

（効果の把握の手法）

各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。

（結果）

業績指標①　サイバー犯罪の検挙件数

18年中のサイバー犯罪の検挙件数は4,425件と、17年に比べ1,264件（40.0%）増加した。

○　サイバー犯罪の検挙件数

	14年	15年	16年	17年	18年
不正アクセス禁止法違反	105	145	142	277	703
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	30	55	55	73	129
ネットワーク利用犯罪	1,471	1,649	1,884	2,811	3,593
合計	1,606	1,849	2,081	3,161	4,425

【事例】

無職の男は、電子掲示板を通じて共犯者を募り、17年６月から18年５月にかけて、実在するインターネット・オークション運営会社を装って不特定多数の者に電子メールを送り、同社のウェブサイトに見せ掛けて作成した偽のウェブサイトを閲覧するよう誘導し、これを本物のウェブサイトであると誤信した者に識別符号を入力させてこれを不正に取得した上、無職の女らにこの識別符号を使って不正アクセスさせ、他人になりすまして商品を架空に出品させ、落札した者から代金をだまし取った。18年５月、無職の男ら８人を詐欺罪及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反（不正アクセス行為）で逮捕した（京都、静岡、熊本)。

したがって、業績指標①については、サイバー犯罪の検挙件数を前年よりも増加させるという目標を達成した。

＜参考指標①＞　サイバー犯罪等に関する相談受理件数

18年中の都道府県警察における相談受理件数は６万1,467件と、17年に比べ２万2,706件（27.0%）減少した。

また、17年６月から運用を開始したインターネット安全・安心相談システムについては、18年中のアクセス件数は39万3,234件であった。

○　サイバー犯罪等に関する相談受理件数

	14年	15年	16年	17年	18年	増減
詐欺・悪質商法	3,193	20,738	35,329	41,480	21,020	-20,460
インターネット・オークション	3,978	5,999	13,535	17,451	14,905	-2,546
名誉毀損、誹謗中傷等	2,566	2,619	3,685	5,782	8,037	2,255
迷惑メール	2,130	2,329	3,946	3,975	2,930	-1,045
違法・有害情報	2,261	4,225	4,157	5,317	4,335	-982
不正アクセス、ウイルス	1,246	1,147	2,160	3,965	3,323	-642
その他	3,955	4,697	7,802	6,203	6,917	714
合計	19,329	41,754	70,614	84,173	61,467	-22,706

○　インターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数

17年 ６月～12月	18年
226,774	393,234

＜参考指標②＞　インターネット利用者数

18年中の日本のインターネット利用者は、は8,754万人と、17年に比べ225万人（2.6%）増加した。

○　インターネット利用者数（万人）（注）

17年	18年
8,529	8,754

注：平成18年通信利用動向調査（総務省）に基づく。

業績指標②　技術支援件数

18年中の技術支援件数は１万5,003件と、17年に比べ4,002件（36.4%）増加した。

○　技術支援件数

17年	18年
11,001	15,003

したがって、業績指標②については、前年よりも技術支援件数を増加させるという目標を達成した。

業績指標③　サイバーテロ対策セミナー又は訓練の実施

18年中は45都道府県でサイバーテロ対策セミナー又は訓練を実施し、17年に比べ12都道府県増加した。また、18年中の実施回数は182回で、17年に比べ98回（116.7%）増加した。

○　サイバーテロ対策セミナー又は訓練の実施状況

	17年	18年
サイバーテロ対策セミナー	62	91
訓練	22	91
合計	84	182

したがって、業績指標③については、全都道府県中45都道府県（約96%）においてサイバーテロ対策セミナー又は訓練を実施したことから、ほぼ達成されたと認められる。

評価の結果	業績指標①及び②は、共に達成されており、また業績指標③についても、

	ほぼ達成されていることから、サイバー犯罪、サイバーテロ対策はおおむね推進されたと認められる。 　しかしながら、サイバー犯罪は年々増加し、サイバー犯罪等に関する相談の受理件数は依然として高い水準にある。また、犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化や電磁的記録媒体の多様化・大容量化が進んでいる。 　また、納税手続を始めとした各種行政手続、レセプトの提出・受領等のオンライン化等、社会においてインターネットが利用される領域が拡大してきており、今後更にインターネット社会の加速度的発展が想定されるところ、これらの発展に伴う様々なリスクに、これまで以上に迅速かつ的確に対応するため、サイバー犯罪対策を更に強力に推進する必要がある。 　さらに、サイバーテロ対策については、一部の県でサイバーテロ対策セミナー又は訓練が実施されていないなど、各都道府県警察の取組みには格差がみられることや、重要インフラへの情報通信技術の浸透、サイバー攻撃の手段の高度化等を踏まえ、取組みを更に強力に推進する必要がある。
評価の結果の政策への反映の方向性	ＩＴの発展に伴って情報セキュリティに対する脅威が増大する中、更なるコンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、国民が高度情報通信ネットワークをより安心して利用することができるようにするため、サイバー犯罪の取締りを強化するとともに、デジタルフォレンジック（犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続）の確立に向けた取組みの推進等により、効率的かつ効果的な技術支援を行っていくほか、サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための態勢の強化に向けた取組みを進めるなど、サイバー犯罪、サイバーテロ対策を更に強力に推進する。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	・平成18年のサイバー犯罪の検挙及び相談状況について（19年２月広報資料） ・平成18年通信利用動向調査（19年５月総務省報道資料）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課

基本目標８　業績目標１　平成18年実績評価書

基本目標	ＩＴを活用した国民の利便性・サービスの向上	
業績目標	警察行政の電子化の推進	
業績目標の説明	国民の利便性・サービスの向上を図る必要性があることから、警察庁電子政府構築計画の一環として、警察行政の電子化を推進する。	
業績指標 及び達成目標	業績指標①	指標：国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率 達成目標：100%を継続する。 基準年：16年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 国民の利便性・サービスの向上の度合いを測る指標の一つであるため
	業績指標②	指標：歳入金（手数料）の納付手続のオンライン化状況 達成目標：インターネットを利用した歳入金納付手続を実施する。 基準年：17年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： インターネットを利用した歳入金納付手続の実施は、警察業務の電子化の推進状況を測る一つの指標となるため
	業績指標③	指標：オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率 達成目標：100%を継続する。 基準年：16年　　達成年：18年 目標設定の考え方及び根拠： 国民の利便性・サービスの向上の度合いを測る指標の一つであるため
参考指標	参考指標①	警察庁ウェブサイトへのアクセス件数
業績目標達成のために行った施策	○　オンライン利用の促進のための環境整備 歳入金（手数料）の納付のためのシステム運用を開始するなどの環境整備を行った。	
効果の把握の手法及びその結果	（効果の把握の手法） 各業績指標について、基準年に対する達成年の状況を測定する。 （結果） **業績指標①　国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率** オンライン化可能な手続に占めるオンライン化された手続の割合は、15年度は75%であったが、16年度中に、残るすべての手続についてオンライン化を実現して100%を達成した後、17年度及び18年度において100%を継続した。	

	16年度	17年度	18年度
オンライン化された手続の割合の推移(%)	100	100	100

したがって、業績指標①については、オンライン化された手続の割合100%を継続するという目標を達成した。

業績指標②　歳入金（手数料）の納付手続のオンライン化状況

歳入金（手数料）の納付手続については、オンライン化に向け関係システムの整備を行い、18年６月より運用を開始したことから、目標を達成した。

業績指標③　オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率

メンテナンス等、事前に予定された運用停止を除く実質的な稼働率は、16年度に100%を達成した後、17年度及び18年度において100%を継続した。

	16年度	17年度	18年度
実質的な稼働率(%)	100	100	100

したがって、業績指標③については、オンライン申請・届出等手続対象システムの実質的稼働率100%を継続するという目標を達成した。

＜参考指標①＞　警察庁ウェブサイトへのアクセス件数

警察庁ウェブサイトへのアクセス状況を見ると、トップページに対するヒット件数では、17年度中は403万件で、18年度中は384万件と、19万件減少し、全ページのヒット件数も減少した。

	17年度	18年度
トップページのヒット件数	403万	384万
全ページのヒット件数	5770万	5019万

評価の結果

業績指標①から③までは、すべて達成された。

これらのことから、警察行政の電子化は推進されたと認められるが、更に警察行政の電子化を推進するためには、環境を維持するとともに、引き続きオンライン利用の促進に努める必要がある。

評価の結果の政策への反映の方向性

引き続き、国民の利便性・サービスの向上を図るべく、オンライン利用の促進のための環境整備に努めることとする。また、19年３月には、オンラインによる申請・届出等窓口が、e-Gov に統一されたところであり、変更となった窓口への案内を含め、警察庁の電子申請届出システムの適切な運用に努めることとする。

学識経験を有する者の知見の活

19年６月15日に開催した第14回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

用に関する事項	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	国家公安委員会・警察庁における行政手続のオンライン化状況について（平成18年８月）表１（国が扱う申請・届出等手続）
評価を実施した時期	18年１月から12月までの間
政策所管課	情報管理課